

官報

号外 昭和四十八年七月十日

第七十一回 衆議院會議録 第五十号

昭和四十八年七月十日(火曜日)

議事日程 第四十五号

昭和四十八年七月十日

午後二時開議

- 第一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第二 船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 第四 日本放送協会昭和四十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 第五 日本放送協会昭和四十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 第六 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 日程第二 船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第四 日本放送協会昭和四十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 日程第五 日本放送協会昭和四十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 日程第六 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第七 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律案(稻村佐近四郎君外五名提出)

午後二時五分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案を議題といたします。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十八年七月三日

提出者

災害対策特別委員長 大原 亨

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域について、避難施設及び防災営農施設の整備を促進する等の措置を講じ、もつて当該地域における住民等の生命及び身体安全並びに農林漁業の経営の安定を図ることを目的とする。

(避難施設緊急整備地域の指定等)

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案

一二三四

設置緊急整備地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定しようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(避難施設緊急整備計画)

第三条 避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該避難施設緊急整備地域について、住民等のすみやかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画(以下「避難施設緊急整備計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画を変更する場合について準用する。

第四条 避難施設緊急整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路又は港湾の整備に関する事項

二 広場の整備に関する事項

三 避難施設その他の避難施設の整備に関する事項

四 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項

五 その他法令で定める事項

(避難施設緊急整備計画に基づく事業の実施)

第五条 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、地方公共団体その他の者が実施するものとされているものを除き、市町村が実施するものとする。

(国の予算への経費の計上及び特別な助成)

第六条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

2 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(起債の特例)

第七条 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体を実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものとする。

(防災営業施設整備計画)

第八条 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画(以下「防災営業施設整備計画」という。)を作成するものとする。

2 都道府県知事は、防災営業施設整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び関係農業団体の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、防災営業施設整備計画を作成したときは、これを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前二項の規定は、防災営業施設整備計画を変更する場合について準用する。

(補助等)

第九条 国は、防災営業施設整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置)

第十条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行なわれるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(火山現象の研究及び観測のための施設等の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第...号)第三條第一項に規定する避難施設緊急整備計画及び同法第八條第一項に規定する防災営業施設整備計画

理由

火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けおそれがあると認められる地域における住民等の生命及び身体安全並びに農林漁業の経営の安定を図るため、当該地域において避難施設及び防...

防災施設等の整備を促進する等の措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度約三億円の見込みである。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長大原亨君。

〔大原亨君登壇〕

○大原亨君 ただいま議題となりました活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案につき、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

わが国は、地理的、気象的悪条件もあり、年々歳々おびただしい風水害等の自然災害をこうむり、その被害がきわめて甚大と相なっており、これはいまだ申すまでもありません。

さらに、わが国は地震国であるとともに、環太平洋火山帯の西側に位置する火山国でもあります。わが国の国立、国定公園を中心とした山嶽水明の風光や、至るところでわき出る温泉などは、火山の与えるはかり知れない恩恵であります。

一方、雲仙岳や磐梯山等の大噴火により、古来、多数の犠牲者を出すとともに、地域産業、とりわけ農作物等に多大な被害を与えているのであります。

近年、開発が進むにつれ、地域住民のみならず、火山の恵みを活用せんとして人が集まり、施設をつくるため、一たび火山が活動すると、以前には考えられなかったような災害の発生が予想されるのであります。

いわゆる一般災害の対策及び予防につきましては、災害対策基本法をはじめ、各種の法律並びに行政運用により対策が講ぜられているところであり、活動火山による災害及びその予防につきましては、従来十分な措置が講じられておりま...

せん。

火山爆発の予知の困難性及び爆発の態様によつては、相当悲惨な事態を招くことも考えられることから、事前に避難施設等を整備し、考えられる対策を樹立する必要があるところであります。

そこで、今次の桜島の爆発に伴い発生しております被害の実態等にかんがみ、これを契機に所要の立法措置を講じようとするものであります。次に、本法案の内容についてその概要を申し上げます。

まず、本法案の目的は、火山の爆発により著しい被害を受け、または受けるおそれがあると認められる地域について、避難施設を整備することによりまして住民等の生命及び身体を安全をはかることと、住民生活をささえております農業についての防災施設等を整備すること等によりまして、民生の安定に寄与しようとするものであります。

第二は、避難施設緊急整備地域の指定についてであります。

内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、または生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を、避難施設緊急整備地域として指定を行ない、これを公示することといたしております。

第三は、避難施設緊急整備計画の策定等についてであります。

地域指定を受けた区域を持つ関係都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けるものとしております。

なお、同計画には、

- 一、道路または港湾の整備に関する事項
- 二、広場の整備に関する事項
- 三、避難壕その他の避難施設の整備に関する事項
- 四、学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項

昭和四十八年七月十日 衆議院会議録第五十号

五、その他政令で定める事項について定めるものとしております。

なお、同計画に基づく事業は、法律の規定により国等が実施するものを除いて、市町村が実施するものとしております。

第四は、財政上の措置についてであります。

避難施設緊急整備計画に基づく事業につきましては、国は、毎年度、財政の許す範囲内において、必要な経費を予算に計上することを義務づけるとともに、地方公共団体等に対しては、補助金の交付、資金の融通、あっせん等、必要な措置を講ずることができるといたしております。

また、当該事業に係る地方公共団体の必要な経費につきましては、地方財政法第五条に該当しないものにつきましても、地方債をもってその財源とすることができるとし、国が資金運用部資金等をもって引き受けるものとしております。

第五は、防災農業施設整備計画についてであります。

火山災害の特殊性の一つは、相当長期間にわたる降灰等により、農作物等に甚大な被害を及ぼすこととあります。

都道府県知事は、避難施設緊急整備地域またはその周辺の地域で、火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につきましては、防災農業施設整備計画を作成することといたしております。

なお、国は、同計画に基づく事業の実施に要する経費の一部を補助し、また、被害農林漁業者に対しましては、国及び地方公共団体は、長期かつ低利の資金の融通について、必要な措置を講ずるようつとめるものとしております。防災農業施設としては、たとえば、畑地かんがい、被覆栽培施設あるいは果樹等の集荷施設が予定されております。

第六は、火山噴火予知の重要性にかんがみまし

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案 船舶安全法の一部を改正する法律案

て、国及び地方公共団体は、火山現象の研究、観測のための施設及び組織の整備につとめなければならないことといたしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

災害対策特別委員会におきましては、本案につきまして災害対策の基本問題に関する小委員会において、鋭意検討を重ね、去る三日宇田小委員長から報告を受け、内閣の意見を聴取し、次いで全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決した次第であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第二 船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、船舶安全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

船舶安全法の一部を改正する法律案右 国会に提出する。

昭和四十八年二月二十日 内閣総理大臣 田中 角榮

船舶安全法の一部を改正する法律 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章 船舶ノ施設(第一条―第二十五条)

第二章 小型船舶検査機構

第一節 総則(第二十五条の二―第二十五条の八)

第二節 設立(第二十五条の九―第二十五条の十四)

第三節 管理(第二十五条の十五―第二十五条の二十六)

第四節 業務(第二十五条の二十七―第二十五条の三十二)

第五節 財務及び会計(第二十五条の三十三―第二十五条の三十八)

第六節 監督(第二十五条の三十九―第二十五条の四十二)

第七節 補則(第二十五条の四十一・第二十五条の四十二)

第八節 罰則(第二十五条の四十三―第二十五条の四十五)

第三章 指定検定機関(第二十五条の四十六―第二十五条の五十五)

第四章 雑則(第二十六条―第二十九条ノ八) 附則

第一章 船舶ノ施設

第二条第二項を次のように改める。

前項ノ規定ハ機軸ノミヲ以テ運転スル舟ニシテ主務大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他主務大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信若ハ無線電話ニ付命令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他命令ノ定ムルトキ行フ検査(臨時検査)

第五条第一項第四号中「前各号ノ外」の下に「一定ノ範囲ノ船舶ニ付第二条第一項ノ命令ニ適合セザル虞アルニ因リ」を加え、「臨時検査」を特別検査

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

船舶安全法の一部を改正する法律案

一二六

查」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 船舶検査証書ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査(臨時航行検査)

第五号ノ二を削る。

第六号第三項中「本法施行地ニ於テ」「ヲ製造シ又ハ修繕スル者及び」「其ノ物件ニ付」を削り、同条第四項中「前二条ノ検査」を「前条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル)」に改める。

第六号ノ二中「第二号第一項各号」を「船舶又ハ

第二号第一項各号」に、「製造工事ノ能力」を「製造工事又ハ第五号第一項第三号ノ命令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ノ工事(以下改造修理工事ト称ス)ノ能力」に改め、「ニ係ル製造工事」及び「其ノ製造工事」の下に「又ハ改造修理工事」を加え、「前三条」を「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六号ノ三 船舶又ハ第二号第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備(第五号第一項第三号ノ命令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク以下同ジ)ニ付整備規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ従ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ主務大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受ケベキ事由ノ生

ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六号ノ四 船舶又ハ第二号第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付主務大臣ノ型式承認ヲ受ケタル製造者ガ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、主務大臣ノ指定シタル者(以下指定検定機関ト称ス)又ハ次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査

機構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ第五号ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六号ノ検査ヲ省略ス前項ノ規定ニ依リ型式承認ヲ受ケ且第六号ノ二ノ規定ニ依リ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造工事ノ能力ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該船舶又ハ物件ヲ製造シ且命令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶又ハ物件ガ同項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル型式ニ適合シタルモノタルコトヲ確認シタルトキハ同項ノ規定ニ依リ検定ニ合格シタルモノト看做ス

第七号第一項中「第五号ノ二」を削り、同条に次の一項を加える。

前条第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検定ハ当該船舶又ハ物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁ノ行フ

第七号の次に次の一条を加える。

第七号ノ二 長サ十二メートル未満ノ船舶(以下小型船舶ト称ス)ニ係ル本章ニ定ムル検査(特別検査及再検査ヲ除ク)ニ関スル事務(命令ヲ以テ定ムル小型船舶ニ係ルモノヲ除ク以下小型船舶検査事務ト称ス)ハ次章ノ規定ニ依リ小型船舶検査機構ガ設立セラレタルトキハ小型船舶検査機構ニ之ヲ行ハシム此ノ場合ニ於テ次条、第九号、第十号ノ二及第十一号中管海官庁トアルハ小型船舶検査機構トス

主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ政令ヲ以テ指定スル都道府県知事ニ小型船舶検査事務ヲ行ハシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ次条、第九号、第十号ノ二及第十一号中管海官庁トアルハ都道府県知事トス

小型船舶検査機構ハ前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル都道府県知事ニ係ル都道府県ノ区域ニ於テハ当該都道府県知事ノ行フ小型船舶検査事務ヲ行フコトヲ要セズ

天災其ノ他ノ事由ノ生ジタルニ因リ小型船舶検査機構又ハ第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル都道府県知事ニ於テ小型船舶検査事務ヲ円滑ニ

執行スルコト能ハザルニ至リタル場合ニシテ主務大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前条ノ規定ニ依リ管海官庁亦之ヲ行フ

第八号中「管海官庁ノ検査」の下に「(特別検査ヲ除ク)を加え、同条に次の一項を加える。

第九号第一項中「船舶検査証書」の下に「及船舶検査済票(小型船舶ニ限ル)」を加え、「交付ス」を「交付スベシ」に改め、同条第二項中「特別検査」を「臨時航行検査」に、「特別船舶検査証書」を「臨時航行許可証」に、「交付ス」を「交付スベシ」に改め、同条第三項中「付ス」を「付スベシ」に改め、同項の次に次の二項を加える。

管海官庁、指定検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六号ノ四第一項ノ規定ニ依リ検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書を交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

第六号ノ四第二項ノ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ命令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ

第十号第一項ただし書を次のように改める。

但シ旅客船ヲ除キ平水区域ヲ航行区域トスル船舶又ハ総噸數二十噸未満ノ船舶ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ六年トス

第十号第三項中「又ハ臨時検査」を、「臨時検査又ハ特別検査」に改める。

第十号ノ二中「交付ス」を「交付スベシ」に改める。

第十号ノ三中「最大搭載人員、制限汽圧」及び「特殊船舶検査証書」を削り、「船舶検査手帳」を「船舶検査済票、臨時航行許可証及船舶検査手帳」に改め、同条に次の一項を加える。

第十一号第一項中「船舶ニ付」を削り、「検査」の下に「又ハ検定」を加え、同項及び同条第二項中「再検査」の下に「又ハ再検定」を加え、同条第三項中「検査」の下に「又ハ検定」を加え、同条に次の一項を加える。

指定検定機関又ハ小型船舶検査機構ノ行フ検定ニ付テハ第一項中管海官庁トアルハ指定検定機関又ハ小型船舶検査機構ト説替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

第十二号第一項及び第二項中「第六号ノ二」の下に「若ハ第六号ノ三」を加え、同条第三項中「本法」の下に「又ハ本法ニ基キ命令」を加える。

第十四号を削り、第十三号ノ二を第十四号とする。

第十五号第一項中「前条第三号」を「第二十九号ノ七第三号」に改める。

第十六号を次のように改める。

第十六号 削除

第十七号中「一万円」を「三十万円」に改める。

第十八号中「船舶所有者及船長」を「一年以下ノ懲役又ハ三十万円」に改め、同条第一号中「船舶検査証書ヲ受有セズシテ」を「船舶検査証書又ハ臨時航行許可証ヲ受有セザル」に改め、「又ハ特殊船舶検査証書ヲ受有セズシテ船舶ヲ特殊ノ用途ニ使用シ」を削り、同条第七号中「中間検査」の下に「又ハ特別検査」を加え、「受ケズシテ」を「受ケザル」に改め、同条第八号中「船舶検査証書」の下に「又ハ臨時航行許可証」を加え、「又ハ特殊船舶検査証書ニ記載シタル条件ニ違反シテ船舶ヲ特殊ノ用途ニ使用シ」を削り、同条第九号を次のように改める。

九 第五号ノ検査ヲ受ケタル後第二号第一項各号ニ掲グル事項若ハ無線電信若ハ無線電話ニ付第五号第一項第三号ノ命令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ヲ行ヒタル場合又ハ同号ノ命令ノ定ムル所ニ該當スル場合ニ於テ臨時検査ヲ受ケザル船舶ノ航行ノ用ニ供シタルトキ第十八号に次の三項を加える。

船長前項各号ニ掲グル違反行為ヲ為シタルトキハ船長ヲ罰スルノ外船舶所有者ニ對シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

船長以外ノ船舶乗組員第一項各号ニ掲グル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外船長

ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者(船舶乗組員ヲ除ク)船舶所有者ノ業務ニ関シ第一項各号ニ掲グル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ船舶所有者ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

第十九条中「第九号ニ掲グル証書」を「船舶検査証書、船舶検査済票、臨時航行許可証又ハ合格証明書」に、「五千元」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対シテ第九号第五項ノ標示ヲ附シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十条中「五千元」を「二十万円」に改める。

第二十一条中「正当ノ事由ナクシテ」を「第十二条第一項ノ規定ニ依ル」に、「千円」を「五万円」に改める。

第二十一条ノ二中「第六条ノ二」の下に「若ハ第六条ノ三」を加え、「千円」を「五万円」に改める。

第二十三条中「千円」を「五万円」に改める。

第二十三条第一項中「船舶協会」の下に「役員又ハ」を加える。

第二十四条中「船舶協会」の下に「役員又ハ」を加え、「交付、提供又ハ約束シ」を「供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シ」に、「三千円」を「三十万円」に改める。

第二十四条ノ二第一項中「第五条ノ二、第十条第二項」を「第八条第二項及」に改め、「及第二十八条を削り、同条第二項中「五千元」を「五万円」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十九条乃至第二十一条ノ二ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第二十五条の次に次の二章を加える。

第二章 小型船舶検査機構

第一節 総則

(目的)
第二十五条の二 小型船舶検査機構は、小型船舶検査事務等を行なうことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とする。

(法人格)
第二十五条の三 小型船舶検査機構(以下「機構」という)は、法人とする。

(数)
第二十五条の四 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)
第二十五条の五 機構の資本金は、三千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)

第二十五条の六 機構は、その名称中に「小型船舶検査機構」という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に「小型船舶検査機構」という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十五条の七 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十五条の八 民法(明治二十九年法律第八十号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構

について準用する。

第二節 設立

(発起人)
第二十五条の九 機構を設立するには、船舶の堪航性及び人命の安全の保持について半議経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)
第二十五条の十 発起人は、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第二十五条の十一 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に關する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行なわれ、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することが確実であると認められること。

第二十五条の十二 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、それぞれ第二十五条の十八第一項の規定により理事長及び監事に任命されたものと

する。

(事務の引継ぎ)

第二十五条の十三 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、第二十五条の五第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)
第二十五条の十四 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十五条の十五 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に關する事項

五 業務及びその執行に關する事項

六 財務及び會計に關する事項

七 定款の変更に關する事項

八 公告の方法

2 機構の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第二十五条の十六 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五条の十七 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

船舶安全法の一部を改正する法律案

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

船舶安全法の一部を改正する法律案

を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監督する。

(役員)の任命

第二十五条の十八 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員)の任期

第二十五条の十九 役員は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員)の欠格事項

第二十五条の二十 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員)の解任

第二十五条の二十一 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第二十五条の二十二 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十五条の二十三 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(職員)の任命

第二十五条の二十四 機構の職員は、理事長が任命する。

(職員)の兼職禁止

第二十五条の二十五 職員は、船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を営む者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条の二十六 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第二十五条の二十七 機構は、第二十五条の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 小型船舶検査事務

二 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ四第一項の規定による検定に関する事務

三 小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第二十五条の二の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十五条の二十八 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(検査事務規程)

第二十五条の二十九 機構は、小型船舶検査事務の開始前に、小型船舶検査事務の実施に関する規程(以下「検査事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした検査事務規程が小型船舶検査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その検査事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 検査事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(小型船舶検査員)

第二十五条の三十 機構は、小型船舶検査事務を行なう場合において、小型船舶が第二條第一項の命令に適合するかどうかの判定に関する業務については、小型船舶検査員に行なわせなければならない。

2 小型船舶検査員は、船舶の検査又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する運輸省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 機構は、小型船舶検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 運輸大臣は、小型船舶検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶検査事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、小型船舶検査員の解任を命ずることができる。

5 前項(第二十五条の五十三において準用する場合を含む。)の規定による命令により小型船舶検査員又は検定員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶検査員となることができない。

(小型船舶の検査設備)

第二十五条の三十一 機構は、小型船舶検査事務を行なう事務所ごとに、運輸省令で定めるところにより、検査設備を備へ、かつ、これを維持しなければならない。

(検定に関する事務を行なう場合における準用)

第二十五条の三十二 前三條の規定は、機構が第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務を行なう場合について準用する。この場合において、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは「第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは「検定事務規程」と、第二十五条の三十第一項中「小型船舶」とあるのは「船舶又は物件」と、第二條第一項の命令」とあるのは「これに係る第六條ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」と、前条中「検査設備」とあるのは「検定設備」と読み替へるものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条の三十三 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可等)

第二十五条の三十四 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

同様とする。

(財務諸表)

第二十五条の三十五 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(借入金)

第二十五条の三十六 機構は、資金の借入れ(借換を含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十五条の三十七 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第二十五条の三十八 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六節 監督

(監督命令)

第二十五条の三十九 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第二十五条の四十 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を

検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(解散)

第二十五条の四十一 機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第二十五条の四十二 運輸大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十五条の二十七第二項、第二十五条の二十八第一項、第二十五条の三十四又は第二十五条の三十六の認可をしようとするとき。
- 二 第二十五条の三十五第一項又は第二十五条の三十七の承認をしようとするとき。
- 三 第二十五条の三十八の運輸省令を定めようとするとき。

第八節 罰則

第二十五条の四十三 第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十五条の四十四 第二十五条の六第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の規定は、前項の違反行為について準用する。

第二十五条の四十五 次の各号の一に該当する場合合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この章の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十五条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十五条の二十七第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第三章 指定検定機関

(指定)

第二十五条の四十六 第六条ノ四第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、検定を行なうとする者の申請により行なう。

2 運輸大臣は、指定を行なう場合において、検定を行なうことができる船舶又は物件が第六条各号に掲げる事項に係る物件の範囲を限定することが出来る。

(指定の基準)

第二十五条の四十七 運輸大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が第二十五条の十一第三号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

2 運輸大臣は、指定の申請者が、次の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。
- 二 検定に関する業務以外の申請者の行なう業務により検定を公正に実施することができないおそれがある者であること。
- 三 第二十五条の五十二の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
- 四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者であること。

イ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任

され、その解任の日から二年を経過しない者

(役員を選任及び解任)

第二十五条の四十八 指定検定機関の役員を選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定検定機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検定事務規程に違反する行為をしたとき、又は検定の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(検定員)

第二十五条の四十九 指定検定機関は、検定を行なう場合において、当該船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定に関する事務については、検定員に行なわせなければならない。

(予算等の認可等)

第二十五条の五十 指定検定機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第二十五条の五十一 指定検定機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消)

第二十五条の五十二 運輸大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

船舶安全法の一部を改正する法律案

一三三〇

る。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十五条の四十七第二項第四号に該当するに至つたとき。

三 第二十五条の四十八第二項の規定又は次条において準用する第二十五条の二十九第二項、第二十五条の三十第四項若しくは第二十五条の三十九の規定による命令に違反したとき。

四 次条において準用する第二十五条の二十九第一項の規定により認可を受けた検定事務規程によらないで検定を行つたとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(準用)

第二十五条の五十三 第二十五条の二十九、第二十五条の三十九及び第二十五条の四十の規定は指定検定機関について、第二十五条の二十六の規定は検定の業務に従事する指定検定機関の役員及び職員について、第二十五条の三十二第二項から第五項までの規定は検定員について、それぞれ準用する。この場合において、第二十五条の二十九中「検査事務規程」とあるのは、「検定事務規程」と読み替へるものとする。

(罰則)

第二十五条の五十四 第二十五条の五十二の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の五十一の許可を受けないで検定の業務の全部を廃止したとき。

二 前条において準用する第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五条の五十五 第二十五条の五十三において

て準用する第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十六条の前に次の章名を附する。

第四章 雑則

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 船舶ノ構造性及人命ノ安全ニ関シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ従フ

第二十八条に次の三項を加える。

前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得
前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰金ハ十万円以下ノ罰金トス

第十二条ノ規定ハ第一項ノ命令ノ施行ニ付適用アルモノトス

本則中第二十九条の次に次の七条を加える。

第二十九条ノ二 都道府県知事ハ小型船舶ノ構造性及人命ノ安全ニ関シ必要アリト認ムルトキハ特別検査、臨検其ノ他必要ナル措置ヲ執ルベキコトヲ主務大臣ニ要請スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ構造性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九条ノ四 第二章ノ規定ニ依ル検査、認定、認可、型式承認若ハ検定又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ書換(以下検査等ト称ス)ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ国(機構、第七七条ノ二ノ政令ヲ以テ指定スル都道府県知事又ハ指定検定機関ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ当該検査等ニ係ル機構、都道府県又ハ指定検定機関)ニ納付スベシ但シ国ニ於テ主務大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ手数料ニシテ機構、都道府県又ハ指定検定機関ニ納付サレタルモノハ各機構、当該都道府県又ハ当該指定検定機関ノ収入トス

前条ノ規定ニ基テ条約ノ施行ニ関スル命令又ハ第二十八条第一項ノ規定ニ基テ命令ニ依ル事務

ニシテ検査、証書ノ発給及貨物ノ運送方法ニ関スル承認ニ関スルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第二条第一項ノ命令ニ於テ同項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ノ工作ヲ行フ者ノ資格ニ付管海官庁ノ行フ試験ニ合格シタルコトヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第二十九条ノ五 機構ノ為シタル小型船舶検査事務ニ係ル処分ニ対シ不服アル者ハ第十一条第一項又ハ第四項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外主務大臣ニ対シ行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)ニ依リ審査請求ヲ為スコトヲ得

第二十九条ノ六 第六条ノ二及第六条ノ三ニ規定スル主務大臣ノ職権ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ海運局長ニ委任スルコトヲ得

第二十九条ノ七 日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ左ニ掲グルモノニハ政令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用ス

一 本法施行地ノ各港間又ハ湖川港灣ノミヲ航行スル船舶
二 日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ借入レタル船舶ニシテ本法施行地ト其ノ他ノ地トノ間ノ航行ニ従事スルモノ

三 前二号ノ外本法施行地ニ在ル船舶
第二十九条ノ八 本法ニ基キ政令又ハ命令ヲ定メ又ハ改廃セントスルモノハ各政令又ハ命令ニ於テ必要ナル経過措置(罰則ニ係ルモノヲ含ム)ヲ定ムルコトヲ得

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 第二条第一項ノ規定ハ政令ヲ以テ定ムル總噸數二十噸未満ノ漁船ニハ当分ノ内ニ之ヲ適用セズ

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行する。ただし、第二条第二項の改

正規定、第七条の次に一条を加える改正規定及び第三十二条の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条第二項の改正規定の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて、この法律による改正前の船舶安全法(以下「旧法」といふ)第二条第一項の規定の適用を受けない船舶に該当し、かつ、この法律による改正後の船舶安全法(以下「新法」といふ)第二条第一項の規定の適用を受けることとなるものについては、同改正規定の施行の日から起算して三年をこえない範囲内において政令で定める日まで新法第二条第一項の規定により施設し、及び新法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、新法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 前項の政令で定める日は、船舶の用途ごとに、その長さの長い船舶を先とし、短い船舶をあととするように定めるものとする。

3 第一項に規定する船舶であつて、第二条第二項の改正規定の施行の日の前日において旧法第二十九条の規定による規則の船舶の検査に關する規定の適用を受けているものに係る施設及び検査については、同改正規定の施行の日から起算して三年をこえない範囲内において当該規則に係る都道府県知事が運輸大臣の認可を受けた規則に基づき船舶ごとに指定する日まで、なお従前の例による。ただし、新法第五条の規定による検査を受けることを妨げない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に小型船舶検査機構という文字を用いている者については、新法第二十五条の六第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 機構の最初の事業年度は、新法第二十五条の

三十三の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

3 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第二十五条の三十四中、当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

(電波法の一部改正)

第五条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第二号、第十三條第二項、第三十五條の二、第三十六條及び第六十三條第三項並びに第六十五條第一項の表中「第十四條」を「第二十九條」に改める。

(船舶職員法の一部改正)

第六條 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第十四條」を「第二十九條」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「及び軽自動車検査協会」を「軽自動車検査協会及び小型船舶検査機構」に改める。

第七十三條の四第一項第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 小型船舶検査機構が直接船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の二

十七第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産

第三百四十八條第二項第二十三号の二の次に次の一号を加える。

二十三の三 小型船舶検査機構が直接船舶安全法第二十五条の二第七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

(所得税法の一部改正)

第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「小型自動車競走会の項」の次に次のように加える。

小型船舶検査機構 船舶安全法

(法人税法の一部改正)

第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「中港務局の項」の次に次のように加える。

小型船舶検査機構 船舶安全法

(印紙税法の一部改正)

第十條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二「中港務局の項」の次に次のように加える。

小型船舶検査機構 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

(登録免許税法の一部改正)

第十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二「中港務局の項」の次に次のように加える。

小型船舶検査機構 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 小型船舶検査機構を監督すること。

第二十四條第一号中「検査」の下に「及び型式承認」を加え、同条第一号の三の次に次の一号を加える。

船舶安全法の一部を改正する法律案

一の三の二 小型船舶検査機構に關すること。

(罰則に關する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における小型の船舶の普及及び海難事故の現状にかんがみ、その堪航性及び人命の安全の保持を図るため、小型の船舶に對して検査を実施するとともに、これを行なうことを目的とする小型船舶検査機構について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長長久保三郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔久保三郎君登壇〕

○久保三郎君 たいだいま議題となりました船舶安全法の一部を改正する法律案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における小型船舶の増加、特に、海岸レクリエーションの活発化に伴い、いわゆるモーターボート等が急激に増加し、かつ、広範囲に航行する機会が多くなつてきたこと、また、漁場の関係から、小型漁船が遠方海域へ出漁する機会が多くなつてきたことなどのため、これら船舶の安全性を確保することが強く要請されてきており、このような実情にかんがみ、その堪航性及び人命の安全確保をはかるため、小型船舶に對しても安全基準を定めて検査を統一的に実施するとともに、小型船舶検査機構を設立し、海難事故の防止に資することを目的とするものであります。

そのおもな内容は、第一に、小型船舶に對しても、特定の簡易な構造の船舶等を除き、検査を義務づけ、有効な船舶検査証書を受有しなければ航行の用に供してはならないものとする。

第二に、船の長さ十二メートル未満の小型船舶の検査事務のうち、特定の船舶に係るもの以外のものの検査事務は、運輸大臣の認可を受けて設立される小型船舶検査機構に行なわせるものとする。

第三に、小型船舶検査機構は、全額政府出資の法人とし、その設立、役員、業務、財務等に関する規定を設けるものとする。

第四に、小型船舶に對する検査の実施に伴い、船舶の改造、修理及び整備についての認定事業場制度の新設及び型式承認制度の採用等により検査の合理化をはかるとともに、その他所要の規定を整備する。

本案は、去る三月八日付託され、四月四日提案理由の説明を聴取し、六月二十日質疑に入るとともに、委員派遣を行ない、七月四日質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に對し、今後のレジャーボートの増加傾向に對処するため、レジャーボートの航法及び航行水域を規制し、海上交通の安全確保をはかると、強化プラスチック船の廃船処理対策を内容とする自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党五党共同提案にかかる附帯決議が全会一致をもって付された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和四十八年七月十日 衆議院会議録第五十号

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十八年四月四日

内閣総理大臣 田中 角榮

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定中濃縮ウランの供給保証、供給限度量等に関する規定について改正を行なうため、昭和四十八年三月二十八日にワシントンで、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百七十二年二月二十四日に交換された書簡

によりその第九条Aに規定する制限量が増大された千九百六十八年二月二十六日にワシントンで署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協力協定」という。)を改正することを希望して、

次のとおり協定する。

第一条

協力協定第七条を次のように改める。

第七条

A (1) 合衆国委員会のウラン濃縮のための施設の能力の利用可能性及び第九条において移転のために認められた量の範囲内で、日本

国内における動力への利用のために燃料として使用する同位元素U-二三五の濃縮ウランを生産し又は濃縮することを目的として、この(1)に定めるところにより、合衆国委員会と日本国政府又はその管轄の下にある認められた者との間で契約を締結することができ、日本国政府又はその管轄の下にある認められた者は、そのような役務を必要とする場合であつて、量、濃縮度、引渡計画その他の役務の提供に関する条件を定める確定的な契約を締結する用意がある場合には、合衆国委員会の施設においてその時に利用可能であり、かつ、未配分であるウラン濃縮能力を、そのような役務の他の購入者との間における公平を基礎として利用することができ、そのよう当事国政府により了解される。そのよう役務の提供のための契約は、時宜に応じて交渉され及び締結される。

(2) 合衆国委員会は、さらに、日本国政府又はその管轄の下にある認められた者が要請する場合に、自己の選択に基づき、かつ、合意される条件により、第九条において移転のために認められた量の範囲内で、日本国内における動力への利用のために燃料として使用する同位元素U-二三五の濃縮ウランを売却することができる。

B 合衆国委員会は、日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に対し、合意される条件により、特定の研究における利用(研究

用、材料試験用又は実験用の原子炉及び原子炉実験における利用を含む。)のために燃料として使用する同位元素U-二三五の濃縮ウランの移転(特に濃縮役務契約による供給)を行なう。

C 特殊核物質は、また、受領当事国の領域内における転換役務若しくは加工役務又はその双方の遂行及び特殊核物質を移転した当事国の領域へのその後の返還又はこの協定の規定に従つて行なわれる第三国若しくは国際機関へのその後の移転のため、合意される条件により、いずれか一方の当事国政府又は当該政府により特殊核物質を受領することを認められた者に移転することができるものとし、特殊核物質のそのような移転には、特に、濃縮役務契約による供給を含む。

D 合衆国委員会は、日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に対し、合意される

ところに従い、かつ、第九条Bの規定に従うことを条件として、原子炉及び原子炉実験における燃料としての使用に供するため、同位元素U-二三五の濃縮ウラン以外の特殊核物質を移転することができる。個々の移転の条件は、事前に合意されるものとする。

第二条

協力協定第八条を次のように改める。

第八条

A この協定に基づいて供給される同位元素U-二三五の濃縮ウランは、同位元素U-二三五を二十パーセントまで含むことができ

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 一二三二

る。この協定に基づいて供給される同位元素 U—二三五の濃縮ウランの一部は、合衆国委員会がそのような移転について技術的又は経済的な正当性があると認めるときは、同位元素 U—二三五を二十パーセントをこえる割合で含む資材として提供することができる。

B 第九条の規定に従うことを条件として、第六条 B 又は第七条の規定に基づいて日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に移転される同位元素 U—二三五の濃縮ウランの量は、この協定において認められた目的（日本国における原子炉又は原子炉実験の燃料供給及びそれらの能率のかつ継続的運転を含む。）の達成のために必要なものとして相互に合意する数量を含むことができる。

C アメリカ合衆国から受領した特殊核物質が再処理を必要とするとき、又は同国から受領した燃料資材を含む照射を受けた燃料要素が原子炉から取り出されてその形状若しくは内容が変更されるときは、その再処理又は変更は、第十一条の規定が効果的に適用されるとの両当事国政府の共同の決定に基づいて日本国の施設において、又は相互に合意するその他の施設において行なうことができる。

D この協定又は旧協定に基づいて合衆国委員会により賃貸された燃料のいずれかの部分の中に照射の過程を経た結果生産された特殊核物質は、賃借者の債権勘定となり、その生産

された物質に対する権原は、C に定める再処理の後、合衆国委員会及び賃借者が別途合意する場合を除くほか、賃借者に属する。

E この協定又は旧協定に基づいて日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に移転された資材の使用を通じて生産された特殊核物質は、第三国又は国際機関に移転することができる。ただし、当該第三国若しくは国際機関がアメリカ合衆国政府との間に適当な協力のための協定を締結していること又は当該第三国若しくは国際機関がその特殊核物質を平和的目的のために使用することを両当事国政府が受け入れることができる保障措置の下で保証していることを条件とする。

F 日本国政府は、合衆国委員会がこの協定又は旧協定に基づいて同政府に賃貸した特殊核物質又は燃料要素に関し、その特殊核物質又は燃料要素の生産又は加工、所有、賃借並びに占有及び使用から生ずる原因のいかんを問わないすべての責任（第三者に対する責任を含む。）について、その特殊核物質又は燃料要素が合衆国委員会から日本国政府又は同政府のために行動する者に引き渡された後は、アメリカ合衆国政府に対しその責任を免れさせ、かつ、損害を与えないようにするものとする。

第三条
協力協定第九条を次のように改める。

第九条

A 日本国内における動力への利用のためこの協定又は旧協定に基づいてアメリカ合衆国から日本国に移転される同位元素 U—二三五の濃縮ウランを生産するために必要な分離作業量は、総設備容量六万メガワット（電気出力）又は両当事国政府の間でそれぞれの法律上及び憲法上の手続に従って合意される容量を有する原子炉の核燃料サイクルを維持するために必要な分離作業量をこえてはならない。

B 合衆国委員会によりこの協定に基づいて移転され又は旧協定に基づいて移転されたプルトニウムの純量は、三百六十五キログラムをこえてはならない。プルトニウムの純量は、日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に移転された総量から、この協定に従いアメリカ合衆国に返還され又は第三国若しくは国際機関に移転されたものの量を差し引いたものとする。

第四条

協力協定第十一条 B 中 (1) から (6) までの部分以外の部分を次のように改める。

アメリカ合衆国政府は、同政府が受け入れることができる国際原子力機関の保障措置の第十二条に規定するところによる適用がされないこととなつた場合には、この協定の他のいかなる規定にもかかわらず、保障措置に関する次の権利を有する。

第五条

協力協定第十二条を次のように改める。

第十二条

A 両当事国政府は、両当事国政府及び国際原子力機関により千九百六十八年七月十日に署名された三者間協定により、同機関が、旧協定又はこの協定に基づく保障措置の対象となる日本国政府の管轄の下にある資材、設備及び施設に第十一条の規定に適合する保障措置を適用してきたことに留意する。両当事国政府は、国際原子力機関の施設及び役務を引き続き利用することが望ましいと認めるので、両当事国政府と同機関との間の前記の三者間協定（随時行なわれることがある改正を含む。）又はこれに代わる新しい三者間協定に基づき、旧協定又はこの協定に基づく保障措置の対象となる資材、設備及び施設に同機関の保障措置が引き続き適用されることに合意する。

B いずれか一方の当事国政府が核兵器の不拡散に関する条約第三条 4 にいう協定又はこれと同様の協定であつて、この B にいう停止の目的のために他方の当事国政府が受け入れることができるものを国際原子力機関との間に締結する場合には、その協定が適用されている期間中、その協定を締結する当事国政府については、A の三者間協定で定める保障措置の適用は、停止する。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

C いずれの当事国政府も、この条に規定する

関係保障措置協定がこの協定の終了前に廃棄され、かつ、両当事国政府が国際原子力機関の保障措置の再開にすみやかに合意しない場合には、通告によりこの協定を廃棄することができる。両当事国政府は、いずれかの当事国政府がこの協定を廃棄する措置をとる前に、その廃棄の経済的影響を慎重に検討する。アメリカ合衆国政府は、日本国政府が他の動力源を得るための取極を行なうために十分な予告を同政府に与える前に、また、日本国政府は、アメリカ合衆国政府が生産計画を調整するために十分な予告を同政府に与える前に、廃棄の権利を行使しない。いずれか一方の当事国政府によりこの協定が廃棄された場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、この協定又は旧協定に基づいて供給され、かつ、まだ日本国内にあるすべての特殊核物質の返還が行なわれるように要請することができる。もつとも、アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国においてその時に有効な合衆国委員会の価格表に従つて、その特殊核物質を返還する者(日本国政府を含む)がそのように返還される特殊核物質について有する利益を補償する。

第六条

協力協定第十四条B中「三十」を「三十五」に改める。

第七条

この議定書は、それぞれの政府が、他方の政府から、この議定書の効力発生のための法律上及び憲法上のすべての要件を満たした旨の文書による通告を受領した日に効力を生じ、かつ、協力協定の効力の存続期間中効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百七十三年三月二十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

牛場信彦

アメリカ合衆国政府のために

マーシャル・グリーン

ディクシ・リー・レイ

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長藤井勝志君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤井勝志君登壇〕

○藤井勝志君 ただいま議題となりました日米原子力協定改正議定書の締結について承認を求めるの件につき、外務委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

わが国とアメリカ合衆国との間には、昭和四十三年に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための協定が締結されていますが、政府は、この協定を改正する議定書の締結について交渉を行ないました結果、合意に達しましたので、昭和四十八年三月二十八日ワシントンにおいて、本議定書に署名を行なったのであります。

本議定書のおもな内容は、米国からわが国に移転される濃縮ウランの供給限度量を大幅に引き上げたこと、濃縮ウランの供給は、当事者間の契約によつて行なわれること、移転される資材等の保障措置については、国際原子力機関による適用をたてまえること等でありました。

本件は、四月四日に国会に提出され、同日本委員会に付託されました。委員会においては、六月十三日大平外務大臣から提案理由の説明を聞き、また、参考人として学識経験者等を招致して意見を聴取するなど、慎重に審査を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくして、七月四日質疑を終了し、自由民主党西銘順治君の賛成討論、日本社会党石野久男君、日本共産党・革新共同柴田隆夫君、公明党渡部一郎君の反対討論の後、採決を行ないましたところ、本件は多数をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日程第五 日本放送協会昭和四十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書、日程第五、日本放送協会昭和四十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書、右両件を一括して議題といたします。

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
右
国会に提出する。

昭和四十七年二月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書外一件 一二三四

46 検 第 344 号
昭和 46 年 11 月 30 日

内閣総理大臣 佐藤 榮作殿

会計検査院長 白木 康雄閣下

日本放送協会昭和 45 事業年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和 45 事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和 45 年度財産目録

財 産 目 録
昭和 46 年 3 月 31 日現在

科 目	内 容		計 額		合 計
	摘 要	金 額	円	円	
(資産の部) 流動資産	現金	小口現金を含む	38,457,356	13,940,205,745	
	銀行預金		4,515,892,386	4,559,250,719	
	郵便振替		4,901,027		
	受信料未収金	受信料未収金の 未収受信料欠損引当金	1,801,191,489		
有価証券	受信料未収金	受信料未収金の 徴収不能見越額	785,000,000	△	
	電信電話債券ほか			7,087,343,988	
	受信改善業務用物品	受信障害防止器	2,400,406		
貯蔵品				134,743,156	

前払費用 その他の流動資産	貯蔵品	固定資産 有形固定資産 建物	減価償却引当金	長期借入金利息ほか	192,342,750	154,048,722
未収金	有価証券利息ほか	演奏所、放送所ほか	△ 15,805,880,710	諸立替払金	2,711,514	104,530,199,408
差入保証金	有価証券利息ほか	演奏所、放送所ほか	56,060,880,805	電信電話債券	16,970,000	103,868,158,202
差入保証有価証券	建物賃借保証金ほか	空中線設備ほか	△ 7,243,786,345	同上減価償却引当金		40,254,950,095
保管有価証券	放送設備ほか	同上減価償却引当金	18,459,015,647	同上減価償却引当金	93,723,541,575	34,459,050,589
自動車損害賠償支払準備資産	減価償却引当金	減価償却引当金	△ 59,264,490,986	同上減価償却引当金		
仮払金	減価償却引当金	減価償却引当金	573,625,694	楽器、事務用什器ほか		120,753,750

土 地		減価償却引当金	△	452,871,944	固定負債		貸借対照表	
建設仮勘定	演藝所・放送所敷地ほか	13,774,794,797			固定負債		昭和45年度貸借対照表	
無形固定資産	未完成施設	4,043,379,669			放送債券未償還金		昭和46年3月31日現在	30,570,000,000
無形固定資産	施設利用権ほか	662,041,206			長期借入金			14,900,000,000
特定資産		662,041,206			退職手当引当金			11,570,000,000
放送債券償還積立資産	放送債券償還積立金	1,490,000,000			負債合計			4,100,000,000
繰延勘定費用		1,490,000,000						40,465,091,957
放送債券発行差金	演藝所敷地賃借料未経過分ほか	179,276,938						
資産合計	放送債券償還積立金未償却額	32,482,385						
(負債の部)	放送債券発行差金未償却額	146,784,553						
流動負債	放送債券利息ほか	120,139,682,091						
短期借入金	翌年度分受信料の収納額	9,895,091,957						
未払金	放送債券利息ほか	1,016,507,918						
受信料前受金	部外技術協力料	0						
その他の流動負債	集金委託保証金ほか	8,475,797,315						
	集金委託保証金ほか	402,786,724						
	預り有価証券	2,019,034						
	自動車損害賠償支払準備金	73,262,000						
	自動車損害賠償支払準備金	1,700,000						
	源泉徴収所得税ほか	33,326,489						
		291,879,201						

(科目)	(金額)	(額)
(資産の部)		
流動資産		
現金預金	1,901,191,499	4,559,250,719
受信料未収金	△ 785,000,000	1,016,191,499
未収受信料欠損引当金		7,087,343,938
有価証券		134,743,156
貯蔵品		154,043,722
前払費用		988,627,711
その他の流動資産		13,940,205,745
流動資産合計		13,940,205,745
固定資産		
有形固定資産		
建物	56,060,880,805	40,254,950,095
建物減価償却引当金	△ 15,305,880,710	18,459,015,647
構築物	18,459,015,647	11,215,229,302
構築物減価償却引当金	△ 7,243,786,345	93,723,541,575
機械	93,723,541,575	

(資本の部)		
資本	本	75,000,000,000
積立金	金	8,160,602,449
当期資産充当金	金	1,289,400,000
当期剰余金	金	224,587,685
資本合計	計	79,674,590,134
負債資本合計	計	120,139,682,091

3 昭和45年度損益計算書
損益計算書
昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで

(科目)	(目)	(金額)	円
事業収入	料	90,511,394,088	円
受入金収入	入	147,398,310	
雑収入	入	1,403,758,762	
事業収入合計	計	92,062,552,160	
事業支出	与	27,321,582,555	
給内放込	費	26,531,827,814	
国際放込	費	741,274,281	
業務経費	費	8,454,924,752	
管理費	費	10,257,879,947	
調査研究費	費	1,482,346,601	
減価償却費	費	13,288,512,426	

機械減価償却引当金	△ 59,264,490,986	34,459,050,589
器具什器減価償却引当金	573,625,694	120,753,750
土地	△ 452,871,944	13,774,794,797
建設仮勘定		4,043,379,669
無形固定資産		662,041,206
固定資産合計		104,530,199,408
特定資産		1,490,000,000
放送債券償還積立資産		1,490,000,000
繰延勘定		32,482,385
前払費用		146,794,553
放送債券発行差金		179,276,938
繰延勘定合計		120,139,682,091
資産合計		
(負債の部)		
流動負債		0
短期借入金	金	1,016,507,918
未払金	金	8,476,797,315
受信料前受金	金	402,786,724
その他の流動負債		9,895,091,957
流動負債合計	計	
固定負債		
放送債券	金	14,800,000,000
長期借入金	金	11,570,000,000
退職手当引当金	金	4,100,000,000
固定負債合計	計	30,570,000,000
負債合計	計	40,465,091,957

関連経費		2,470,716,149
事業支出合計		90,548,564,475
事業収支差金		
資本支出充当	1,289,400,000	
当期剰余金	224,587,685	
事業収支差金合計		1,513,987,685

4 昭和45年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和45年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 概 要

日本放送協会は、事業経営の長期的構想のもとに、昭和45年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成とすべいた放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開発と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額1,201億3,968万2千円に対し、負債総額404億6,509万2千円、資本の部における資本750億円、積立金31億6,060万2千円、当期資産充当金12億8,940万円、当期剰余金2億2,458万8千円である。

次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると事業収入920億6,255万2千円に対し、事業支出905億4,856万4千円、資本支出充当12億8,940万円、当期剰余金2億2,458万8千円である。

財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

2 財産目録および貸借対照表

(1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,124億7,889万6千円に比べ76億6,078万6千円増加し、1,201億3,968万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

区分	昭和44年度末		昭和45年度末		増減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動資産	11,941,083	10.6	13,940,206	11.6	1,999,123
固定資産	96,337,034	85.7	104,530,199	87.0	8,193,165
特定資産	4,076,700	3.6	1,490,000	1.2	2,586,700
繰延資産	124,079	0.1	179,277	0.2	55,198
合 計	112,478,896	100.0	120,139,682	100.0	7,660,786

ア 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の119億4,108万3千円に比べ19億9,912万3千円増加し、139億4,020万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和44年度末	昭和45年度末	増減
現金	2,804,285	4,559,251	1,754,966
受取金	661,948	1,016,191	354,243
有価証券	7,244,970	7,087,344	157,626
貯蔵品	121,029	134,743	13,714
前払費用	101,359	154,049	52,690
その他の流動資産	1,007,492	988,628	18,864
合 計	11,941,083	13,940,206	1,999,123

注1 現金預金 (単位 千円)

区分	分 金 額	摘 要
現金	38,458	小口現金を含む
銀行預金	4,515,892	

郵便替	金額	摘要
合 計	4,901	
合 計	4,559,251	

注2 受信料未収金 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料未収金	1,801,191	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 785,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	1,016,191	

注3 有価証券 (単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
電信電話債権	858,555	839,036	839,036	
電 融 債 権	6,315,000	6,248,308	6,248,308	興業債券ほか
合 計	7,173,555	7,087,344	7,087,344	

注4 貯蔵品 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信改善業務用物品	2,400	受信機警防止器
貯蔵品	182,848	
放送記念品	116,865	
放送被服	13,586	
合 計	1,942	
合 計	134,743	

注5 前払費用 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
長期借入金利息	112,264	
その他の前払費用	41,785	自動車損害賠償責任保険保険料ほか
合 計	154,049	

注6 その他の流動資産 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
未収入保証金	137,714	有価証券利息ほか
差入保証金	829,532	建物賃借保証金ほか
保管有価証券	1,700	集金委託保証預り有価証券
自動車損害賠償支払準備金	16,970	電信電話債券
仮払金	2,712	諸立替払金
合 計	988,628	

イ 固定資産 (単位 千円)

区 分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末残高
有形固定資産	167,888,561	22,611,846	3,860,219	186,635,188	82,767,080	103,868,158
建物	54,600,104	1,891,960	481,228	56,060,881	15,805,881	40,254,960
構築物	14,792,685	3,728,868	62,488	18,459,015	7,243,786	11,215,229
機械器具	84,823,841	11,644,630	2,744,930	93,723,541	59,264,491	34,459,050
什器	559,417	16,952	2,743	573,626	452,872	120,754
土地	12,566,891	1,367,802	158,698	13,774,795	—	13,774,795
建設仮勘定	541,678	3,961,844	460,137	4,043,380	—	4,043,380

無形固定資産	580,781	171,427	3,179	749,029	86,988	662,041
合 計	168,464,342	22,783,273	3,863,398	187,384,217	82,854,018	104,530,199

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施にともなう増加は、222億5,870万3千円であり、これは総合、教育テレビビジョン局の建設、放送会館の建設、放送設備の整備および宿舍の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、放送センター総合整備工事等未完成のものである。

特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

区 分	昭和44年度末	昭和45年度		
		増	減	年度末
放送債券償還積立資産	4,076,700	1,490,000	4,076,700	1,490,000

繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の1億2,407万9千円に比べ5,519万8千円増加し、1億7,927万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和44年度末	昭和45年度末	増	減
前払費用	34,498	32,482	△	2,011
放送債券発行差金	89,586	146,795		57,209
合 計	124,079	179,277		55,198

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の374億1,196万6千円に比べ30億5,312万6千円増加し、404億6,509万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和44年度末		昭和45年度末		増 減
	金 額	構成比率(%)	金 額	構成比率(%)	
流動負債	7,829,966	20.9	9,895,092	24.5	2,065,126
固定負債	29,682,000	79.1	30,570,000	75.5	988,000
合 計	37,411,966	100.0	40,465,092	100.0	3,053,126

流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の78億2,996万6千円に比べ20億5,512万6千円増加し、98億9,509万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和44年度末	昭和45年度末	増	減
未払金	905,940	1,016,508		110,568
受信料前受金	6,537,767	8,475,797		1,938,030
その他の流動負債	386,359	402,787		16,428
合 計	7,829,966	9,895,092		2,065,126

注1 未払金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
(送) 放 債 券 利 息	154,455	
回線専用料ほか諸経費	668,514	
その他	193,539	
合 計	1,016,508	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	8,475,797	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 受 収 益 金	2,019	部外技術協力料
預 り 有 価 証 券	73,262	集金委託保証金ほか
自動車損害賠償支払準備金	1,700	集金委託保証有価証券
仮 受 金	33,927	自動車損害賠償保障法による積立金
	291,879	源泉徴収所得税ほか
合 計	402,787	

イ 固 定 負 債

当年度末の固定負債は、前年度末の285億8,200万円に比べ9億8,800万円増加し、305億7,000万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 44 年 度 末	昭 和 45 年 度 末	増 減
放 送 債 券 金	17,042,000	14,900,000	△ 2,142,000
放 送 期 借 入 金	8,640,000	11,570,000	2,930,000
退職手当引当金	3,900,000	4,100,000	200,000
合 計	29,582,000	30,570,000	988,000

注 放送債券および長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭 和 44 年 度 末	昭 和 45 年 度 末	増 減
放 送 債 券 金	17,042,000	3,000,000	5,142,000
放 送 期 借 入 金	8,640,000	4,330,000	1,400,000
合 計	25,682,000	7,330,000	6,542,000

(3) 資 本 の 部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の750億6,693万円に比べ46億766万円増加し、796億7,459万円となり、その内容は次のとおりである。

ア 資 本

750億円

(前年度末700億円に、積立金のうちすでに固定資産化したものに相当する額50億円を組み入れたものである。)

旧社団法人日本放送協会から承継した純資産
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額

イ 積 立 金

31億6,060万2千円

前年度末残高34億4,130万5千円に当年度繰入高(昭和44年度当期資産充当金および当期剰余金)16億2,662万5千円、固定資産売却益等積立金の増加高87億2,419万6千円を加え、他方、固定資産の売却損等積立金の減少高6億3,052万4千円を差し引き、資本に50億円を組み入れた結果である。

ウ 当期資産充当金

12億8,940万円

エ 当期剰余金

2億2,458万8千円

3 損 益 計 算 書

事業収入920億6,255万2千円に対し、事業支出は805億4,856万4千円、資本支出充当12億8,940万円(貸借対照表の当期資産充当金に相当する。)であり、差し引き当期剰余金は2億2,458万8千円である。

なお、前年度決算額の事業収入847億9,955万8千円、事業支出831億7,393万3千円に比較すれば、事業収入は72億6,299万4千円、事業支出73億7,468万1千円の増加である。

(1) 事 業 収 入

事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加にともなう受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 44 年 度	昭 和 45 年 度	増 減
受 信 料 入	83,428,591	90,511,394	7,082,803
交 付 金 収 入	190,890	147,399	△ 43,491
雑 収 入	1,180,077	1,403,759	223,682
合 計	84,799,558	92,062,552	7,262,994

ア 受信料

有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	昭和44年度	昭和45年度	増 減
普通契約	年 度 初 頭 加 末 19,349 1,456 △	17,892 2,952 14,940	
カラ－契約	年 度 初 頭 加 末 1,689 2,306 3,995	3,905 3,666 7,661	
契約総数	年 度 初 頭 加 末 21,038 850 21,888	21,897 714 22,601	

これによる受信料収入額は、前年度の834億2,859万1千円に比べ70億8,280万3千円増加し、905億1,189万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和44年度	昭和45年度	増 減
普通受信料	68,288,305	59,901,116	△ 8,387,189
カラ－受信料	15,170,286	30,610,278	15,439,992
合 計	83,428,591	90,511,394	7,082,803

イ 交付金収入

前年度の1億9,089万円に比べ4,349万1千円減少し、1億4,739万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和44年度	昭和45年度	増 減
国際放送関係政府交付金	145,495	144,931	△ 564
選挙放送関係交付金	45,395	2,468	△ 42,927
合 計	190,890	147,399	△ 43,491

ウ 雑収入

前年度の11億8,007万7千円に比べ2億2,368万2千円増加し、14億875万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和44年度	昭和45年度	増 減
受 入 利 息	858,138	1,008,903	150,765
雑 入 金	321,939	394,856	72,917
合 計	1,180,077	1,403,759	223,682

(2) 事業支出

前記事業収入をもつて、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和44年度	昭和45年度	増 減
給 与	23,320,463	27,321,582	4,001,119
国内放送	25,021,110	26,531,328	1,510,218
国際放送	719,978	741,274	21,296
業務費	7,182,388	8,454,925	1,272,537
管理費	10,084,699	10,257,880	173,181
調査費	1,617,413	1,482,347	135,066
減価償却費	12,759,636	13,288,512	528,876
関連費	2,468,246	2,470,716	2,470
合 計	83,173,933	90,548,564	7,374,631

注1 給与

(単位 千円)

区 分	昭和44年度	昭和45年度	増 減
給料手当	22,840,097	26,833,580	3,993,483
労 務 費	480,366	488,002	7,636
合 計	23,320,463	27,321,582	4,001,119

注2 国内放送費

(単位 千円)

区分	昭和44年度	昭和45年度	増減
番組運用費	15,700,649	16,828,781	1,128,132
技術施設費	4,989,358	5,218,924	279,566
通信施設費	4,381,103	4,483,623	102,520
合計	25,021,110	26,531,328	1,510,218

注3 管理費

(単位 千円)

区分	昭和44年度	昭和45年度	増減
一般管理費	1,232,638	1,423,665	191,027
施設管理費	2,636,253	2,381,252	255,001
厚生保健費	3,020,550	3,539,410	518,860
退職手当その他	3,195,258	2,913,553	281,705
合計	10,084,699	10,257,880	173,181

4 収入支出の決算の状況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表

(事業収支)

収入支出決算表

昭和45年度

款	項	予算額			決算額			予算残額	
		当	初	額	算	計	額	(3)-(4)	額
事業収入	受	90,988,585,000	90,988,585,000	1,000,000,000	91,988,585,000	92,062,562,160	△	78,967,160	円
	信	89,510,155,000	89,510,155,000	1,000,000,000	90,510,155,000	90,511,394,088	△	1,239,088	円
業収入	交	148,955,000	148,955,000	0	148,955,000	147,399,810	△	1,555,690	円
	入	1,324,475,000	1,324,475,000	0	1,324,475,000	1,403,758,762	△	79,283,762	円

注4 減価償却費

(単位 千円)

区分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有形固定資産	186,686,188	13,255,432	82,767,030	103,868,158
建物	56,060,831	2,154,325	15,806,881	40,254,950
構築物	18,459,015	1,177,700	7,243,786	11,215,229
機械	93,723,541	9,892,835	59,264,491	34,459,050
器具什器	573,626	30,072	452,872	120,754
土地	13,774,795	—	—	13,774,795
建設仮勘定	4,043,380	—	—	4,043,380
無形固定資産	749,029	33,080	86,988	662,041
合計	187,384,217	13,288,512	82,854,018	104,530,199

注5 関連経費

(単位 千円)

区分	昭和44年度	昭和45年度	増減
未収受信料欠損償却	736,600	736,000	48,400
放送債券発行差金償却	52,014	63,686	11,672
支払利息等	1,679,632	1,622,030	57,602
合計	2,468,246	2,470,716	2,470

事業支出	与	給	算		決算額	繰越額	予算残額
			当初額 (1)	予算繰入に基づく増減額 (2)	合 (1)+(2) (3)		(3)-(4)-(5)
給	90,983,585,000			1,000,000,000	91,983,585,000	91,837,964,475	145,620,525
国内	26,982,485,000			402,300,000	27,384,785,000	27,321,582,555	63,202,445
国内	26,492,411,000			54,739,000	26,547,150,000	26,531,327,814	15,822,186
業	744,673,000			0	744,673,000	741,274,231	3,398,769
管	8,026,087,000			434,406,000	8,460,492,000	8,454,924,752	5,567,248
調	10,135,254,000			126,780,000	10,262,034,000	10,257,579,947	4,154,058
査	1,486,520,000			0	1,486,520,000	1,482,346,801	4,173,399
測	13,290,000,000			0	13,290,000,000	13,288,512,426	1,487,574
減	2,470,855,000			0	2,470,855,000	2,470,716,149	138,851
関	955,800,000			324,100,000	1,289,400,000	1,289,400,000	0
資本	400,000,000			352,324,000	47,676,000	—	47,676,000
収							
支							
へ							
繰							
入							
費							

(資本収支)

款	項	算		決算額	繰越額	予算残額
		当初額 (1)	予算繰入に基づく増減額 (2)	合 (1)+(2) (3)		(3)-(4)-(5)
資本	減価償却引当金	30,732,000,000	402,100,000	31,134,100,000	30,290,944,986	843,155,014
本	事業収支から受入れ	13,290,000,000	0	13,290,000,000	13,288,512,426	1,487,574
収	前期繰越金受入れ	955,300,000	334,100,000	1,289,400,000	1,289,400,000	0
入	固定資産売却収入	300,000,000	0	300,000,000	300,000,000	0
	固定資産償還積立金もどし入れ	2,750,000,000	0	2,750,000,000	4,006,382,560	1,256,382,560
	放送債券償還積立金もどし入れ	4,076,700,000	0	4,076,700,000	4,076,700,000	0
	放送債券償還積立金もどし入れ	3,000,000,000	0	3,000,000,000	3,000,000,000	0
	長期借入金	6,360,000,000	68,000,000	6,428,000,000	4,330,000,000	2,098,000,000
資本	建設	30,732,000,000	402,100,000	31,134,100,000	30,290,702,461	73,942,539
支	放送債券償還積立金繰入れ	22,700,000,000	402,100,000	23,102,100,000	22,258,702,461	73,942,539
出	放送債券償還積立金繰入れ	1,490,000,000	0	1,490,000,000	1,490,000,000	0
	放送債券償還積立金繰入れ	5,142,000,000	0	5,142,000,000	5,142,000,000	0
	長期借入金返還金	1,400,000,000	0	1,400,000,000	1,400,000,000	0

前期繰越金 335,195,582円(昭和44年度後期繰越金 368,080,679円、昭和43年度分
未収受信料欠損額確定に伴う繰越金の減△32,885,097円)
当年度取崩額 △300,000,000円
当年度繰入金発生額 224,830,210円
後期繰越金 280,025,792円

日本放送協会関係四十七年度決算報告書 貸借対照表及び損益計算書並びにその附属書類
を
附録として提出する。
昭和四十八年三月二日

内閣総理大臣 田中 角榮

47 検 第 334 号
昭和47年11月24日

内閣総理大臣 田中 角榮殿

日本放送協会昭和46事業年度財産目録等の回付について
会計検査院長 白木 康通郎

日本放送協会昭和46事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和46年度財産目録

財 産 目 録
昭和47年3月31日現在

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)		円	円
流動資産			15,988,236,778
現金預金	現金	38,344,320	5,032,777,378
	銀行預金	4,889,924,368	
	郵便振替	4,508,690	
受信料未収金			912,585,085

有価証券	受信料未収金 未収受信料欠損引当金	受信料未収金の 徴収不能見込額	△ 1,040,000,000	8,463,000,611
貯蔵品	受信改善業務用 物品	電信電話機材ほか	0	98,468,275
前払費用	貯蔵品	フィルム、放送 記念品ほか	98,468,275	452,729,347
その他の流動資産	未収金	長期借入金利息 ほか	1,025,676,082	
	差入保証金	有価証券利息ほか	236,062,075	
	差入保証金	建物賃借保証金 ほか	779,417,111	
	差入保証有価証券		0	
	保管有価証券	集金委託保証預 り有価証券	1,400,000	
固定資産	仮払金	諸立替払金	8,796,896	116,666,670,723
有形固定資産	建物	演奏所、放送所 ほか	60,064,882,480	115,905,566,852
	減価償却引当金	同上減価償却引 当金	△ 17,779,956,403	42,284,926,077
構築物	構築物	空中線設備ほか	22,182,290,867	13,308,350,689

機 械	減価償却引当金	同上減価償却引当金	△ 8,873,440,178	37,047,777,467
機 械	減価償却引当金	放送設備ほか 同上減価償却引当金	104,385,973,902 △ 67,388,198,435	
器具什器	器具什器減価償却引当金	楽器、事務用什器ほか 同上減価償却引当金	582,540,575 △ 488,897,841	113,642,734
土地				14,460,953,957
建物仮勘定		演奏所・放送所敷地ほか 未完成施設		8,689,415,928
無形固定資産				761,103,871
無形固定資産		施設利用権ほか		761,103,871
特定資産				1,288,000,000
放送債券償還立資産		放送債券償還資金積立金		1,288,000,000
繰延勘定費用				162,986,689
放送債券発行差金		演奏所敷地賃借料未経過分ほか 放送債券発行差金未償却額		30,457,168 132,479,521
資産合計				134,085,844,190
(負債の部)				
流動負債				11,943,465,499
短期借入金		放送債券利息ほか		0
未払入金		翌年度分受信料の収納額		1,398,510,477 10,072,738,565
受信料前受金				472,221,457
その他の流動負債				

固定負債	債券	前受収益	102,697,346	42,433,000,000
放送借入金	預り有価証券	預り有価証券	74,700,000	12,680,000,000
長期借入金	自動車損害賠償支払準備金	集金委託保証有価証券	1,400,000	25,553,000,000
退職手当引当金	源泉徴収所得税ほか		0	4,200,000,000
負債合計			293,423,611	54,376,465,499

2 昭和46年度貸借対照表

貸借対照表	昭和47年3月31日現在
(科) 目	(金) 額
流動資産	5,082,777,378
現金預金	1,962,585,085
受取材料未収金	△ 1,040,000,000
未収受信料欠損引当金	912,585,085
有価証券	8,466,000,611
貯蔵品	98,468,275
前払費用	452,729,347
その他の流動資産	1,025,676,082
流動資産合計	15,988,236,778
固定資産	

有形固定資産		
建物	60,064,882,480	
建物減価償却引当金	△ 17,779,956,408	42,284,926,077
構築物	22,182,290,867	
構築物減価償却引当金	△ 8,873,440,173	13,308,850,689
機械	104,385,973,902	
機械減価償却引当金	△ 67,338,196,435	37,047,777,467
器具什器	582,540,575	
器具什器減価償却引当金	△ 468,897,841	113,642,734
土地		14,460,953,957
建設仮勘定		8,689,415,928
無形固定資産		
無形固定資産	761,103,871	
固定資産合計	116,666,670,723	
特 定 資 産	1,268,000,000	
放送債券償還積立資産	1,268,000,000	
繰 延 勘 定 費 用	30,457,188	
放送債券発行差金	132,479,521	
繰 延 勘 定 合 計	162,936,689	
資 産 合 計	134,085,844,190	
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金	0	
未払金	1,398,510,477	
受信料前受金	10,072,733,565	
その他の流動負債	472,221,457	
流動負債合計	11,943,465,499	

固定負債		
放送債券		12,680,000,000
長期借入金		25,553,000,000
退職手当引当金		4,200,000,000
固定負債合計	42,433,000,000	
負債合計	54,376,465,499	
(資本の部)		
資 本	75,000,000,000	
積 立 金	4,316,662,405	
当期資産充当金	300,000,000	
当期剰余金	92,716,286	
資 本 合 計	79,709,378,691	
負債資本合計	134,085,844,190	

3 昭和46年度損益計算書

損 益 計 算 書
昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで

(科 目)	(金 額)	円
事業収入	99,021,390,480	円
受取利息	166,582,820	
雑収入	1,797,240,385	
事業収入合計		100,985,713,685
事業支出		
給与	31,896,060,776	
国内送費	28,744,821,983	
国際送費	760,398,282	

業 務 費 用	昭和45年度末		昭和46年度末		増 減
	金 額	構成比率(%)	金 額	構成比率(%)	
管 理 費	9,626,193,158				
調 査 費	11,089,366,745				
研 究 費	1,515,070,162				
減 価 償 却 費	13,981,073,634				
関 連 経 費	2,980,012,759				
事業支出合計					100,562,997,399
事業収支差金					
資本支出充当	300,000,000				
当期剰余金	92,716,286				
事業収支差金合計					392,716,286

4 昭和46年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和46年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 概 要

日本放送協会は、事業経営の長期的構想のもとに、昭和46年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成とすぐれた放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開発と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額1,340億8,584万4千円に対し、負債総額543億7,646万5千円、資本の部における資本750億円、積立金43億1,666万3千円、当期資産充当金3億円、当期剰余金9,271万6千円である。

次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると事業収入1,009億8,571万4千円に対し、事業支出1,005億9,299万8千円、資本支出充当3億円、当期剰余金9,271万6千円である。

財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

2 財産目録および貸借対照表

(1) 資 産 の 部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,201億3,968万2千円に比べ139億4,616万2千円増加し、1,340億8,584万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和45年度末		昭和46年度末		増 減
	金 額	構成比率(%)	金 額	構成比率(%)	
流 動 資 産	13,940,206	11.6	15,988,237	11.9	2,048,031
固 定 資 産	104,530,199	87.0	116,666,671	87.0	12,136,472
特 定 資 産	1,490,000	1.2	1,268,000	1.0	222,000
繰 延 勘 定	179,277	0.2	162,936	0.1	16,341
合 計	120,139,682	100.0	134,085,844	100.0	13,946,162

ア 流 動 資 産

当年度末の流動資産は、前年度末の139億4,020万6千円に比べ20億4,803万1千円増加し、159億8,823万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和45年度末	昭和46年度末	増	減
現 金	4,568,251	5,032,778	473,527	
受 信 料 未 収 金	1,016,191	912,585	103,606	
有 価 証 券	7,087,344	8,466,001	1,378,657	
貯 蓄 金	134,748	88,468	36,275	
前 払 勘 定 費 用	154,049	452,729	298,680	
その他の流動資産	988,628	1,025,676	37,048	
合 計	13,940,206	15,988,237	2,048,031	

注1 現 金 預 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	38,344	
銀行預金	4,989,925	

郵便振替	金額
計	4,509
合	5,082,778

注2 受信料未収金 (単位 千円)

区分	金額	摘要
受信料未収金	1,852,585	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 1,040,000	翌年度における収納不能見越額
合	計 912,585	

注3 有価証券 (単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
電信電話債	740,910	724,221	724,221	
金融債	5,138,000	5,135,000	5,135,000	興業債券ほか
政府証券	2,220,000	2,207,530	2,207,530	鉄道債券ほか
事業債	400,000	389,250	389,250	電力債券
合	計 8,489,910	8,466,001	8,466,001	

注4 貯蔵品 (単位 千円)

区分	金額	摘要
印刷記念品	83,297	
放送被服	13,888	
合	計 98,468	

注5 前払費用 (単位 千円)

区分	金額	摘要
長期借入金利息	224,201	
その他の前払費用	228,528	ミネソソオンラインビッパ競技大会放送権利ほか
合	計 452,729	

注6 その他の流動資産 (単位 千円)

区分	金額	摘要
未収入金	286,062	有価証券利息ほか
差入保証金	779,417	建物賃借保証金ほか
保管有価証券	1,400	集金委託保証預り有価証券
仮払金	8,797	諸立替払金
合	計 1,025,676	

イ 固定資産 (単位 千円)

区分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	前年度末高	減価償却累計額	差引当年末高
有形固定資産	186,635,188	26,668,376	4,937,506	210,366,058	94,480,491	115,905,567
建物	56,060,831	4,279,578	275,527	60,064,882	17,779,956	42,284,926
構築物	18,459,015	3,788,708	65,432	22,192,291	8,873,440	13,308,851
機械	93,723,541	13,043,519	2,381,086	104,386,974	67,338,197	37,047,777
器具什器	573,626	18,232	9,317	582,541	468,898	113,643
土地	13,774,795	725,470	39,311	14,460,954	—	14,460,954
建設仮勘定	4,043,380	6,812,869	2,166,833	8,689,416	—	8,689,416

無形固定資産	749,029	148,214	5,488	891,755	130,651	761,104
合 計	187,384,217	28,816,590	4,942,994	211,257,813	94,591,142	116,666,671

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施にともなう増加は、265億5,694万4千円であり、これは総合、教育テレビジョン局の建設、放送会館の整備、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、放送センター総合整備工事等未完成のものである。

特定資産
放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

区 分	昭和45年度末	昭和46年度		増 減	年度末
		増	減		
放送債券償還積立資産	1,490,000	1,268,000	1,490,000		1,268,000

繰延勘定
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の1億7,927万7千円に比べ、1,684万1千円減少し、1億6,293万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和45年度末	昭和46年度末	増 減
前払費用	32,482	30,457	△ 2,025
放送債券発行差金	146,795	132,479	△ 14,316
合 計	179,277	162,936	△ 16,341

(2) 負債の部
当年度末の負債総額は、前年度末の404億6,509万2千円に比べ139億1,187万3千円増加し、543億7,646万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和45年度末		昭和46年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	9,895,092	24.5	11,943,465	22.0	2,048,373
固定負債	30,570,000	75.5	42,433,000	78.0	11,863,000
合 計	40,465,092	100.0	54,376,465	100.0	13,911,373

流動負債
当年度末の流動負債は、前年度末の98億9,509万2千円に比べ20億4,897万3千円増加し、119億4,346万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和45年度末	昭和46年度末	増 減
未払金	1,016,508	1,398,510	382,002
受信料前受金	8,475,797	10,072,784	1,596,987
その他の流動負債	402,787	472,221	69,434
合 計	9,895,092	11,943,465	2,048,373

区 分	金額	摘要
放送債券利息	111,678	
回線専用料ほか諸経費	695,617	
その他	591,215	工事代金ほか
合 計	1,398,510	

区 分	金額	摘要
受信料前受金	10,072,734	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 受 収 益 金	102,698	部外技術協力料ほか
預 り 有 価 証 金	74,700	集金委託保証金
預 り 有 価 証 金	1,400	集金委託保証有価証券
仮 受 金	298,423	源泉徴収所得税ほか
合 計	472,221	

イ 固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末305億7,000万円に比べ118億6,300万円増加し、424億3,300万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和45年度末	昭和46年度末	増 減
放 送 債 券	14,900,000	12,680,000	△ 2,220,000
長 期 借 入 金	11,570,000	25,553,000	13,983,000
退職手当引当金	4,100,000	4,200,000	100,000
合 計	30,570,000	42,433,000	11,863,000

注 放送債券および長期借入金 (単位 千円)

区 分	昭和45年度末	昭和46年度末		増 減
		増	減	
放 送 債 券	14,900,000	2,000,000	4,220,000	12,680,000
長 期 借 入 金	11,570,000	15,853,000	1,900,000	25,553,000
合 計	26,470,000	17,853,000	6,120,000	38,233,000

(3) 資本の部
当年度末の資本の部の総額は、前年度末の796億7,459万円に比べ3,475万9千円増加し、797億

937万9千円となり、その内容は次のとおりである。

750億円

ア 資 本
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産
1億6,387万5千円
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額
30億8,857万7千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額
717億4,804万8千円
イ 積 立 金
43億1,686万3千円
前年度末残高31億6,060万2千円に当年度繰入高(昭和45年度当期資産充当金および当期剰余金)15億1,388万8千円、固定資産売却益等積立金の増加高2億8,743万3千円を加え、他方、固定資産の売却損等積立金の減少高6億4,536万円を差し引いた結果である。

ウ 当期資産充当金 3億円
エ 当期剰余金 9,271万6千円
3 損 益 計 算 書

事業収入1,009億8,571万4千円に対し、事業支出は1,005億8,299万8千円、資本支出充当3億円(貸借対照表の当期資産充当金に相当する。)であり、差し引き当期剰余金は9,271万6千円である。
なお、前年度決算額の実業収入920億6,255万2千円、事業支出905億4,856万4千円に比較すれば、事業収入は89億2,316万2千円、事業支出100億4,443万4千円の増加である。

(1) 事業収入
事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加にともなり受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増 減
受 信 料	90,511,394	99,021,891	8,510,497
交 付 金 収 入	147,389	166,583	19,184
雑 収 入	1,403,759	1,797,240	393,481
合 計	92,062,552	100,985,714	8,923,162

ア 受 信 料
有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度
普通契約	17,892 2,952 14,940	14,940 8,439 11,501
カラオケ契約	3,985 3,666 7,661	7,661 4,130 11,791
契約総数	21,887 714 22,601	22,601 691 23,292

これによる受信料収入額は、前年度の905億1,139万4千円に比べ85億1,049万7千円増加し、990億2,189万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増 減
普通受信料	59,901,116	47,687,039	△ 12,214,077
カラオケ受信料	30,610,278	51,394,852	20,724,574
合 計	90,511,394	99,021,891	8,510,497

イ 交付金収入

前年度の1億4,739万9千円に比べ1,913万4千円増加し、1億6,658万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増 減
国際放送関係政府交付金	144,931	144,931	0
選挙放送関係交付金	2,468	21,652	19,184
合 計	147,399	166,583	19,184

ウ 雑収入

前年度の14億875万9千円に比べ3億9,348万1千円増加し、17億9,724万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増 減
受 入 利 息	1,008,908	841,802	△ 167,101
雑 入	394,856	955,438	560,582
合 計	1,403,764	1,797,240	393,481

(2) 事業支出

前記事業収入をもつて、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増 減
給 料 手 当	27,321,582	31,396,061	4,074,479
給 料 手 当	26,531,328	28,744,822	2,213,494
給 料 手 当	741,274	760,398	19,124
給 料 手 当	8,454,925	9,626,193	1,171,268
給 料 手 当	10,257,880	11,089,367	831,487
給 料 手 当	1,482,347	1,515,070	32,723
給 料 手 当	13,288,512	13,981,074	692,562
給 料 手 当	2,470,716	2,980,013	509,297
合 計	90,548,564	100,592,998	10,044,434

注1 給 与

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増 減
給 料 手 当	26,383,580	31,327,464	4,943,884
給 料 手 当	488,002	568,597	80,595
合 計	27,321,582	31,896,061	4,574,479

費送放内国²注

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増 減
番組運用費	16,828,781	18,028,372	1,199,591
技術施設	5,218,924	6,196,925	978,001
通信	4,483,628	4,519,525	35,902
合 計	26,531,328	28,744,822	2,213,494

注3 管理費

(単位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増	減
一般管理費	1,423,665	1,441,374		18,209
施設管理費	2,381,252	2,298,598	△	82,654
厚生保健費	3,539,410	4,079,009		539,599
退職手当その他	2,913,553	3,269,886		356,333
合 計	10,257,880	11,089,367		831,487

注4 減価償却費

(単位 千円)

區 分	取得 価 額	当年度償却額	償却 額 累 計	現 在 価 額
有形固定資産	210,366,058	13,936,925	94,460,491	115,905,567
建築物	60,064,882	2,107,296	17,779,966	42,284,826
構築物	22,182,291	1,657,857	8,873,440	13,308,851
機械器具	104,385,974	10,147,410	67,338,197	37,047,777
土地	582,541	24,362	468,898	113,643
建設仮勘定	14,460,954	—	—	14,460,954
無形固定資産	8,689,416	—	—	8,689,416
	891,765	44,149	130,651	761,104
合 計	211,257,813	13,981,074	94,591,142	116,666,671

實經連閉注5

(單位 千円)

区 分	昭和45年度	昭和46年度	増 減
未収受信料欠損償却 放送債券発行差金償却	785,000 63,686	1,040,000 63,357	255,000 326
支払利息等	1,622,080	1,876,656	254,626
合 計	2,407,076	2,980,013	509,297

4 収入支出の決算の状況
当年度における収入支出の決算
別 表

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表

(由) 支 業 (事)

表	算	决	出	支	入	收
---	---	---	---	---	---	---

昭和46年度

款	項	算 額			決 算 額	予 算 残 額
		当 初 (1)	算 額 予算総則に基づく増減額 (2)	合 計 (1)+(2)		
事業収入	受 付 料	100,978,897,000	45,049,600	101,023,946,600	100,985,713,685	38,232,915
	信 収 入	99,018,155,000	0	99,018,155,000	99,021,890,480	3,735,480
	金 収 入	168,477,000	0	168,477,000	166,582,820	1,894,180
	雑 収 入	1,792,265,000	45,049,600	1,837,314,600	1,797,240,385	40,074,215

事業支出	給	国内	国内	業	管	調	減	國	資	予
与	内	放	放	務	理	究	償	連	取	備
費	送	送	送	費	費	費	費	費	入	費
100,878,387,000	45,049,600	101,023,946,600	100,882,987,389	130,949,201						
31,901,913,000	3,853,000	31,905,766,000	31,896,060,776	9,705,224						
28,650,818,000	105,892,000	28,756,710,000	28,744,821,883	11,888,117						
765,402,000	0	765,402,000	760,388,282	5,003,718						
9,567,946,000	60,552,000	9,628,498,000	9,626,193,158	2,304,842						
11,142,682,000	43,992,000	11,093,690,000	11,089,366,745	4,323,255						
1,516,520,000	2,117,600	1,518,637,600	1,515,070,162	3,567,438						
14,050,000,000	68,000,000	13,982,000,000	13,981,073,634	926,366						
2,683,616,000	287,000,000	2,980,616,000	2,980,012,759	603,241						
300,000,000	0	300,000,000	300,000,000	0						
400,000,000	307,373,000	82,627,000	—	82,627,000						

款	項	算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
		予 初 額 (1)	予償繰明に基つく増減額 (2)	合 計 (1)+(2) (3)			
資 本 収 入	減 価 償 却 引 当 金	33,388,000,000	769,455,000	34,157,455,000	34,095,762,539	—	61,692,461
	事業収支から受入れ	14,050,000,000	0	14,050,000,000	13,981,073,634	—	68,925,366
	前期繰越金受入れ	300,000,000	0	300,000,000	300,000,000	—	0
	固定資産売却収入	100,000,000	0	100,000,000	100,000,000	—	0
	固定資産売却収入	190,000,000	0	190,000,000	341,688,905	—	151,688,905
	放送債券還積立金もどし入れ	1,490,000,000	0	1,490,000,000	1,490,000,000	—	0
	放 送 債 入 金	2,000,000,000	0	2,000,000,000	2,000,000,000	—	0
	長期借入金	15,358,000,000	769,455,000	16,027,455,000	15,888,000,000	—	144,455,000
	建 設 費	33,388,000,000	769,455,000	34,157,455,000	33,944,943,900	144,000,000	68,511,100
	放送債券還積立金繰入れ	26,000,000,000	769,455,000	26,769,455,000	26,556,943,900	144,000,000	68,511,100
	放送債券還積立金繰入れ	1,268,000,000	0	1,268,000,000	1,268,000,000	—	0
	放 送 債 入 金 返 還 金	4,220,000,000	0	4,220,000,000	4,220,000,000	—	0
	長期借入金返還金	1,900,000,000	0	1,900,000,000	1,900,000,000	—	0

前 期 繰 越 金 124,880,726円(昭和45年度繰越繰入金260,025,792円、昭和44年度分未
収受留付欠損額確定に伴う繰越金の減。135,635,066円)
当 年 度 取 崩 額 100,000,000円
当年度繰越支差金発生額 243,534,925円
繰 越 金 減 少 額 267,925,651円
繰 越 金 260,217,883円(昭和45年度分未収受留付欠損額確定に伴う繰越金の減
。284,144,172円、自動車損害賠償支払準備金の廃止に伴
う繰越金の増33,926,488円)
昭和47年度前期繰越金 7,707,968円

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま
す。通信委員長久保田円次君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔久保田円次君登壇〕

○久保田円次君 たいい議題となりました昭和
四十五年度及び昭和四十六年度の日本放送協会の
財産目録、貸借対照表及び損益計算書に關し、通
信委員会における審査の経過と結果を御報告申し
上げます。

兩件は、放送法第四十条第三項の規定に基づ
き、内閣より提出された日本放送協会の決算書類
であります。

まず、昭和四十五年度の決算について申し上げ
ますと、昭和四十五年度末現在において、資産総
額一千二百一億四千万円、負債総額四百四億六千
五百万円、資本総額七百九十六億七千五百万円と
なっております。また、損益は、事業収入九百二
十億六千三百万円に對し、事業支出九百五億四千
九百万円で、事業収支差金は十五億一千四百万円
であり、この内訳は、資本支出充當十二億八千九
百万円、当期剰余金二億二千五百万円となってお
ります。

次に、昭和四十六年度の決算では、昭和四十六
年度末現在において、資産総額一千三百四十億八
千六百万円、負債総額五百四十三億七千六百万
円、資本総額七百九十七億九百万円となっております。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書外一件 法務省設置法の一部を改正する法律案外一案 一二五五

律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、法務省設置法
の一部を改正する法律案、日程第七、厚生省設置
法の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議
題といたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十八年二月七日
内閣総理大臣 田中 角榮

法務省設置法の一部を改正する法律
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)

の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号の二を削る。

第十三条の十三中「及び沖繩の弁護士資格者等
に對する本邦の弁護士資格等の付与に關する特別
措置法(昭和四十五年法律第三十三号)」を削る。

別表十二中札幌入国管理事務所根室港出張所の項を削り、

仙台入国管理事務所釜石港出張所	釜石市
仙台入国管理事務所大船渡港出張所	大船渡市
仙台入国管理事務所石巻港出張所	石巻市

東京入国管理事務所立川出張所	立川市
東京入国管理事務所日立港出張所	日立市

の項中「千葉縣君津郡君津町」を「君津市」に改め、同表東京入国管理事務所直江津港出張所の項中「直江津市」を「上越市」に改め、同表名古屋入国管理事務所名古屋港出張所の項中「豊山村」を「豊

山町」に改め、同表中	名古屋入国管理事務所	七尾市
所七尾港出張所	七尾市	七尾市

名古屋入国管理事務所	七尾市
名古屋入国管理事務所	金沢市

別表三札幌法務局の項中「恵庭市」を「恵庭市
伊達市」に改め、「江部乙町」を削り、同表函館地
方法務局の項中「函館市」を「函館市 亀田市」に
改める。

別表四旭川刑務所の項中「北海道十勝郡東川町」を「旭川市」に改め、同表松山刑務所の項
中「松山市」を「愛媛縣温泉郡重信町」に改め
る。

別表五交野女子学院の項中「大阪府北河内郡
交野町」を「交野市」に改め、同表和泉少年院
の項中「南海町」を「阪南町」に改め、同表豊岡
農工学院の項中「愛知縣愛知郡豊明町」を「豊明
市」に改め、同表中豊浦医療少年院の項を削り、

紫明女子学院	歌志内市
紫明女子学院	歌志内市
月形少年院	北海道樺戸郡月形町

仙台入国管理事務所	釜石市
-----------	-----

東京入国管理事務所立川出張所	立川市
----------------	-----

に改め、同表東京入国管理事務所木更津港出張所

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 法務省設置法の一部を改正する法律案外一案

神戸入国管理事務所尼崎港出張所 尼崎市

福岡入国管理事務所津久見港出張所 津久見市

福岡入国管理事務所三ヶ津港出張所 熊本県宇土郡三ヶ津町

那覇入国管理事務所名護出張所 名護市

那覇入国管理事務所金武港出張所 石川市

那覇入国管理事務所嘉手納出張所 コザ市

神戸入国管理事務所尼崎港出張所 尼崎市

福岡入国管理事務所津久見港出張所 津久見市

福岡入国管理事務所三ヶ津港出張所 熊本県宇土郡三ヶ津町

那覇入国管理事務所名護出張所 名護市

那覇入国管理事務所金武港出張所 石川市

那覇入国管理事務所嘉手納出張所 コザ市

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表十二の改正規定中仙台入国管理事務所石巻港出張所、名古屋入国管理事務所金沢港出張所及び神戸入国管理事務所東播磨港出張所に係る部分は昭和四十八年四月一日から施行し、別表四の改正規定中中山刑務所に係る部分並びに別表五の改正規定中豊浦医療少年院に係る部分及び月形少年院に係る部分はそれぞれ公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

所在地の状況等にかんがみ松山刑務所等の位置を改め、矯正行政を有効適切ならしめるため北海道樺戸郡月形町に少年院を置き、出入国管理行政を有効適切ならしめるため大船渡市はか入館所に出入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十八年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

厚生省設置法の一部を改正する法律
厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第九号中「及び調査資料を頒布し、又は刊行する」を、「調査資料その他の情報を作成し、及び提供する」に改め、同条第十九号を次のように改める。

十九 削除

第五号中第三十四号の二を第三十四号の三とし、第三十四号の次に次の一号を加える。
第三十四号の二 調理師養成施設を指定し、並びに調理師の免許に關して都道府県知事の行なり講習及び試験の基準を定めること。
第六号第二項を次のように改める。

二五六

2 大臣官房に統計情報部を、環境衛生局に水道環境部を置く。

第七号第三項中「及び援護局」及び「それぞれ」を削る。

第八号第一項第九号を次のように改める。

九 所管行政に係る国際協力に關する事務に關すること。

第八号第一項第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 人口動態統計その他の所管行政に必要な統計を作成し、及び提供し、並びにその作成に必要な調査を行なうこと。

十四 所管行政に關する一般的な資料その他の情報の収集、整理及び分析を行ない、その結果を提供すること。

第八号第二項中「統計調査部」を「統計情報部」に改める。

第九号第五号の二を削る。

第二十九号第一項の表中

「中央優生保護審査会

公衆衛生に關する重要事項について、厚生大臣の諮問に應じて調査審議し、及び關係各大臣に対し意見を述べること。

中央優生保護審査会

主として優生手術に關する適否の再審査を行ない、その他優生保護上必要な事項を処理すること。

改め、同表中央精神衛生審査会、栄養審査会、結核予防審査会及び伝染病予防調査会の項を削る。

第三十六号の八第三号中「船員保険」を「船員保険の被保険者に關する記録並びに船員保険」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(精神衛生法の一部改正)

第二条 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の章名中「精神衛生審査会」を

第九号の二中第九号の二を第九号の三とし、第九号の次に次の一号を加える。

九の二 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)を施行すること。

第九号の二に次の一項を加える。

2 水道環境部は、前項第六号、第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十号第七号の二を削る。

第二十一号第五項中「助産婦及び衛生検査技師」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十二号第五項中「理学療法士及び作業療法士」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十六号の二に次の一項を加える。

4 国立若しくは若しくは更生指導所に、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉のための事業に従事する者の養成施設を附置することができる。養成施設に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

主として優生手術に關する適否の再審査を行ない、その他優生保護上必要な事項を処理すること。

「地方精神衛生審査会」に改める。

第十三号から第十六号までを削る。

第十六号の二第三項を次のように改め、同条を第十三号とする。

3 地方精神衛生審査会は、關係行政機関に対し所屬職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

第十六号の三を第十四号とし、第十六号の四を第十五号とし、第十六号の五を第十六号とする。

第十七号を次のように改める。

(条例への委任)

第十七条 地方精神衛生審議会及び精神衛生診療協議会の運営に關し必要な事項は、条例で定める。

第二十九条の六第二項中「中央精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

日次中「結核予防審議会及び結核診療協議会」を「結核診療協議会」に改める。

第三十九条第二項中「結核予防審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

「第七章 結核予防審議会及び結核診療協議会」を「第七章 結核診療協議会」に改める。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

(榮養改善法の一部改正)

第四条 榮養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで 削除

(麻薬取締法の一部改正)

第五条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の六第九項及び第五十八條の十四第二項中「精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

理由

厚生行政の推進を図るため、大臣官房の統計調査部を統計情報部に改組し、環境衛生局に水道環境部を設置するとともに、公衆衛生関係の審議会を統合する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三原朝雄君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(三原朝雄君登壇)

○三原朝雄君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案は、月形少年院を設置し、豊浦医療少年院を廃止すること、松山刑務所及び鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所を移転するとともに、大船渡市ほか八カ所に入国管理事務所の出張所を設置すること等をそのおもな内容とするものであります。

本案は、二月七日本委員会に付託、六月一日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、七月五日質疑を終了いたしましたところ、加藤委員より、昭和四十八年四月一日施行としてい部分の公布の日施行に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案は、環境衛生局に水道環境部を設置し、大臣官房の統計調査部を統計情報部に改組するとともに、公衆衛生関係の四審議会を統合し、新たに公衆衛生審議会を設置するほか所要の改正を行なうこととあります。

本案は、一月三十一日本委員会に付託、二月十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、七月六日質疑を終了いたしましたところ、加藤委員外四名より、公衆衛生審議会の設置に關する改正規定及び調理師に關する事務を公衆衛生局から環境衛生局に移管する改正規定を削り、施行期日を公布の日に改めることを内容とする、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同提案にかかる

修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

(参考)

法務省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案(委員会修正)

法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「別表十二の改正規定中仙台入国管理事務所石巻港出張所、名古屋入国管理事務所金沢港出張所及び神戸入国管理事務所東播磨港出張所に係る部分は昭和四十八年四月一日から施行し、」を削り、「月形少年院に係る部分は」を「月形少年院に係る部分は、」に改める。

厚生省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案(委員会修正)

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二条から附則第五条までを削る。

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第八、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律案

日程第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律案の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律案の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律案の一部を改正する法律案

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(その額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときはその乗じて得た金額とする)の制限が適用されたものである場合には、その制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額(一・二三四を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額(それらの額が、平均標準給与の年額にあつては、その年額の算定の基礎となつた組合員であつた期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつてはその月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該算定の基礎となつた組合員であつた期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に一・一〇一を乗じて得た額をこえると

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 一二五八

きは、その乗じて得た金額とする旨の制限、法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にあつては、百三十二万円(昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、百八十万円)に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたものである場合には、これらの制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として、法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した金額に一・二三四(昭和四十六年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る場合にあっては、一・一〇五)を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の六の下欄に掲げる額に改定する。

第六条中「第三条の四」を「第三条の五」に改め、同条を第七条とし、第五條中「第一条から第二条の四まで」及び「これら」を「この法律」に改め、同条を第六条とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第五条 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十二万八千円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を求め、その年額を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)別表第二に定める日数を乘じて得た金額

二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二の二に定める率を乘じて得た金額

3 新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

別表第二の五の次に次の一表を加える。

別表第二の六

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円
六一、〇〇〇円	一四二、八〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
 第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

六二、〇〇〇円	一四五、一〇〇円
六三、〇〇〇円	一四七、五〇〇円
六四、〇〇〇円	一四九、八〇〇円
六五、〇〇〇円	一五二、二〇〇円
六六、〇〇〇円	一五四、五〇〇円
六七、〇〇〇円	一五六、八〇〇円
六八、〇〇〇円	一五九、二〇〇円
六九、〇〇〇円	一六一、五〇〇円
七〇、〇〇〇円	一六三、九〇〇円
七一、五〇〇円	一六七、四〇〇円
七三、〇〇〇円	一七〇、九〇〇円
七四、五〇〇円	一七四、四〇〇円
七六、〇〇〇円	一七七、九〇〇円
七七、五〇〇円	一八一、四〇〇円
七九、〇〇〇円	一八四、九〇〇円
八〇、五〇〇円	一八八、五〇〇円
八二、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
八三、五〇〇円	一九五、五〇〇円
八五、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
八八、二〇〇円	二〇六、五〇〇円
一〇一、二〇〇円	二二六、九〇〇円
一一五、〇〇〇円	二六九、二〇〇円
一二九、六〇〇円	三〇三、四〇〇円
一五〇、〇〇〇円	三五一、二〇〇円

第三十二条第一項の表中

第三十級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七七、五〇〇円以下
第三十一級	一八五、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一九〇、〇〇〇円以下
第三十二級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二〇〇、〇〇〇円以下
第三十三級	二〇〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円以下
第三十四級	二一〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円以下
第三十五級	二二〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上

る。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「二百二十万円」を「二百六十四万円」に改め、同項第二号中「一・八九七」を「二・三四一」に、「七千六百円」を「九千四百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という。)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定の例による。

3 昭和四十八年十月一日前に改正前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

4 この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い
 この法律の施行前に給付事由が生じた給付の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員会理事内海英男君。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内海英男君登壇〕

○内海英男君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額を、国・公立学校の教職員の年金額の改定に準じて増額すること。

第二に、標準給与の最高額を、国・公立学校の教職員の掛金等の最高限度額の引き上げに準じて、十八万五千円から二十二万円に引き上げること。

第三に、この法律は、昭和四十八年十月一日から施行すること。

本案は、去る三月三十日当委員会に付託となり、六月二十九日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

次いで、七月四日及び同六日の両日には、参考人私立学校教職員共済組合理事長加藤一雄君外一名から本案について意見を聴取するなど、慎重に審査をいたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて、七月六日本案に対する質疑を終了、野田毅君外四名から、本案に対し、通算退職年金の改定の基礎となる定額部分の額を引き上げるとともに、私立学校の教職員のうち、私立学校教職員共済組合法の適用を除外されているものについて、当該教職員を使用する学校法人の申し出により同法を適用すること等を内容とする、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案にかかる修正案が提出されました。

本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決、よって、本案は修正議決されました。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

次いで、木島喜兵衛君外四名から、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第五条第一項第一号の改正規定中「二十二万八千円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第二十二條第一項の表の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十一項を第三十四項とし、第二十二項から第三十項までを三項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の三項を加える。

(適用除外教職員に対するこの法律の適用)

22 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができ、かつ、同項の規定により厚生年金保険の被保険者である教職員等を使用する学校法人が、当該教職員等の過半数の同意(当該教職員等を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、当該教職員等がこの法律による組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される教職員等は、同年四月

月一日にこの法律による組合員となるものとする。

23 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができるこの法律による組合員又は同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者であるこの法律による組合員を使用する学校法人が、当該組合員の過半数の同意(当該組合員を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、それぞれ、当該組合員がこの法律に基づく保健給付、災害給付及び休業給付又は退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關しても組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される組合員は、同年四月一日に当該申出に係る給付に關してもこの法律による組合員となるものとする。

24 前二項の申出をした学校法人に昭和四十九年四月一日以後に使用されることとなる教職員等については、附則第二十項後段の規定は、適用しない。

附則第一項ただし書を次のように改める。
ただし、第二條の規定中私立学校教職員共済組合法附則第二十一項の次に三項を加える
改正規定のうち附則第二十四項に係る部分並びに附則第四項から附則第七項まで、附則第十項から附則第二十一項まで、附則第二十五項及び附則第二十六項の規定は昭和四十九年四月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

附則第二項中「次項及び附則第四項において」を「以下」に、「次項において」を「以下」に改める。
附則第四項を第二十四項とし、第三項の次に次の二十項を加える。

(厚生年金保険の被保険者であつた組合員の取扱)

4 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険法(昭和二十九法律第十五号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という)の被保険者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定により同年四月一日(以下「切替日」という)に私立学校教職員共済組合法(以下「法」という)による組合員(以下「組合員」という)となつたもの(以下「切替組合員」という)の当該被保険者であつた期間(以下「厚生年金保険期間」という)は、法の長期給付(退職給付、廃疾給付及び遺族給付をいう。以下同じ)に關する規定の適用については、組合員であつた期間とみなす。この場合における厚生年金保険期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。

5 切替組合員の前項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間は、切替日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

(組合員であつた期間とみなされる期間の標準給与)

6 附則第四項の規定により厚生年金保険期間を組合員であつた期間とみなす場合における法第二十三條に規定する平均標準給与の算定については、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における法による標準給与の月額とみなす。

(厚生保険特別会計からの交付金)

7 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされることとなつた切替組合員の当該厚生年金保険期間に係る部分を、政令で定めるところにより、切替日から二年以内に、厚生保険特別会計から私立学校教職員共

該学校法人に使用される教職員等は、同年四月一日にこの法律による組合員となるものとする。

済組合(以下「組合」という。)に交付するものとする。

8 切替組合員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けたい旨の申出をしなかつたときは、附則第四項の規定にかかわらず、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。切替組合員のうち、昭和四十九年一月一日から切替日の前日までの間に厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、あらかじめ当該年金たる給付を受けたいこととする旨の申出をしなかつたときは、同様とする。

9 切替組合員が前項に規定する申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日に消滅する。

10 切替組合員の長期給付に関する経過措置(更新組合員で引き続き法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの(以下「更新組合員」という。))に対する退職年金の額については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下「昭和三十六年改正法」という。))附則第四項(第四号を除く。)、第八項及び第九号の規定を準用する。この場合において、同法附則第八項第一号中「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。)」とあるのは、「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。)」とあるのは、「昭和四十八年改正

よる者であつた期間を除く。及び昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「昭和四十八年改正法」という。))附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十一年一月一日以前の期間」と読み替え、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、「長期組合員であつた期間及び昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間」と読み替えるものとする。

11 前項の規定により昭和三十六年改正法附則第八項の規定を準用する場合においては、同項第一号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十一年一月一日以前の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とし、同法附則第八項第三号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十一年一月一日以前の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とする。

12 更新組合員に対する退職一時金に係る法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。第八十条第二項第一号に掲げる金額については、昭和三十六年改正法附則第四項(第四号を除く。))及び第十二項(第二号に係る部分を除く。))の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。))で施行日の前日まで引き続いているもの」とあるのは、「昭和四十八年改正

法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十一年一月一日以前の期間」と読み替え、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十一年一月一日以後の期間及び昭和四十九年四月一日以後の長期組合員であつた期間」と読み替えるものとする。

13 前項の規定により昭和三十六年改正法附則第十二項の規定を準用する場合においては、同項第一号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とし、同項第三号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十一年一月一日以後の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とする。

14 前項に規定するもののほか、更新組合員に対する長期給付については、昭和三十六年改正法附則第十三項の規定を準用する。この場合において、同項の規定の準用についての必要な技術的読替等は、政令で定める。(再就職者に関する経過措置)

15 前五項の規定は、更新組合員であつた者で再び組合員となつたものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替等は、政令で定める。

16 前項に規定する者のうち、法の規定又は附則第十二項から附則第十四項までの規定により退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に対する前項において準用する附則第十項の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第八項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置)

17 附則第十四項(附則第十五項において準用する場合を含む。))の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第十三項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置に関しては、政令で定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替等は、政令で定める。

18 更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものは、切替日に再び組合員となつたものとみなし、これらの給付の支給の停止に関する規定を適用する。

19 更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を受ける権利(切替日の前日においてその支給を停止されていた退職年金を受ける権利を除く。)を有するものが、切替日から二箇月以内に組合員に對してその支給を受けることを希望する旨を申し出た場合には、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に関する規定にかかわらず、その支給を停止しない。

20 前項の申出をした者又はその遺族に對して支給する法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金の基礎となつた期間は、組合員であつた期間に該當しないものとする。

(健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた期間に係る給付の取扱い)

21 切替日の前日に健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた者で改正後の法附則第二十

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一案

二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の保健給付又は休業給付に関する規定の適用については、その者は、切替日前の健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その者が切替日の前日の経過する際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、法に基づいて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなして、組合は、切替日以後に係る給付を支給する。

22 改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定による申出がなされた場合において、これらの規定に基づいて組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、組合が承継する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合に於ては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。

(政令への委任)

23 附則第四項から前項までに規定するもののほか、これらの規定に係るこの法律の施行に關し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

附則に次の二項を加える。

25 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中、「農林漁業団体職員共済組合法」を、「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第七項、農林漁

業団体職員共済組合法」に改める。
(通算年金通則法の一部改正)
26 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。
(私立学校教職員共済組合の組合員に関する経過措置)
第十三条 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年四月一日に私立学校教職員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第四項の規定により私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間とみなされ、私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の基礎となるべきものは、附則第二条第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
右
昭和四十八年三月二十二日
内閣総理大臣 田中 角榮

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下同じ。」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項第一号中「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、

とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 この法律で「通勤」とは、職員が勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

3 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第三条第一項中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第四条中「指定都市」の下に「(第六十六条において「指定都市」という。)」を加える。

第二十六条中「又は疾病」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、」に改める。

第二十八条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第二十九条第一項中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは」に改める。

第三十条中「公務上の負傷」を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは」に改め、「身体障害」の下に「若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害」を加える。

第三十一条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

第三十八条第一項中「死亡」の下に「又は通勤による死亡」を加える。

第四十二条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加え、「平均給与額の六十日分に相当する」を「通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める」に改める。

第四十五条中「公務」の下に「又は通勤」を加える。

第四十七条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第四十九条第一項中「負担金」の下に「その他の収入」を加える。

第五十八条を次のように改める。

(損害賠償との調整等)

第五十八条 地方公共団体が国家賠償法(昭和二十二年法律第五号)、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、基金がこの法律による補償を行なつたときは、同一の事由については、地方公共団体は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

第五十九条の見出しを削る。

第六十条を次のように改める。

(戸籍に関する無料証明)

第六十条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、基金又はこの法律若しくはこの法律に基づき、当該市(特別区を含む)町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

第六十六條の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る一部負担金)

第六十六條の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(自治省令で定める職員を除く)は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で自治省令で定める金額を基金に払い込まなければならない。

2 基金は、前項の一部負担金に充てるため、同項の職員に支払うべき補償の額から当該一部負担金の額に相当する金額を控除することができ

る。

3 職員の給与支給機関は、第一項の職員に支給すべき補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、当該職員の給与から同項の一部負担金の額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて基金に払い込むことができる。

第六十九條第一項中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

附則第六條第一項中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第

二条)の施行の日から施行する。ただし、第四十二條の改正規定(公務上)の下に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く。並びに第五十八條及び第五十九條の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方公務員災害補償法第二條、第二十六條、第二十八條から第三十一條まで、第三十八條第一項、第四十二條(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に關する部分を除く)、第四十七條及び附則第六條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する同法第二條第二項に規定する通勤による災害(附則第六條において「通勤災害」という。)について適用する。

(健康保険法の一部改正)

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十九條ノ七中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」の下に「又ハ地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)若ハ同法ニ基ク条例」を加え、「夫々療養給

付若ハ長期傷病給付、休業給付若ハ長期傷病給付又ハ葬祭給付」を「夫々ノ給付ニ相当スル給付」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第四条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」の下に「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)若しくは同法に基づく条例」を加え、同条第四項中「労働者災害補償保険法」の下に「地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五條」を「第五十五條の二」に、「第九十二條」を「第九十二條の二」に改める。

第四章第二節第一款中第五十五條の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る補償との調整)

第五十五條の二 次條第一項又は第五十八條第一項若しくは第二項、第六十五條第一項若しくは第二項に規定する療養の給付又は療養費、埋葬料若しくは傷病手当金の支給は、同一の病氣、負傷又は死亡に關し、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の規定による補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二條第二項の通勤をいう。第百三十六條第一項及び第百三十七條において同じ。)による災害(以下「通勤災害」という。)に係るもの又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、行なわれない。

第八十六條第二項中「(昭和四十二年法律第百二十一号)」を削り、「これらの給付を受けてい

る者」の下に「(当該傷病についての同法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、継続して当該補償又は給付を受けている者を含む)」を、「療養の給付又は療養費の支給」の下に「(地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る療養補償又はこれに相当する給付を含む)」を加える。

第八十八條第四項中「公務によらない廃疾年金にあつては」の下に「その者が同一の廃疾に關し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた者である場合を除き」を加え、同条第五項中「公務によらない廃疾年金に係る場合」の下に「(同一の廃疾に關し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付を受けていた場合を含む)」を加える。

第九十一條の見出し中「公務による」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九十一條の二 組合員期間が十年をこえる者に支給する公務によらない廃疾年金は、同一の廢疾に關し地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 組合員期間が二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一案

一 二六三

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一案

2 公務によらない廃疾年金で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該公務傷病によらない廃疾を公務傷病による廃疾とみなした場合において支給されるべき公務による廃疾年金の額をこえるときは、当該公務による廃疾年金の額に相当する額とする。

第四十三条第三項第三款中第九十二條の次に次の一条を加える。

第九十二條の二 廃疾一時金は、同一の廃疾に關し、地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償又はこれに相当する給付が行なわれることとなつたときは、支給しない。

第九十六條の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 地方公共団体の長であつた期間が十年をこえる者に対する公務によらない廃疾年金につ

第二百二條の表中

第八十六條第一項第一号
第八十九條第二項

第八十六條第一項第二号
第八十七條第一項及び第二項
第八十八條第四項
第八十九條第一項及び第三項
第九十條第四項及び第五項
第九十三條第一項第四号

を

第八十六條第一項第二号
第八十七條第一項及び第二項
第八十八條第四項
第八十九條第一項及び第三項
第九十條第四項及び第五項
第九十一條の二第一項
第九十三條第一項第四号

に改め、同表第八十六條

第八十六條第一項第一号
第八十九條第二項

に

いは、第九十一條の二第二項中「給料年額」とあるのは「第九十二條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百分の五」として、同条の規定を適用する。

第九十六條第一項中「負傷し、又は負傷した場合（通勤により病氣にかかり、又は負傷した場合を除く）」に改める。

第九十七條第一項中「死亡した場合」の下に「（通勤により死亡した場合を除く）」を加え、同条第二項中「公務によるもの」の下に「及び通勤によるもの」を加える。

第九十二條第二項の表第八十六條第二項の項中「昭和四十二年法律第百二十一號」を削る。

とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額」として」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六條 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百三十六條及び第百三十七條の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤災害に係る給付について適用する。

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百二十一號）の一部を次のように改正する。

附則第三條に次の一項を加える。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の法第九十八條の規定による遺族一時金は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一號）の規定による通勤による災害に係る遺族補償又はこれに相当する給付が行なわれる場合には、支給しない。

理 由

最近における通勤災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、通勤災害を受けた職員及びその遺族に対し、公務上の災害に準じた補償を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十八年三月二十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「以下第三條の五まで」を「以下第三條まで、第六條及び第六條の四」に改める。

第七條中「第三條の五」を「第七條」に改め、同条を第十一條とする。

第六條中「第四條」を「第八條」に改め、同条を第十條とし、第五條を第九條とし、第四條を第八條とする。

第三條の五中「第三條の二」を「第六條」に改め、同条を第六條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十八年度以後における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定）

第七條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金（以下この項において「地方公務員共済組合の年金」という。）の額がこの法律の改正により改定されることとなつた場合において、地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二條の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金を地方公務員共済組合の年金とみなしたならばこれらの年金の額を改定すべきこととなるときは、政令で特別の定めをする。

るものを除き、これらの年金の額を、当該地方公務員共済組合の年金の額の改定が開始される月分以後、当該改定に關するこの法律の規定の例により算定した額に改定する。

2 第六條第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。

第三條の四第一項及び第二項中「第三條の二」を第六條に、「第三條の三」を第六條の二に改め、同條第三項中「第三條の二」を第六條に改め、同條を第六條の三とする。

第三條の三を第六條の二とし、第三條の二を第六條とし、第三條を第五條とし、第二條の三第八項中「遺族年金」の下に「(以下「沖繩の退職年金等」という。)を加え、同條の次に次の三條を加える。

(昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第二條の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、喪失年金又は遺族年金のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金(以下次条までにおいて「既裁定年金」という。)で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前條第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一條第一項各項に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に「一・二三四」を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該給料年額については、二百六十四万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち、前項の規定の適用を受けるもの(当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短期間(組合員である間に死亡したことを給付事由とする遺族年金については、十年)に達している年金に限る。)で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第三條第一項の規定を參照して政令で定める額を加えた額」とする。

この場合においては、第一條第三項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

4 第一條第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

6 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第三條 既裁定年金のうち昭和四十五年四月一

日から昭和四十六年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、当該既裁定年金の額(その額につき年金額の最低保障額に關する新法、施行法等の他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十四條第二項若しくは施行法第二條第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七條第三項若しくは第二條第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額に「一・二三四」を乗じて得た額(その額のうち新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、これらの給料年額について

は、二百六十四万円)を、それぞれ第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、同項中「一・二三四」とあるのは、「一・一〇五」と読み替へるものとする。

3 前條第二項から第四項までの規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

5 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第四條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八千八百円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の給料に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相當する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一案

改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乗じて得た金額

3 新法第八十二条第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

5 施行法第三十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 次に掲げる者をいう。

イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

ロ 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者(イに掲げ

る配偶者に該当するものを除く。)

第四十条第一項中「組合員である期間(以下「組合員期間」という。)(イ)を「組合員期間」に改め、同条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十五条第一項中「第二条第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十七条中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金に改める。

第七十四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十八条第二項ただし書中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「十一万四千円」を「二十二万八千円」に改める。

第九十三条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年未満」を「一年未満」に改め、同条第二項及び第三項第二号中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改める。

第九十八条を次のように改める。

第九十八条 削除

第九十九条第三項中「十八万五千円」を「二十二万八千円」に改める。

第一百零二条第二項中「復帰したとき」の下に「又は公庫等職員である間に死亡したとき(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。第五項において同じ。)」を加え、同条第五項中「復帰したとき」の下に「及び公庫等職員である間に死亡したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合(その者が更に引き続き当該公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合を含む。)(における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公

庫等に係る公庫等職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。

第一百四十二条第二項の表の上欄中「第九十八条第二項」を削る。

第一百四十四条の二第二項中「同じ。」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を、「その復帰したとき」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「復帰した場合」の下に「又は団体職員である間に死亡した場合」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「復帰したとき」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き他の団体職員となつた場合(その者が更に引き続き当該団体職員以外の他の団体職員となつた場合を含む。)(における前三項の規定の適用については、その者は、これらの他の団体職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。

第一百零四条第二項中「当該共済会を組織する地方議会議員である間に公務に因連する傷病により」を削る。

第一百零七条の二中「国民金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

第一百零七条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第二百二条の表の上欄中第九十八条第一項を削る。

第二百四十四条第四項中「十八万五千円」を「二十二万八千円」に改める。

附則第十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、施行日前に旧町村職員恩給組合を組織していた市町村(以下次項までに「恩給組合加入市町村」という。)(の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の

条例の規定による給付の支払に要する費用については、次項及び第五項の規定の適用がある場合を除き、自治省令で定めるところにより、恩給組合加入市町村が負担する。

附則第十一条第二項中「旧町村職員恩給組合を組織していた市町村(以下この項において「恩給組合加入市町村」という。)」を「恩給組合加入市町村」に改める。

別表第四中「一八三、六〇〇円」を「三六九、六〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「三〇二、四〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「二二〇、八〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五条第四十六条)」を「第三款 削除」に改める。

第二条第一項第十九号中「及び条例在職年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えられる期間」を、「条例在職年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えられる期間及び年金条例職員として在職した期間に準ずるもの」として政令で定める期間に改め、同項第二十二号中「みなされる期間」の下に「及び旧長期組合員であつた期間に準ずるもの」として政令で定める期間を加え、同条第四項第二号中「第四十四条」を「第四十五条」に改める。

第三条第四項第二号中「この項」を「この号」に改め、同項第三号中「法律第八十二号」を「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)」に改め、同条に次の六項を加える。

6 昭和二十一年一月二十九日前に給付事由が生じた旧沖縄県町村吏員恩給組合恩給条例

に改め、同条に次の六項を加える。

(以下次項までにおいて「旧沖繩恩給条例」という。)の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付で政令で定めるもの(次項及び第十項において「沖繩の退職料等」という。)

に於ては、この法律又はこれに基づき政令に別段の規定があるもののほか、旧沖繩恩給条例の規定の例により、当該条例の規定の適用を受けていた者又はその遺族(当該条例の規定による遺族をいう。次項及び第八項において同じ。)に対し、沖繩県市町村職員共済組合からこれを支給する。

7 前項の規定は、旧沖繩恩給条例が昭和二十一年一月二十九日から昭和四十一年六月三十日までの間においてもなお効力を有するものとしたならば当該条例の規定の適用を受けることとなる者として沖繩の市町村に在職した者又はその遺族につき当該条例の規定を適用するものとした場合にこれらの者に支給すべきこととなる沖繩の退職料等について準用する。

8 前二項の規定は、第三百三十二条の二第一項第二号に規定する沖繩の共済法の規定の適用を受ける者であつた期間を有する者又はその遺族については、適用しない。

9 昭和二十年九月三日前に給付事由が生じた旧樺太市町村吏員恩給組合恩給条例(以下この項において「旧樺太恩給条例」という。)の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付(旧樺太恩給条例の規定の適用を受けていた者で同日以後引き続き樺太にあつたものについては、当該条例が同日からその者が帰国した日(その者が帰国前に死亡したときは、その死亡の日)までの間においてもなお効力を有するものとし、かつ、当該帰国又は死亡を当該条例の規定による退職又は死亡とみなして当該条例の規定を適用するものとした場合)にその者又はその遺族(当該条例の規定による遺族をいう。以下この項において同じ。)

に支給すべきこととなる給付を含む。)で政令で定めるもの(次項において「樺太の退職料等」という。)については、この法律又はこれに基づき政令に別段の規定があるもののほか、旧樺太恩給条例の規定の例により、当該条例の規定の適用を受けていた者又はその遺族に対し、政令で定める市町村職員共済組合からこれを支給する。

10 第六項若しくは第七項又は前項の規定により支給される沖繩の退職料等又は樺太の退職料等は、新法及びこの法律の適用については、第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料等とみなす。

11 第八項及び前項に定めるもののほか、同項に規定する沖繩の退職料等又は樺太の退職料等の額の算定の基礎となる給料の額の計算方法その他第六項、第七項及び第九項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第三号の三第一項第二号中「法律第百三十三号による改正後の」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。)による改正後の」に改め、同項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第百八十号)」を「法律第 号」に改める。

第三号の四の次に次の一条を加える。

第三号の四の二 国の新法の規定による年金の額の改定に関する法令の制定又は改正により国家公務員共済組合が支給する国の新法の規定による通算退職年金の年額が改定された場合において、第三号第一項、第三号及び第四項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金を国の新法の規定による通算退職年金とみなしたならばその額を改定すべきこととなるときは、当該年金の額を改定するものとし、その改定及び支給については、当該国の新法の規定による通算退職年金の額の改定に関する法令の規定の例による。

第三号の五中前三条を「第三条から前条まで」に改める。

第七号第一項第一号中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第四号中「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、同条第二項中「又は遺族一時金」及び「退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。」を削り、第五号から第八号までを削る。

第十号第四号中「法律第百五十五号附則第四十二号第一項又は第四十三号に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第百五十五号附則第四十二号第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三号に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三号の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同条第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十三条第二項中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改める。

第三十六号中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十九号の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第四十一条中「二十四万円」を「二十九万六千六百円」に、「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第四十二条中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第四十五条及び第四十六条 削除

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十五条第一項中「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条第二項中「退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。」を削る。

第五十七条第二項中「又は第十項」を「第十項又は第十四項」に改め、「同条第十一項」の下に「又は第十二項」を加え、同条第三項第二号中「附則第十一」条第一項の下に「又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第十三条第一項を加え、同条第四項中「六十五歳」を「六十歳」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)附則第六条」を「法律第百五十五号附則第十四条(同法附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。に改める。

第六十四条第一項中「若しくは第四号又は第七号若しくは第八号」を「又は第四号」に改める。

第八十一条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第八十五条を削り、第八十五条の二を第八十五条とする。

第八十七条及び第八十八条第三項中「第百五条」を「第百五条の二」に改める。

第二百二条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第二百七条及び第百九条第五項中「第百二十条」を「第百二十条の二」に改める。

第二百八条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第二百二十五条第三項中「復帰したとき」の下に

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一案

「又は公庫職員である間に死亡したとき(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときに除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

7 復歸希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き新法第四百四十条第一項に規定する公庫等のうち住宅金融公庫以外のものとする公庫等において「他の公庫等」というに係る（次条において「他の公庫等職員（以下この項において「他の公庫等職員」という。）となつた場合（その者が更に引き続き当該他の公庫等職員以外の他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として在職する間、復歸希望職員たる公庫職員として在職するものとみなす。

第百二十六条中「在職する間」の下に「これに引き続き他の公庫等に在職する間を含む。」を加える。

第二百二十七条第二項中「復歸したとき」の下に「又は公団等職員である間に死亡したとき」(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときに除く。を加へ、同条第四項中「第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第二百二十八条第二項中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第三百三十一條第二項第二号中「法律第百五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等（法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の第二項に規定する外国特殊機關職員に係る特殊機關をいう。以下この号において同じ。）」に、「当該外国政府又は法人」を当該外国政府等に改め、同項中第三号を削

り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百三十二条の八中「第百五条」を「第百五条の二」に改める。

第三百三十四条第一号中「遺族年金又は遺族

「一時金」を「又は遺族年金に改め、同条第二号中〔第四十七条第一項第一号又は第六十三条第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金〕を削る。

第四百四十三條の二第一項中「以下次條において同じ。」を削り、同条第三項中「又は新法第九十八條及び」又は遺族一時金」を削る。

第四百十三條の二の次に次の一条を加える。

第四百四十三條の二の三 団体共済組合員期間が二十年未満である団体共済更新組合員で、施行日前におけるその者の四十歳に達した月以後の第四百四十三條の二第一項第一号の期間が

十五年以上二十年未満であるものが退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合（新法第二百二条において準用する新法第七十四条に規定する廃疾年金を受けることと

なり又は受けている場合及び新法第二百二条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。には、新法第二百二条において準用する新法第七十八條第一項又は第九十三條第一項

第二号の規定の適用については、その者は、団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。この場合において、こ

第百四十三条の十五中「十一万五千二百円」を「二十万五千二百円」に改める。

第百四十三条の十六を次のように改める。

第百四十三条の十六 削除

別表第二中「九五三、二〇〇円」を「一、一六七、

六〇〇圓に、「六二二、二〇〇圓」を「七五七、八〇〇圓」に、「四一三、二〇〇圓」を「五〇〇、八〇〇圓」に改め、同表の備考二中「三万六千圓」を「七万二千圓」に改め、同表の備考三中「二万四千圓」を「二万八千八百圓」に、「一人について七千二百圓」を「二人までは、一人につき九千六百圓」に改める。

附
則

行期日)

条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

第二條中地方公務員等共済組合法第四百四條、第四百四十四條の二、第六百六十七條の二及び附則第十一条の改正規定、第三條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二百二十五條から第二百二十八條までの改正規定並びに附則第五條の規定 この法律の公

第二條中地方公務員等共済組合法第七十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の改正規定、第三條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三條

第二條の改正規定並びに同法第十三條第二項、第四十二條、第四百十三條の四第三項及び第四百四十三條の十五の改正規定並びに次條第一項の規定 昭和四十八年十一月一日
 退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する措置
 第二條の改正規定並びに同法第十三條第二項、第四十二條、第四百十三條の四第三項及び第四百四十三條の十五の改正規定並びに次條第一項の規定 昭和四十八年十一月一日
 退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する措置

十八條第二項ただし書、第八十二條第三項第一号、第九十三條第二項及び第三項第二号並びに別表第四の規定並びに第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関

する施行法(以下「改正後の施行法」という。)(第三
 条第四項、第三条の四の二、第十三条第二項、
 第四十二條、第四百四十三條の四第二項及び第百
 四十三條の十五の規定は、昭和四十八年十月三
 十一日以前に給付事由が生じた給付について
 も、同年十一月分以後適用する。この場合にお
 いては、同法第五十四條の三第二項の規定を準
 用する。

改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に給付事由が生じた遺族年金及び障害年金についても、昭和四十八年十月分以後適用する。

(遺族の範囲及び遺族年金の最短受給資格年限の短縮等に関する経過措置)

三三 改正後の法第二条第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

改正後の法第九十三条第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

施行日の前日において現に組合員である者その他の者で政令で定めるものが施行日以後に死

よる遺族年金又は同法第九十九条の規定による死亡一時金を受ける権利を有する者を除く。に
ついては、改正前の法第七十二条、第九十三
条、第九十八条及び第九十九条の規定は、なお
その効力を有する。

(掛金に関する経過措置)

第四条 改正後の法第十四条第三項及び第二
百四十四条の規定は、昭和四十八年十月分以後
の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金
については、なお従前の例による。

(公庫等職員等に関する経過措置)

第五条 改正後の法第四百四十二条又は第
四百四十四条の規定は、それぞれ附則第一
号に掲げる日(以下この条において「一部施行日」とい
う。)の前日において現に同法第四百四十二条第一
項の規定に該当する公庫等職員として在職する者
及び一部施行日以後に同項の規定による転出をし
た者又は同日の前日において現に同法第四百四
十二条第二項の規定に該当する団体職員として
在職する者及び一部施行日以後に同項に規定
する転出をした者について適用し、同日以前に
当該公庫等職員又は団体職員として在職しな
かつた者については、なお従前の例による。

2 改正後の法第二百二十五条から第二百二十八
条までの規定は、それぞれ一部施行日の前日
において現に同法第二百二十五条第二項若しくは第
二百二十六条の規定に該当する公庫職員、同法第
二百二十七条第一項の規定に該当する公団等職員
又は同法第二百二十八条第一項の規定に該当する
その他の公庫等職員として在職する者について
適用し、一部施行日前に当該公庫職員、公団等
職員又はその他の公庫等職員として在職しな
かつた者については、なお従前の例による。

(共済会が支給する退職年金の停止に関する経
過措置)

第六条 改正後の法第六十四条第二項の規
定は、施行日前に給付事由が生じた退職年金につ
いても、昭和四十八年十月分以後適用する。

(年金条例職員期間に準ずる期間を有する者等
に関する経過措置)

第七条 改正後の施行法第二条第一項第十
号に規定する更新組合員(同法第五十五条第一項第一
号に掲げる者を含む。次条及び附則第十条にお
いて「更新組合員等」という。)が施行日前に退職
し、又は死亡した場合において、改正後の法第
四十四条に規定する組合員期間の計算につき改正
後の施行法第二条第一項第九号又は第二十二
号及び第七号第一項第一号又は第二号(これら
の規定を同法第五十五条第一項において準用す
る場合を含む。)の規定を適用するものとする
退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年
金の額が増加することとなるときは、昭和四十
八年十月分以後、その者又はその遺族のこれら
の年金の額を、改正後の施行法及び改正後の法
の規定を適用して算定した額に改定する。

2 改正後の施行法第三条第六項若しくは第七
項又は第九項の規定の適用により新たにこれらの
規定に規定する沖縄の退職料等又は樺太の退職
料等のうち年金であるものを受ける権利を有す
ることとなる者には、昭和四十七年五月分以
後、これらの給付を支給する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等の
うち外国特殊機関職員期間等のある者に関する
経過措置)

第八条 この法律の施行の際、現に普通恩給、退
職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以
下この条において「普通恩給等」という。)を受け
る権利を有し、かつ、第三条の規定による改正
前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関
する施行法(以下この条において「改正前の施行
法」という。)第十条第五号の期間(同法第三百三
十一条第二項第三号の期間を含む。)で恩給法等の
一部を改正する法律(昭和四十八年法律第
一〇号)第二条の規定による改正後の恩給法等の一
部を改正する法律(昭和二十八法律第五十五
号)以下この条において「改正後の法律第五十五
号」という。)に規定する法律(昭和二十八法律第
五十五号)以下この条において「改正後の法律第五

十五号」という。)附則第四十三条の二の規定又
はこれに相当する退職年金条例の規定の適用に
よりその全部が当該期間に該当しないこととな
るものを有する更新組合員等若しくは更新組合
員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、
昭和四十八年九月三十日において改正前の施行
法第十条第五号(同法第五十五条第一項におい
て準用する場合を含む。)の規定による退職年金
又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金
を受ける権利を有する者で政令で定めるもの
その他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期
給付については、これらの者が別段の申出をし
ないときは、改正後の法律第五十五号附則第
四十三条の二の規定、これに相当する退職年金
条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわ
らず、改正前のこれらの規定の例によるものと
する。

(団体共済更新組合員の退職年金等の受給資格
の特例に関する経過措置)

第九条 改正後の施行法第四百三十三条第一項第五
号に規定する団体共済更新組合員が昭和四十六
年十一月一日から施行日の前日までの間に退職
し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した
場合において、その者につき改正後の施行法第
百四十三条の二の三の規定を適用するものとな
らば新たに退職年金又は遺族年金を支給すべき
こととなるときは、改正後の法及び改正後の施
行法の規定により、昭和四十八年十月分以後、
その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を
支給する。

2 前項の規定の適用により新たに退職年金又は
遺族年金の支給を受けることとなる者が同項の
退職に係る退職一時金の支給を受けた者又はそ
の遺族である場合における退職年金又は遺族年
金の額の算定については、改正後の施行法第百
四十三条の十九第一項及び第二項の規定の例に
よるものとする。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であ
つた者又はこれらの者の遺族が附則第八条の申
出をした場合におけるこれらの者に係る長期給
付に関する措置その他この法律の施行に伴う長
期給付に関する措置等に関して必要な事項は、
政令で定める。

理 由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩
給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずる
とともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給
する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年
金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金
の受給資格の緩和、退職年金等の最低保障額の引
上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま
す。地方行政委員長上村千一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました両法
律案につきまして、地方行政委員会における審査
の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方公務員災害補償法の一部を改正する
法律案について申し上げます。

本案は、最近における通勤による災害の発生状
況及び通勤と公務との密接な関連性等にかんが
み、職員が受けた通勤による災害に対し、公務上
の災害の場合に準じた補償及び福祉施設を行なう
とともに、その他の所要の改正を行なうとする
ものであります。
本案は、三月二十二日当委員会に付託され、六

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案外一案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案外一案

二二七〇

月二十九日江崎自治大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行ない、七月六日質疑を終了しました。

本日、討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派共同提案により、通勤途上災害を公務上の災害とするものの検討、各種補償における給付水準の引き上げの検討等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

次に、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金の受給資格年限の緩和、退職年金等の最低保障額の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月二十二日当委員会に付託され、六月二十九日江崎自治大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を行ない、七月六日質疑を終了いたしました。

本日、自由民主党から、厚生年金保険法等の一部改正法案の修正内容にない、退職年金等の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずることを内容とする修正案が提出され、中村委員からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論の申し出もなく、採決を行ないましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派共同提案により、退職年金の格差是正と年金スライド制の制度化、共済年金の給付水準の引き上げ、年金額算定の基礎となる給料を退職時の給料とすること等について附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第四条第一項第一号の改正規定中「二十二万八千四百円」を「二十四万四千四百円」に改める。

第二条のうち、第七十八条第二項ただし書の改正規定中「三十万二千四百円」を「三十二万六千六百円」に改める。

第二条のうち、第八十二条第三項第一号の改正規定中「二十二万八千四百円」を「二十四万四千四百円」に改める。

第二条のうち、第九十三条第二項及び第三項第二号の改正規定中「二十三万五千二百円」を「二十五万四千四百円」に改める。

第二条のうち、別表第四の改正規定中「三六九、六〇〇円」を「三九三、六〇〇円」に、「三〇二、四〇〇円」を「三二二、六〇〇円」に、「三二〇、八〇〇円」を「三四〇、〇〇〇円」に改める。

第三条のうち、第十三条第二項の改正規定中「三十万二千四百円」を「三十二万六千六百円」に改める。

第三条のうち、第四十二条の改正規定中「二十三万五千二百円」を「二十五万四千四百円」に改める。

第三条のうち、第四百四十三条の四第二項の改正規定中「三十万二千四百円」を「三十二万六千六百円」に改める。

第三条のうち、第四百四十三条の十五の改正規定中「二十三万五千二百円」を「二十五万四千四百円」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案中、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、他の一案の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年二月十七日

内閣総理大臣 田中 角榮

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法目次中「第三章 保険給付及び保険施設」を

第三章 保険給付

第一節 通則

第二節 業務災害に関する第三章の二 保険施設

「第一章中「業務上の事由の下に又は通勤」を加え、「災害補償を行ない」を「保険給付を行ない」に改める。

第一条中「業務上の事由の下に又は通勤」を加え、「災害補償を行ない」を「保険給付を行ない」に改める。

第七条から第十一条までを削る。

「第三章 保険給付及び保険施設」を「第三章 保険給付」に改める。

第十二条を削る。

第十二条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、前条第一項各号に規定する負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて同項各号に規定する疾病の発生が確定した日とする。

第三章中第十二条の二を第八条とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節 通則

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付

二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保

險給付

前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に關し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をせむを得ない事由により行なうための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第十二条の三を第九条とする。

第十二条の四中「及び葬祭料」を「葬祭料、遺族給付及び葬祭給付」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の五第一項中「については、」を「については、」に改め、「他の遺族」の下に、「遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族」を加え、同条第三項中「遺族補償年金については、」を「遺族補償年金については第十六条の二第三項に、遺族年金については第二十二條の四第三項において準用する」に改め、同条を第十一条とする。

第十二条の六第二項中「業務上の負傷又は疾病」を「業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」に、「長期傷病補償給付を受ける権利」を「長期傷病補償給付又は長期傷病給付を受ける権利」に、「当該負傷を」を「これらの負傷」に改め、「障害補償年金」の下に「又は障害年金」を、「長期傷病補償給付たる年金」の下に「又は長期傷病給付たる年金」を加え、同条を第十二条とし、同条の次に次の六条を加える。

故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行なわぬ。

労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行なわぬことができる。

第十二条の三 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

前項の場合において、事業主（徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。）が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

徴収法第二十六條、第二十八條、第二十九條及び第四十一條の規定は、前二項の規定による徴収金について準用する。

第十二条の四 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

第十二条の五 保険給付を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

第十二条の六 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはない。

第十二条の七 保険給付を受ける権利を有する者は、労働省令で定めるところにより、政府に対して、保険給付に關し必要な労働省令で定める事項を届け出、又は保険給付に關し必要な労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

第十三条の前に次の節名及び一条を加える。

第二節 業務災害に関する保険給付

第十二条の八 第七條第一項第一号の業務災害に關する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養補償給付
- 二 休業補償給付
- 三 障害補償給付
- 四 遺族補償給付
- 五 葬祭料
- 六 長期傷病補償給付

前項の保険給付（長期傷病補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五條から第七十七條まで、第七十九條及び第八十條に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて行なう。

長期傷病補償給付は、療養補償給付を受ける労働者の負傷又は疾病が療養の開始後三年を経過してもなおならない場合における当該労働者に対し、政府が必要と認める場合に行なう。

第十五条を次のように改める。

第十五條 障害補償給付は、労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とする。

三を第十九条とし、第二十条から第二十二條の二までを削る。

第二十二條の三中「この章」を「この節」に、「保険給付に關し」を「業務災害に關する保険給付に關して」に改め、同條を第二十條とし、同條の次に次の一節を加える。

第三節 通勤災害に關する保険給付

第二十一條 第七條第一項第二号の通勤災害に關する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養給付
- 二 休業給付
- 三 障害給付
- 四 遺族給付
- 五 葬祭給付
- 六 長期傷病給付

第二十二條 療養給付は、労働者が通勤（第七條第一項第二号の通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、又は疾病（労働省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）にかかつた場合に、当該労働者に對し、その請求に基づいて行なう。

第十三條の規定は、療養給付について準用する。

第二十二條の二 休業給付は、労働者が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に、当該労働者に對し、その請求に基づいて行なう。

第十四條の規定は、休業給付について準用する。

この場合において、同條第一項中「業務上の」とあるのは「通勤による」と、同條第二項中「労働基準法第七十六條第二項」とあるのは「休業給付を労働基準法第七十六條第一項の休業補償とみなした場合において同條第二項」と読み替へるものとする。

第二十二條の三 障害給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合に、当該労働者に對し、その請求に基づいて行なう。

障害給付は、第十五條第一項の労働省令で定める障害等級に應じ、障害年金又は障害一時金とする。

第十五條第二項及び第十五條の二並びに別表第一（障害補償年金に係る部分に限る。）及び別表第二（障害給付一時金に係る部分に限る。）の規定は、障害給付について準用する。この場合において、これらの規定中「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と、「障害補償一時金」とあるのは「障害一時金」と読み替へるものとする。

第二十二條の四 遺族給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、当該労働者の遺族に對し、その請求に基づいて行なう。

遺族給付は、遺族年金又は遺族一時金とする。

第十六條の二から第十六條の九まで並びに別表第一（遺族補償年金に係る部分に限る。）及び別表第二（遺族補償一時金に係る部分に限る。）の規定は、遺族給付について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、「遺族補償一時金」とあるのは「遺族一時金」と読み替へるものとする。

第二十二條の五 葬祭給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、葬祭を行なう者に對し、その請求に基づいて行なう。

第十七條の規定は、葬祭給付について準用する。

第二十二條の六 長期傷病給付は、療養給付を受ける労働者の負傷又は疾病が療養の開始後三年を経過してもなおらない場合における当該労働者に對し、政府が必要と認める場合に行なう。

第十八條及び別表第一（長期傷病補償給付たる年金に係る部分に限る。）の規定は、長期傷病給付について準用する。この場合において、同條第二項中「療養補償給付及び休業補償給付」とあるのは、「療養給付及び休業給付」と読み替へるものとする。

第二十二條の七 この節に定めるもののほか、通勤災害に關する保険給付について必要な事項は、労働省令で定める。

第二十三條第一項中「業務災害」の下に「及び通勤災害」を加え、「左の保険施設を行なう」を「次の保険施設を行なう」に改め、同條の次に次の章名を附する。

第三章の二 保険施設

第二十五條第一項中「定めるところにより、」の下に「業務災害に關する保険給付にあつては、」を、「償額の限度で」の下に、「通勤災害に關する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に關する保険給付に相當する同法の規定による災害補償の償額の限度で」を加え、同項第二号中「事故」を「業務災害の原因である事故」に改め、同條第二項中「第三十七條、第三十八條」を削り、「前項の」を「第一項又は第二項の規定による」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

政府は、療養給付を受ける労働者（労働省令で定める者を除く。）から、二百円をこえない範囲内で労働省令で定める額を一部負担金として徴収する。

政府は、前項の労働者から徴収する同項の一部負担金に充てため、労働省令で定めるところにより、当該労働者に支払うべき保険給付の額から当該一部負担金の額に相當する額を控除することができる。

第二十八條第一項中「この保険による」の下に「業務災害に關する」を、「第三章」の下に「第一節及び第二節並びに第三章の二」を加え、同條第二項及び第四項中「保険給付」を「業務災害に關する保険給付」に改める。

第二十九條第一項各号列記以外の部分中「掲げる者に關して」を「掲げる者の業務災害に關して」に、「第三章及び」を「第三章第一節及び第二節、

第三章の二並びに」に改め、同項第五号及び同條第五項中「保険給付」を「業務災害に關する保険給付」に改める。

第三十八條を第三十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

第三十八條 徴収法第三十七條の規定は第二十五條第一項の規定による徴収金について、同法第三十八條の規定は第二十二條の三第一項及び第二項並びに第二十五條第一項の規定による徴収金について準用する。

第四十二條中「及び葬祭料」を「葬祭料、療養給付、休業給付及び葬祭給付」に、「及び遺族補償給付」を「遺族補償給付、障害給付及び遺族給付」に改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁又は保険給付を受けようとする者に對して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、保険給付を受けようとする者又は遺族の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

第四十七條中「又は保険給付」を「若しくは保険給付」に、「又は出頭を」を「（以下この条において「報告等」という。）若しくは出頭を命じ、又は保険給付の原因である事故が発生させた第三者（第五十三條において「第三者」という。）に對して、報告等」に改める。

第四十七條の二中「遺族補償年金」の下に「又は遺族年金」を加える。

第四十七條の三中「第二十二條の二」を「第十二條の七」に改める。

第四十九條中「遺族補償年金」の下に「又は遺族年金」を加える。

第五十三條中「団体以外の者」の下に「（第三者を除く。）」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(通勤災害に関する保険給付についての経過規定)

第二条 この法律による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する新法第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用する。

(通勤災害に関する年金たる保険給付の額の改定に関する暫定措置)

第三条 新法の規定による障害年金、遺族年金及び長期傷病給付については、当分の間、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十九号)附則第十六条第一項の規定の例により、その額を改定するものとする。

(通勤災害に係る遺族に対する一時金の支給に関する暫定措置)

第四条 施行日以後労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号。以下「昭和四十年改正法」という。)附則第四十二条第一項に規定する期間の末日までの間に生じた通勤(新法第七条第一項第二号の通勤をいう。次条第一項において同じ。)による死亡(施行日以後に発生した事故に起因する死亡に限る。)に關しては、政府は、昭和四十年改正法附則第四十二条第一項及び第二項の規定の例により一時金を支給する。

2 前項の一時金は、新法第三章第一節及び第三節並びに第五章の規定の適用については、遺族年金とみなす。

3 昭和四十年改正法附則第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の一時金について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十号)以下「昭和四十八年改正法」という。」と、同条第三項及び第六項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と読み替えるものとする。

定中「第一項」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十号)以下「昭和四十八年改正法」という。」と、同条第三項及び第六項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と読み替えるものとする。

(遺族年金に関する特例)

第五条 労働者の夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の通勤による死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの(新法第二十二條の四第三項において準用する新法第十六條の二第一項第四号に規定する者であつて、新法第二十二條の四第三項において準用する新法第十六條の四第一項第六号に該当しないものを除く。)は、新法第二十二條の四第三項において準用する新法第十六條の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、新法の規定による遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、新法第二十二條の四第三項において準用する新法第十六條の二第一項中「各号の一」とあるのは「各号の一(第六号を除く。)」と、新法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族年金を受けることができる遺族(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第七十号)附則第五條第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。)」とする。

2 昭和四十年改正法附則第四十三條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する遺族について準用する。この場合において、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、同条第三項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、「前条」とあるのは「昭和四十八年改正法附則第四條」と読み替えるものとする。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案外一案

(健康保険法の一部改正)

第六條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十九條ノ六の次に次の一条を加える。
第五十九條ノ七 療養ノ給付、傷病手当金ノ支給又ハ埋葬料ノ支給ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ關シ労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)ノ規定ニ依リ夫々療養給付若ハ長期傷病給付、休業給付若ハ長期傷病給付又ハ葬祭給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ

(船員保険法の一部改正)
第七條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第四十五條第二項中「障害補償給付」の下に「若ハ障害給付」を加える。
(失業保険法の一部改正)

第八條 失業保険法(昭和四十二年法律第四百六号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第九項中「休業補償給付」の下に「又は休業給付」を加える。
(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第九條 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十八條第一項中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」を加え、同条第四項中「船員保険法」の下に「労働者災害補償保険法」を加える。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十五條」を「第二十五條の二」に改める。

第二十五條の表第八十一條第二項の項中

国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償	労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五條の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付
------------------------------------	---

これらの給付を受けている者	これらの給付を受けている者(当該傷病につき労働者災害補償保険法第二十二條の規定による療養給付の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、同条の規定により継続して当該療養給付を受けている者を含む。)
---------------	---

改め、同表第八十三條第四項及び第五項の項を次のように改める。	
--------------------------------	--

改め、同表第八十三條第四項及び第五項の項を次のように改める。

第八十三条第四項		公務によらない廃疾年金にあつては	職務によらない廃疾年金にあつては、その者が同一の職務傷病によらない廃疾に關し、労働者災害補償保険法の規定による障害給付を受けていた者である場合を除き
第八十三条第五項	俸給	公務	平均標準給与の月額
	俸給	公務	職務平均標準給与の月額

第五章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。

(通勤災害に關する給付との調整)

第二十五条の二 前条において準用する国家公務員共済組合法第五十四条第一項又は第五十六條第一項若しくは第二項、第六十六條第一項若しくは第二項若しくは第八十七條第一項若しくは第二項に規定する療養の給付又は療養費、埋葬料、傷病手当金若しくは廃疾一時金の支給は、同一の病氣、負傷、廃疾又は死亡に關し、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定により、これらの給付に相當する通勤災害に關する保険給付が行なわれることとなつたときは、行なわれない。

2 前条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第二項の規定にかかわらず、組合員期間が十年をこえる者に支給する職務によらない廃疾年金は、同一の職務傷病によらない廃疾に關し労働者災害補償保険法の規定による障害年金又は長期傷病給付が支給されることとなつたときは、これらの保険給付が行なわれる間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相當する金額の支給を停止する。

一 組合員期間が十年以上二十年未満である

者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき 百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の一

3 職務によらない廃疾年金で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該職務傷病によらない廃疾を職務傷病による廃疾とみなした場合において支給される職務による廃疾年金の額(前条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第一項に規定する額から前条において準用する同法第八十六条の規定により支給を停止すべき金額を控除した額とする)をこえるときは、当該職務による廃疾年金の額に相當する額とする。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号中「障害補償給付」の下に「若しくは障害給付」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第十二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「又はこれに相當する制度による療養の給付又は療養費の支給」を「若しくはこれに相當する制度による療養の給付若しくは療養費の支給又は労働者災害補償保険法

の規定による療養給付」に改める。

第四十三条の見出しを「(障害年金と障害補償等との調整)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合員期間が十年以上である者に支給する職務によらない障害年金は、その職務外傷病について労働者災害補償保険法の規定による障害年金が支給され、又は長期傷病給付が行なわれることとなつたときは、これらの保険給付が行なわれる間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相當する額の支給を停止する。

一 組合員期間が十年以上二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき 百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の一

3 職務によらない障害年金で、前項の規定によりその額のうち一部の額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該職務外傷病を職務上傷病とみなした場合において支給される職務による障害年金の額(第三十九条の二第一項に規定する額から第一項の規定により支給を停止すべき額を控除した額とする)をこえるときは、当該職務による障害年金の額に相當する額とする。

第四十四条第二項中「職務によらない障害年金」の下に「当該職務外傷病について労働者災害補償保険法の規定による障害給付を受ける権利を有しない者に係るもの」を加える。

第四十五条第一項中「又は職務外傷病」の下に「(労働者災害補償保険法の規定による障害給付の支給を受けないものに限る)」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「若しくは長期傷病補償給付」を「長期傷病補償給付、療養給付若しくは長期傷病給付」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十四条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「休業補償給付」の下に「又は休業給付」を加える。

(昭和四十年改正法の一部改正)

第十五条 昭和四十年改正法の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第五項中「第三章及び」を「第三章第一節及び第二節並びに」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「過去三年間の」の下に「業務災害(同法第七條第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ)及び通勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ)に係る」を加え、同条第三項中「労働保険法の規定による」の下に「業務災害に關する」を、「応ずる部分の額」の下に「から同法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率(以下「通勤災害に係る率」という。))に應ずる部分の額を減じた額を、当該事業に係る率を減じた率を、」から通勤災害に係る率を減じた率」の下に「から通勤災害に係る率を減じた率」を加える。

第十三条中「同法の規定による」を「業務災害に關する」に改め、「引き上げ又は引き下げられた率」の下に「から通勤災害に係る率を減じた率」を加える。

第十四条第一項中「事業についての」の下に「業務災害に係る」を加える。

第二十条第一項中「応ずる部分の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加え、同項第一号中「労災保険法の規定による」の下に「業務災害に関する」を、「次号において同じ」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加え、同項第二号中「労災保険法の規定による」の下に「業務災害に関する」を、「一般保険料に係る確定保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加える。

第三十五条第三項中「第十九条の二第三項及び第二十五条第二項」を「第十二条の三第三項及び第二十五条第四項」に改め、同条第四項中「第十九条の二第二項」を「第十二条の三第二項」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度においては、前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項中「過去三年間の業務災害(同法第七條第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ)及び通勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ)に係る災害率」とあるのは「過去三年間の業務災害(同法第七條第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ)に係る災害率並びに労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第

号。以下「昭和四十八年改正法」という。の施行日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度における通勤災害(同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ)に係る災害率又はその予想値」と、同条第三項中「過去三年間の通勤災害に係る災害率」とあるのは「昭和四十八年改正法の施行日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度における通

勤災害に係る災害率又はその予想値」とする。

第十八条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十七条の規定は、この法律の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料については、適用しない。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第十八条第一項中「新労災保険法第三章」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。次条において「昭和四十八年改正法」という。)による改正後の労災保険法(以下この条及び次条において「改正労災保険法」という。第三章第一節及び第二節)に改め、同条第二項中「新労災保険法」を「改正労災保険法」に改め、「第三章」の下に「第一節及び第二節」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る労働関係の成立前に発生した通勤(改正労災保険法第七條第一項第二号の通勤をいう。次項において同じ)による負傷又は疾病(昭和四十八年改正法の施行の日以後に発生した事故に起因する負傷又は疾病に限る。次項において同じ)につき療養を必要と

すると認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因である事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに關して、当該負傷又は疾病が労災保険に係る労働関係の成立後に発生したものとなして、改正労災保険法第三章第一節及び第三節の規定により保険給付を行ふことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る労働関係の成立前に発生した通勤による負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前に三年以上継続していると認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因となつた事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに對しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る労働関係の成立後に発生したものとなして、改正労災保険法第三章第一節及び第三節の規定により保険給付を行ふことができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなればならない。

第十九条第一項中「前条第一項又は第二項」を「第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項の表第四十二條、第四十三條第一項及び第四十五條第二項の項中「整備法第十八條」の下に「第十八條の二」を加える。

(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條のうち労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第三項の改正規定中「労災保険率」の下に「から通勤災害に係る率を減じた率」を加える。

理由 最近における通勤災害の発生状況及び通勤と業務との密接な関係にかんがみ、通勤災害を被つた労働者及びその遺族に対し、労働者災害補償保険によつて業務災害の場合に準じた保険給付等を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員保険法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 昭和四十八年二月十七日 内閣総理大臣 田中 角榮

船員保険法の一部を改正する法律 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ七第二項中「職務上ノ事由」の下に「(通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第一項第二号ノ通勤ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ含ム第二十五條ノ二第一項及第四十九條ノ二ヲ除キ以下之ニ同ジ)を加え、同条第三項中「職務外ノ事由」を「職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)に改める。

第二十八條第二項中「職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)を「職務外ノ事由」に改める。

第四十二條第一項中「其ノ廢疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ニ相当スル金額」を「最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月數ヲ乗ジテ得タル金額」に、其ノ額其ノを「其ノ額其ノ廢疾ノ程度ニ改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第四十二條ノ二第二項中「其ノ廢疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ニ相当スル金額」を「最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月數ヲ乗ジテ得タル金額」に改め、同条第二項を削る。

第四十二條ノ三第三項中「其ノ廢疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ニ相当スル金額」を「最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月數ヲ乗ジテ得タル金額」に改め、同条第四項を削る。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案外一案 中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機の特例等に関する法律案

一二七六

第五十条ノ八第一項第一号中「其ノ廃疾ニ付給員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ニ相当スル金額」を「最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」に改め、同条第二項を削る。

第五十八条第一項中「対応スルモノ」の下に「及通勤ニ因ル疾病、負傷、廃疾又ハ死亡ニ関スル保険給付」を加える。

第五十九条ノ二第一項中「費用」の下に「及通勤ニ因ル疾病、負傷、廃疾又ハ死亡ニ関スル保険給付ニ要スル費用（政令ヲ以テ定ムル部分ヲ除ク）」を加える。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の日前に発生した事故に起因する通勤（改正後の第二十三条ノ七第二項に規定する通勤をいう。）による疾病、負傷、廃疾又は死亡に関する保険給付については、なお従前の例による。

（職務上の事由による傷病手当金の額の改定に關する暫定措置）
第三条 改正後の第二十三条ノ七第二項に規定する職務上の事由による傷病手当金を受ける権利を有する被保険者であつた者の当該傷病手当金については、当分の間、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）附則第四十一条の規定による長期傷病補償給付の額の改定の措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、その額を改定することができる。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第四条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「職務上の事由」の下に「（船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する通勤を含む。以下同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に、「船員保険法」を「同法」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第五条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「職務上の事由」の下に「（船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する通勤を含む。以下同じ。）」を加える。

理 由
船員保険の被保険者の福祉の向上を図るため、通勤災害に関する保険給付を職務上の災害に関する保険給付に準ずる内容のものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（前尾繁三郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事山下徳夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕
〔山下徳夫君登壇〕
山下徳夫君 たいい議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、及び船員保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における通勤災害の発生状況及び通勤と業務との密接な関係にかんがみ、通勤災害をこうむつた労働者及びその遺族に対し、業務災害の場合に準じた保険給付等を行なうとするもので、そのおもな内容は、

第一に、労働者災害補償保険は、業務災害とともに通勤災害についても保険給付等を行なうものとする。

第二に、通勤とは、労働者が就業に關し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、通勤の途中で往復の経路を逸脱した場合は中断した場合には、それ以後は、原則として、通勤とはしないものとする。

第三に、通勤災害に関する保険給付の支給事由及び内容は、業務災害に関する保険給付の場合に準ずるものとする。

第四に、通勤災害に関する保険給付等に要する費用に充てるための保険料は、事業主が負担するものとし、療養給付を受ける労働者は、二百円以内の一定額の一部負担を行なうものとする。

第五に、他の社会保険の給付との調整、通勤災害に関する保険給付の特例その他所要の措置を講ずること。

であります。

本日は、去る四月三日日本委員会に付託となり、本日委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本日は、労働者災害補償保険が通勤災害に対し業務災害の場合に準じた保護をはかることとしたことに伴い、船員保険においても、通勤災害に關して、これに準じた改正を行なうこととするほか、職務上の傷病手当金について、職務上の年金額の改定措置に準じて、政令の定めるところにより、その額を改定することができるものとする。と等であります。

本日は、去る二月十七日本委員会に付託となり、本日委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君） 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機の特例等に関する法律案

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、稲村佐近四郎君外五名提出、中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機の特例等に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（前尾繁三郎君） 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（前尾繁三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機の特例等に関する法律案を議題といたします。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機の特例等に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十八年七月二日

提出者

稲村佐近四郎 福田 一

中村 重光 加藤 清二

近江巳記夫 玉置 一徳

賛成者

足立 篤郎 外二百十二名

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機の特例等に関する法律案

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機の特例等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、特定織機を用いて事業を行なつてゐる織物製造業者の大部分が小規模企業者であること、織機の台数が長期的には過剩状態にあることが予測されること等にかんがみ、特定織機について中小企業団体の組織に関する法律昭和三十三年法律第八十五号。以下「団体法」といふ。）第五十六条又は第五十七条の規定に基づく命令の規定による登録の特例を設けるとともに、織物の買取り及び廃棄を行なわせることにより、織物製造業者の経営の安定を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定織機」とは、次の各号に掲げる規定による届出をした織機をいふ。

一 綿スフ織物調整規則（昭和四十七年通商産業省令第二百二十三号）附則第七項又は第十項の規定

二 絹人絹織物生産設備調整規則（昭和四十七年通商産業省令第二百二十四号）附則第八項又は第十一項の規定

三 毛織物等調整規則（昭和四十七年通商産業省令第二百二十五号）附則第八項又は第十一項の規定

四 麻織物調整規則（昭和四十七年通商産業省令第二百二十六号）附則第八項又は第十一項の規定

五 タオル調整規則（昭和四十七年通商産業省令第二百二十七号）附則第六項又は第十三項の規定

(特定織機の登録)

第三条 特定織機を用いて事業を行なつてゐる織物製造業者（以下「特定織機に係る織物製造業者」といふ。）は、当該特定織機について、通商産業省令で定める種類及び区分ごとに、通商産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項に規定する者の同項の登録を受けることができる特定織機の台数は、同項に規定する種類（以下単に「種類」といふ。）ごとに、その者の設置している特定織機の台数（おさ幅が六十・八・五センチメートル未満の特定織機（以下「小幅織機」といふ。）と小幅織機以外の特定織機とに区分してそれぞれ算定した台数。以下同じ。）の四分の三に相当する台数（台数の算定上、一未満の端数が生じたときは、当該端数を一に切り上げて算定した数に相当する台数）とする。

3 前項の特定織機の台数の四分の三に相当する台数を算定する場合においては、当該算定の基礎となる特定織機の台数に、当該特定織機と種類を同じくする前条各号に掲げる規定による届出の要件が備わつてゐる織機で、次の各号のいずれかの事由に該当していることにつき通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣の承認を受けたもの（以下第七条第一項において「確認廃棄織機等」といふ。）の台数を加えるものとする。

一 通商産業省令で定める日前に、当該織機につき、通商産業省令で定める廃棄がなされたこと。

二 通商産業省令で定める日前に、当該織機につき、当該織機を設置している織物製造業者の前条各号に掲げる省令による登録織機で廃棄されたものに代えて設置され、当該省令による登録がなされたこと。

（商工組合等の事業の特例）

第四条 商工組合又は商工組合連合会であつて通商産業省令で定めるもの（以下単に「商工組合等」といふ。）は、団体法第七十七条又は第三十一条に規定する事業のほか、当該商工組合等の資格事業を行なう織物製造業者に係る第七十七条の規定による納付金の受入れ並びに当該納付金を財源として行なう織機（織機設置制限規則（昭和四十七年通商産業省令第二百二十八号）別表第一に掲げるものを除く。以下同じ。）の買取り及び廃棄に関する事業を行なうことができる。

2 前項の規定により登録を受けることができる特定織機の台数は、同項の事業計画において定められた減少させるべき織機の種類の総台数から、第三条第二項の規定により台数の算定上端数を切り上げた場合において一から当該端数を減じて得た数を合計した数に相当する台数を、控除した台数とする。

第五条 商工組合等は、前条の納付金の受入れ並びに当該納付金を財源として行なう織機の買取り及び廃棄に関する事業を行なうとするときは、通商産業省令で定めるところにより、昭和五十三年三月三十一日までの間における織機の計画の減少に関する事項を内容とする当該事業に関する計画及び資金計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しうとするときも、同様とする。

2 商工組合等は、第七十七条の規定により受け入れた納付金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、通商産業省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 前項の納付金の運用は、国債の保有、銀行への預金、郵便貯金その他通商産業省令で定める方法によらなければならない。

4 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十五条の規定は、第二項に規定する事業に関し、第七十七条の規定により納付金を納付した者について準用する。この場合において、同条中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

(登録の特例)

第六条 前条第一項の規定による事業計画の認可があつた場合においては、特定織機に係る織物製造業者で第三条第二項の規定により同条第一項の登録を受けることができる特定織機以外の特定織機を設置しているものは、当該特定織機のうち、当該事業計画において定められた減少させるべき織機と種類を同じくするものについて、次項の規定により、同条第一項の登録を受けることができる。

2 前項の規定により登録を受けることができる特定織機の種類の総台数は、同項の事業計画において定められた減少させるべき織機の種類の総台数から、第三条第二項の規定により台数の算定上端数を切り上げた場合において一から当該端数を減じて得た数を合計した数に相当する台数を、控除した台数とする。

（納付金の納付）

第七条 第三条第一項の登録（前条第一項の登録を含む。以下同じ。）を受ける者は、その者の設置に係る特定織機の種類の台数に当該特定織機と種類を同じくする確認廃棄織機等の台数を加えた台数の四分の三に相当する台数（台数の算定上〇・二五、〇・五又は〇・七五の端数が生じたときは、当該端数を含む数に相当する台数）をこえて登録を受けるときは、商工組合等が第五条第一項の規定により認可を受けた事業計画に基づいて行なう織機の買取り及び廃棄に関する事業に要する費用にあつては、そのこえる台数に應じて〇・二五台につき五万円（小幅織機については二万五千元）の割合により算定した額の納付金を商工組合等に納付しなければならない。

2 前項の場合において、納付金を納付する者のうち、その設置している別表の上欄に掲げる織機ごとの台数にそれぞれ同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た台数の合計（以下この項において「換算台数」といふ。）が二十台に満たない者については、その者が納付する納付金の額を次の式により算定した額に軽減するものとする。この場合において、当該納付金の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

3 前項の規定による納付金の軽減は、納付金を納付する者が通商産業省令で定めるところにより申出をすることによつて、行なうものとする。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

(登録の効果)

第八条 第三條第一項の登録を受けた組織は、それぞれその種類及び区分に相応する団体法第五十六條又は第五十七條の規定に基づく第二條各号に掲げる省令に規定する組織の種類及び区分による登録を受けたものとみなす。

(団体法に基づく命令についての措置)

第九条 政府は、この法律の円滑な実施を確保するため、団体法第五十六條、第五十七條及び第五十八條の規定に基づく命令について、所要の措置を講ずるものとする。

(事務の処理)

第十条 通商産業大臣は、この法律の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、第三條第一項の登録に関する事務を商工組合等に処理させることができる。

(手数料)

第十一条 第三條第一項の登録を受ける者は、通商産業省令で定めるところにより、その登録を行なうのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において通商産業省令で定める額の手料を納付しなければならない。

(省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、登録の手続、登録台帳その他第三條第一項の登録に関し必要な事項については、通商産業省令で定める。

(秘密の保持義務)

第十三条 第十条の規定により登録の事務を処理する商工組合等の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(役員の解任)

第十四条 通商産業大臣は、第十条の規定により登録の事務を処理する商工組合等の役員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律案

処理し、又は役員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(罰則)

第十五条 第十三條の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和五十三年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(納付金に残余を生じた場合の処理)

3 商工組合等は、商工組合等が第七條の規定により受け入れた納付金について、商工組合等が第五條第一項の規定により認可を受けた事業計画に基づいて行なつた組織の買取り及び廃棄に関する事業に要する費用に充て、なお残余を生じたときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを当該商工組合等の行なう事業に必要な費用にあて、又は織物製造業の構造改善に資する事業のために寄附するものとする。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、織維工業審議会の意見をきかなければならない。

別表

一	二	三
おさ幅が百十四・三センチメートル未満の織機(第三号ロに掲げる織機を除く)	おさ幅が百十四・三センチメートル以上百九十・五センチメートル未満の織機	おさ幅が百九十・五センチメートル以上の織機
一	二	三
メー	メー	メー
ロ	ロ	ロ
メー	メー	メー
二	二	二
三	三	三
四	四	四

理由

織物製造業者の大部分が小規模企業者であること、組織の台数が長期的には過剰状態になることが予測されること等にかんがみ、織物製造業者の経営の安定を図り、国民経済の健全な発展に資するため、特定組織について中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づく命令の規定による登録の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長浦野幸男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔浦野幸男君登壇〕

○浦野幸男君 ただいま議題となりました中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、織物製造業における最近の実情と織物製造業者の大部分が小規模企業者であることにかんがみ、無登録織機を一定の条件のもとに有籍化を行ない、織物製造業者の経営の安定をはかりとするものであり、そのおもな内容は、

第一に、特定組織に係る織物製造業者は、特定組織の設置台数の四分の三に相当する台数について、通商産業大臣の登録を受けることができることとし、中小企業団体の組織に関する法律による登録を受けたものとみなすこと。

第二に、商工組合等は、織物製造業者からの本法による納付金の受け入れ及びこれを財源として行なう組織の買取り及び廃棄に関する事業を行なうことができることとし、これを行なおうとするときは、事業計画等を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならないこと。

第三に、商工組合等の事業計画の認可があつた

場合においては、残りの四分の一の特定組織についても登録を受けることができること。

第四に、四分の三に相当する台数をこえて登録を受けるときは、商工組合等が行なう組織の買取り及び廃棄に関する事業に要する費用に充てるため、そのこえる台数に応じて算定した額の納付金を商工組合等に納付しなければならないこと。なお、納付金を納付する者のうち、設置台数が一定台数未満の場合には、その金額を軽減するものとする。

第五に、この法律は、昭和五十三年六月三十日限り、その効力を失うこと。

本案は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案によつて提出され、去る七月三日当委員会に付託され、七月四日提出者稲村佐近四郎君より提案理由の説明を聴取、本日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、今後の無登録織機の発生を防止するための法令の厳格なる適用、産地等における監視体制の強化等を内容とする附帯決議が付けられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

出席國務大臣

法務大臣	田中伊三次君
外務大臣	大平 正芳君
文部大臣	奥野 誠亮君
厚生大臣	齋藤 邦吉君
通商産業大臣	中曾根康弘君
運輸大臣	新谷寅三郎君
郵政大臣	久野 忠治君
労働大臣	加藤常太郎君
自治大臣	江崎 眞澄君
國務大臣	坪川 信三君

○朗読を省略した議長の報告

一、去る四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の締結について承認を求める件

職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

一、去る四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
港灣法等の一部を改正する法律
一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

総合研究開発機構法
地価公示法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組
合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
部を改正する法律

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

朗読を省略した議長の報告

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

、去る四日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、六月二十九日付をもつて人事院事務総局任用局長渡辺哲利は退職し、また一日付をもつて経済企画庁長官官房会計課長下山修二は経済企画庁長官官房秘書課長に、経済企画庁調整局長画片長官官房秘書課長に、経済企画庁国新田庚一は経済企画事務次官に、経済企画庁国民生活局長小島英敏は経済企画庁物価局長に、通商産業省公害保安局長青木慎三は経済企画庁調整局長に、建設大臣官房会計課長山岡一男は建設省住宅局参事官にそれぞれ任命されたので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

、去る四日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した。

經濟企画庁長官房会計課長	白井 和徳
經濟企画庁調整局長	青木 慎三
經濟企画庁國民生活局長	喜多村治雄
通商産業省公害保安局長	林 信太郎
建設大臣官房會計課長	森田 松仁

、去る四日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、四日議長において承認した白井和徳外四名を同日第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

、昨九日、人事院總裁佐藤達夫君から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和四十七年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辭任
松澤 雄藏君
佐々木良作君
大村 襄治君
玉置 一徳君

補欠
大村 襄治君
玉置 一徳君
松澤 雄藏君
佐々木良作君

外務委員

小林 正巳君	松澤 雄藏君	補欠
松澤 雄藏君	小林 正巳君	
予算委員		

辭任
安里積千代君
佐々木良作君
去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

補欠
佐々木良作君
安里積千代君

内閣委員

外務委員	東中 光雄君 津川 武一君	補欠	津川 武一君 東中 光雄君
	辭任		

辭任
石原慎太郎君
稻葉 修君
木村 俊夫君
竹内 黎一君
原 健三郎君
補欠
阿部 喜元君
橋本龍太郎君
片岡 清一君
中村 弘海君
小此木蔭三郎君

深谷	隆司君	國場	幸昌君
宮澤	喜一君	森下	元晴君
山田	久就君	唐沢俊二郎君	
永末	英一君	玉置	一徳君
阿部	喜元君	石原慎太郎君	

小此木彦三郎君	原健三郎君
片岡清一君	木村俊夫君
唐沢俊二郎君	山田久就君
國場幸昌君	深谷隆司君
中村弘海君	竹内黎一君
橋本龍太郎君	稻葉修君

文教委員

湯山	前田治一郎君	野田	片岡	勝澤	中尾	高見	上田	薩任
勇君	毅君	清一君	芳雄君	宏君	三郎君	茂行君		
勝澤	高見	中尾	上田	湯山	野田	前田治一郎君	片岡	補欠
芳雄君	三郎君	宏君	茂行君	勇君	毅君	清一君		

小林	正巳君	高見	三郎君
瓦	力君	上田	茂行君
加藤	紘一君	稻葉	修君
辭任		補欠	

志實	節君	石原慎太郎君
住	榮作君	中村 寅太君
増岡	博之君	木村 俊夫君
石原慎太郎君	志實	節君
稻葉	修君	加藤 紘一君

農林水産委員	上田 茂行君	瓦 力君
	木村 俊夫君	増岡 博之君
	高見 三郎君	小林 正巳君
中村 寅太君		住 栄作君

馬場	昇君	芳賀	貢君
芳賀	貢君	馬場	昇君
補欠	補欠	補欠	補欠

通信委員
辭任
辭任

中村 寅太君	高橋 千壽君	中村 寅太君	高橋 千壽君
高橋 千壽君	中村 寅太君	高橋 千壽君	中村 寅太君
小淵 惠三君	保岡 興治君	小淵 惠三君	保岡 興治君
保岡 興治君	小淵 惠三君	保岡 興治君	小淵 惠三君

補欠

辭任

建設委員

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 朗読を省略した議長の報告

一一八〇

予算委員		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任		予任			
------	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	--	--

議員外十一名提出

一、昨九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

日朝友好・国交正常化促進に関する決議案（橋本次郎君外三名提出）

（議案受領）

一、昨九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

医療保障基本法案

（議案付託）

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律案（稲村佐近四郎君外五名提出、衆法第四八号）

（議案付託）

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公害健康被害補償法案（内閣提出第一二三号）

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

（議案付託）

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国民健康保険法の一部を改正する法律案（田邊誠君外十一名提出、衆法第五〇号）

（議案付託）

一、昨九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

医療保障基本法案（須原昭二君外六名提出、参法第二二二号（予））

（議案付託）

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案

昭和四十八年七月十日 衆議院会議録第五十号

法律の整理等に関する法律案

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律案（稲村佐近四郎君外五名提出）

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案（災害対策特別委員長提出）

一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案（田邊誠君外十一名提出）

（議案通知書受領）

一、去る四日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の締結について承認を求めるの件

職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

一、去る四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

港灣法等の一部を改正する法律案

一、去る六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

総合研究開発機構法案

地価公示法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組

朗読を省略した議長報告

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（賛同書提出）

一、去る四日、議員から提出した賛同主意書は次のとおりである。

物価値上り抑制緊急対策に関する賛同主意書（玉置一徳君提出）

一、去る七日、議員から提出した賛同主意書は次のとおりである。

朝鮮の統一に関する賛同主意書（赤松勇君提出）

（賛同書受領）

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員玉置一徳君提出金融引締め下における中小企業の資金確保と下請代金の支払促進等に関する賛同主意書

金融引締め下における中小企業の資金確保と下請代金の支払促進等に関する賛同主意書

右の賛同主意書提出する。

昭和四十八年六月二十九日

提出者 玉置 一徳

衆議院議長 前尾繁三郎殿

金融引締め下における中小企業の資金確保と下請代金の支払促進等に関する賛同主意書

書

中小企業は、一昨年に続く今年の通貨調整により不測の打撃を受けたうえ、さらに最近における相次ぐ金融引締め強化により甚大な影響を受け、いまや深刻な経営難に達している。

しかも、六月二十六日、日本銀行が発表した七月の金融市場の資金需給見通しによると、資金不足額は六月の一兆四千億円を上回る一兆六千三百億円に達するものと見込まれており、このような金融市場の資金需給の逼迫が企業金融の資金窮乏

惑を一段と強め、そのシワ寄せが弱小の中小企業に集中されることは必然の情勢にある。

国際化の進展、公害問題の深刻化、従業員福祉充実の要請等に対応し中小企業の安定の振興を図るためには、抜本的な中小企業政策を確立することが必要とされるが、差し当たり現下の金融引締めが中小企業に及ぼす悪影響をせしや断することは喫緊の急務と考える。ついては、つぎの二点に關し政府の見解を明確に示されたい。

一 この際、中小金融三機関の資金量を大幅に増強してその機能を強化するとともに、中小企業信用保険公庫の保険準備基金、融資基金を増額して民間金融機関の中小企業向け特別貸出わくを設定する等、金融引締め下における倒産防止を含めた中小企業の必要資金を十分に確保すべきではないか。

二 首文に述べた金融状況にかんがみ、特にこの際、政府は下請代金支払遅延等防止法の運用を強化し、下請代金の支払遅延、不当な買たたき、事後値引、受領拒否等の親企業の不正な行為により下請事業者の利益が害されないうよう嚴重にこれが監視、摘発を励行し、違反事実の排除に格段の努力をすべきではないか。

右質問する。

昭和四十八年七月六日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員玉置一徳君提出金融引締め下における中小企業の資金確保と下請代金の支払促進等に関する賛同に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員玉置一徳君提出金融引締め下における中小企業の資金確保と下請代金の支払促進等に関する賛同に対する答弁書

一について

(1) 政府関係中小企業金融三機関の資金量について、当面国民金融公庫、中小企業金融公

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

庫の第2・四半期の貸出枠を十分に確保するとともに、今後の中小企業者の資金需要の実態をみつ、必要があれば、三機関の年度間貸出総枠についても所要の年末追加を行う等、金融引締めの影響が中小企業者に不当に及ぼされまいよう適宜適切な措置を講じてまいりたい。

(2) また、中小企業金融の円滑化を図る上で、その信用力を補完する信用保証制度の果たす役割は極めて重要であり、その拡大については従来から十分意を用いているところである。

昭和四十八年度においても中小企業信用保険公庫に対し、保険準備金五十億円、融資基金百億円計百五十億円の出資を行うことによつて二兆円を上回る保証が確保され、この保証により民間金融機関から中小企業者に対して円滑な資金の供給が行われるものと思われる。

今後とも、信用補完制度の拡充強化を図るため十分配慮してまいりたい。

二について

政府は、現下の金融引締め体制下において、その悪影響が不当に下請事業者にしわよせされ、その不利益をもたらすことがないように、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図り、親事業者に対する監視体制を強化し、適時、適切に調査及び立入検査を行い、下請代金の支払遅延その他の違法行為に対しては、これを速やかに排除するよう努力する所存である。右答弁する。

船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における小型船舶の増加が著しく、特に海洋レクリエーションの活発化に伴

い、いわゆるモーターボート等が急激に増加し、かつ、広範囲に航行する機会が多くなつてきたこと、また、漁場の関係から小型漁船が遠方海域へ出漁する機会が多くなつてきたこと等及び海難事故の現状にかんがみ、その堪航性及び人命の安全確保を図るため、小型船舶に対して安全基準を定めて、検査を統一的に実施するとともに、船の長さ十二メートル未満の小型船舶についての検査を行なうことを業務とする小型船舶検査機構について定める等を目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 小型船舶に対して、特定の簡易な構造の船舶等を除き、検査を義務づけ、有効な船舶検査証書を受領しなければ航行の用に供してはならないものとする。

2 船の長さ十二メートル未満の小型船舶の検査事務のうち、特定の船舶に係るもの以外のものの検査事務は、運輸大臣の認可を受けて設立される小型船舶検査機構に行なわせるものとする。

3 小型船舶検査機構は、全額政府出資の法人とし、その設立、役員、業務、財務等に関し所要の規定を設けるものとする。

4 小型船舶に対する検査の実施に伴い、船舶の改造、修理及び整備についての認定事業場制度の新設、小型艇体、機関その他多量生産される物件に対する型式承認制度の採用等により検査の合理化を図るとともに、その他所要の規定を整備するものである。

5 この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行するが、第二条第二項の改正規定及び第三十二条の改正規定(安全基準の適用範囲の拡大)、第七条の次に一条を加える改正規定(小型船舶に対する検査の代行制度の実施)は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における小型船舶の普及及び海難事故の現状にかんがみ小型船舶の堪航性及び人命の安全確保を図るにあつて、これらの船舶に対して検査を実施するとともにこれを行なうことを目的とする小型船舶検査機構について定める等の必要があるため、妥当な措置と認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお 本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算(運輸省所管)運輸本省一般行政に必要な経費の船舶行政中、小型船舶検査機構出資金三千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十八年七月四日

交通安全対策特別委員長 久保 三郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

船舶安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、今後のレジャーボートの増加傾向に対処するため、次の諸点について、努力すべきである。

一 レジャーボートの航法及び航行水域を規制し、海上交通の安全の確保と秩序を図るため所要の措置を講ずること。

二 強化プラスチック船の廃船処理問題について検討を加え、必要な対策を推進すること。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
わが国とアメリカ合衆国との間には、昭和四十二年二月二十六日に署名された原子力の非軍

事的利用に関する協力のための協定が締結されているが、わが国は、この協定を改正する議定書の締結について交渉を行なつてきた結果、合意に達したので、昭和四十八年三月二十八日ワシントンにおいて、本議定書に署名を行なつた。

本議定書は 合衆国原子力委員会と日本国政府又はその管轄下にある認められた者との間で、動力用燃料として使用する濃縮ウランの生産又は濃縮のための契約を締結すること、

日本国内の動力への利用のために合衆国から日本国に移転される濃縮ウランの量は、総設備容量六万メガワット(電気出力)又は両国の法律上及び憲法上の手続に従つて合意される容量を維持するために必要な量を限度とすること、

移転される資材等の非軍事的利用を確保するための保障措置については、国際原子力機関による適用をたてまゝとすること等について規定している。

なお、本議定書は、それぞれの政府が、他方の政府から、本議定書の効力発生のための法律上及び憲法上のすべての要件を満たした旨の文書による通告を受領した日に効力を生じ、かつ、協力協定の効力の存続期間中効力を有することとなつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、わが国が必要とする核燃料の長期にわたる供給を可能にすることにより、今後におけるわが国の原子力の平和的利用の一層の促進に資するものと考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年七月四日

外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 前尾繁三郎殿

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和四十五年度決算書類であつて、放送法第四十条第三項の規定に基づき、これに関する説明書とともに、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

1 資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和四十六年三月三十一日現在における資産総額は、一、二〇一億三、九六八万二、〇九一円、負債総額は四〇四億六、五〇九万一、九五七円、資本総額は七九六億七、四四九万一、三四円となつてゐる。これを前年度と比較すると、資産総額において七六億六、〇七八万五、六三三円の増、負債総額において三〇億五、三一二万五、六七二円の増、また資本総額において四六億七六五万九、九六三円の増となつてゐる。

2 損益

損益計算書によれば、昭和四十五年度中の事業収入は九二〇億六、二五五万二、一六〇円、これに対し事業支出は九〇五億四、八五六万四、四七五円で、事業収支差金は一五億一、三九八万七、六八五円（資本支出充当一、二億八、九四〇万四、当期剰余金二億二、四五八万七、六八五円）となつてゐる。

二 議決の内容

本件については、異議がないと議決すべきものと決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年七月五日

通信委員長 久保田四次

衆議院議長 前尾繁三郎殿

日本放送協会昭和四十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

一 本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和四十六年度決算書類であつて、放送法第四十条第三項の規定に基づき、これに関する説明書とともに、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

1 資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和四十七年三月三十一日現在における資産総額は、一、三四〇億八、五八四万四、一九〇円、負債総額は五四三億七、六四六万五、四九九円、資本総額は七九七億九三七万八、六九一円となつてゐる。これを前年度と比較すると、資産総額において一三九億四、六一六万二、〇九九円の増、負債総額において一三九億一、一三七万三、五四二円の増、また資本総額において三、四七八万八、五五七円の増となつてゐる。

2 損益

損益計算書によれば、昭和四十六年度中の事業収入は一、〇〇九億八、五七一萬三、六八五円、これに対し事業支出は一、〇〇五億九、二九九万七、三九九円で、事業収支差金は三億九、二七二万六、二八六円（資本支出充当三億九、二七二万六、二八六円）となつてゐる。

二 議決の内容

本件については、異議がないと議決すべきものと決した次第である。

のと決した次第である。

昭和四十八年七月五日

通信委員長 久保田四次

衆議院議長 前尾繁三郎殿

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する事務の終了に伴い、同事務に関する規定を整理する。

2 松山刑務所（在松山市）の所在地が市街地化し、かつ、その施設が狭隘で老朽化してきたので、同刑務所を愛媛県温泉郡重信町に移転する。

3 北海道地区における少年院の過剰収容状態を緩和し、矯正行政を有効適切ならしめるため、北海道樺戸郡月形町に月形少年院を設置し、豊浦医療少年院（在愛知県知多郡南知多町）を廃止する。

4 出入国管理業務を有効適切に行なうため、入国管理事務所出張所の設置及び廃止を次のように行なう。

(1) 設置（九出張所）

- イ 仙台入国管理事務所大船渡港出張所
- ロ 仙台入国管理事務所石巻港出張所
- ハ 東京入国管理事務所日立港出張所
- ニ 名古屋入国管理事務所金沢港出張所
- ホ 神戸入国管理事務所東播磨港出張所
- ヘ 福岡入国管理事務所佐伯港出張所
- ト 福岡入国管理事務所八代港出張所
- チ 那覇入国管理事務所金武港出張所
- リ 那覇入国管理事務所嘉手納出張所
- (2) 廃止（二出張所）
- イ 札幌入国管理事務所根室港出張所
- ロ 鹿児島入国管理事務所泊港出張所

5 新鹿児島空港の設置に伴い、鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所（在鹿児島市）を鹿児島県姶良郡溝辺町に移転する。

6 市町村の廃置分合等に伴い、別表について所要の整理を行なう。

なお、施行期日は、公布の日としている。ただし、4のうち(1)のロ、ニ及びホについては昭和四十八年四月一日から、2及び3については公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行することとしている。

二 議案の修正議決理由
 本案は、法務行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費として、約三十六万円が昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。
 昭和四十八年七月五日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
 内閣委員長 三原 朝雄
 (別紙)
 (文字及び一は修正)

附 則
 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表十二の改正規定中仙台入国管理事務所石巻港出張所、名古屋入国管理事務所金沢港出張所及び神戸入国管理事務所東播磨港出張所に係る部分は昭和四十八年四月一日から施行し、別表四の改正規定中松山刑務所に係る部分並びに別表五の改正規定中豊浦医療少年院に係る部分及び月形少年院に係る部分はそれぞれ公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 二八三

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 水道水源の確保、水道事業の広域化並びに一般廃棄物、産業廃棄物の排出量の増大等に対処し、生活環境施設の整備を積極的に推進するため、環境衛生局に水道環境部を設置すること。

2 従来の統計調査等の業務に加えて、電子計算機を利用して、各種の情報の整理、分析を迅速に行ない、国民生活に密着した厚生行政の一層の推進を図るため、大臣官房の統計調査部を統計情報部に改組すること。

3 現在、公衆衛生の個別の分野、個別の疾病に対応して設けられている中央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会及び伝染病予防調査会を廃止し、新たに国民の健康の維持増進について、広く公衆衛生全般にわたつ

て総合的見地からの施策を推進するため、公衆衛生審議会を設置すること。

4 その他所要の改正を行なうこと。
なお、この法律は、昭和四十八年四月一日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、厚生行政の推進を図るため、おおむね妥当な措置と認められるが、個別の分野、個別の疾病ごとに設置されている現行の審議会の重要性並びに栄養行政面からの調理師法施行の必要性等にかんがみ、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約千二百二十六万円が昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十八年七月六日

内閣委員長 三原 朝雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

第五条第九号中「及び調査資料を頒布し、又は刊行する」を、「調査資料その他の情報を作成し、及び提供する」に改め、同条第十九号を次のように改める。

十九 削除

第五條中第三十四号の二を第三十四号の三とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 調理師養成施設を指定し、並びに調理師の免許に関して都道府県知事の行なう講習及び試験の基準を定めること。

第九條第五号の二を削る。

第九條の二中第九号の二を第九号の三とし、第九号の次に次の一号を加える。

九の二 調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）を施行すること。

第二十九條第一項の表中
「中央優生保護審査会」主として優生手術に関する適否の再審査を行い、その他優生保護上必要な事項を処理することを。

「公衆衛生審議会」公衆衛生に関する重要事項について、厚生大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。
主として優生手術に関する適否の再審査を行ない、その他優生保護上必要な事項を処理すること。

附 則

（施行期日）
改め、同表中中央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会及び伝染病予防調査会の項を削る。

第一条 この法律は、公布の日昭和四十八年四月一日から施行する。

（精神衛生法の一部改正）

第二条 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の章名中「精神衛生審議会」を「地方精神衛生審議会」に改める。

第十三条から第十六条までを削る。

第十六条の二第三項を次のように改め、同条を第十三条とする。

13 地方精神衛生審議会は、関係行政機関に対し所屬職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

第十六条の三を第十四条とし、第十六条の四を第十五条とし、第十六条の五を第十六条とする。

第十七条を次のように改める。

（条例への委任）

第十七条 地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会の運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第二十九條の六第二項中「中央精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第三条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「結核予防審議会及び結核診査協議会」を「結核診査協議会」に改める。

第三十九條第二項中「結核予防審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

第七章 結核予防審議会及び結核診査協議会を「第七章 結核診査協議会」に改める。

第四十四條から第四十七條までを次のように改める。

第四十四條から第四十七條まで 削除

（栄養改善法の一部改正）

第四条 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三條から第十五條までを次のように改める。

第十三條から第十五條まで 削除

（麻薬取締法の一部改正）

第五条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の六第九項及び第五十八條の十四第二項中「精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改

める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

1 国・公立学校の教職員の年金額の引上げに準じて、次のような改善を行なうこと。

(一) 私立学校教職員共済組合が支給する退職年金、減額退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額を、昭和四十八年十月分以後、昭和四十五年以前に退職者について二三・四％、昭和四十六年度の退職者については一〇・五％引き上げること。

(二) 私立学校教職員共済組合が支給する旧私学恩給財団の年金について、前記(一)に準じてその年金額を引き上げること。

(三) 私立学校教職員共済組合が支給する通算退職年金について、昭和四十八年十一月分以後、その年金額を引き上げること。

2 標準給与の最高額を、国・公立学校の教職員の掛金等の最高限度額の引上げに準じて、十八万五千円から二十二万円に引き上げること。

3 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、私立学校教職員の福利厚生を図るため、おおむね妥当なものと認めるが、通算退職年金の改定の基礎となる定額部分の額を引き上げるとともに、私立学校の教職員のうち、私立学校教職員共済組合法の適用を除外されているものについて、学校法人の申出により同法を適用するよう修正することは適当と認められるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和四十八年度一般会計予算に、二千二百九十三万四千円が計上されている。

本修正の結果必要とする国庫補助の増額分は、平年度において約五千三百三十七千円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を求めたところ、奥野文部大臣より、「急なことなので、内閣の意見をたゞいままでにとりまとめるに至らなかった。」旨の発言があつた。右報告する。

昭和四十八年七月六日

文教委員長 田中 正巳

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

昭和四十八年七月十日 衆議院会議録第五十号 議案に関する報告書

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(その額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたものである場合には、その制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額)に一・二三四を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額(それらの額が、平均標準給与の年額にあつては、その年額の算定の基礎となつた組合員であつた期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつてはその月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該算定の基礎となつた組合員であつた期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限、法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にあつては、百三十二万円(昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、百八十万円)に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたものである場合には、これらの制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、退職当時の年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として、法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の四の次に次の一条を加える。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 議案に関する報告書

別表第二の六

- (昭和四十八年度における恩給財団の年金の額の改定)
- 第三条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の六の下欄に掲げる額に改定する。
- 第六条中「第三条の四」を「第三条の五」に改め、同条を第七条とし、第五条中「第一条から第二条の四まで」及び「これら」を「この法律」に改め、同条を第六条とし、第四条の三の次に次の一条を加える。
- (昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)
- 第五条 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。
- 一 二十二万八千八百円
- 二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を求め、その年額を十二で除して得た金額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額
- 2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。
- 一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に應じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)別表第二に定める日数を乗じて得た金額
- 二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日における年齢に應じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額
- 3 新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。
- 4 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
- 別表第二の五の次に次の一表を加える。

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円
六一、〇〇〇円	一四二、八〇〇円
六二、〇〇〇円	一四五、一〇〇円
六三、〇〇〇円	一四七、五〇〇円
六四、〇〇〇円	一四九、八〇〇円
六五、〇〇〇円	一五二、二〇〇円
六六、〇〇〇円	一五四、五〇〇円
六七、〇〇〇円	一五六、八〇〇円
六八、〇〇〇円	一五九、二〇〇円
六九、〇〇〇円	一六一、五〇〇円
七〇、〇〇〇円	一六三、九〇〇円
七一、五〇〇円	一六七、四〇〇円
七三、〇〇〇円	一七〇、九〇〇円
七四、五〇〇円	一七四、四〇〇円
七六、〇〇〇円	一七七、九〇〇円
七七、五〇〇円	一八一、四〇〇円

七九、〇〇〇円	一八四、九〇〇円
八〇、五〇〇円	一八八、五〇〇円
八二、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
八三、五〇〇円	一九五、五〇〇円
八五、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
八八、二〇〇円	二〇六、五〇〇円
一〇一、二〇〇円	二三六、九〇〇円
一一五、〇〇〇円	二六九、二〇〇円
一二九、六〇〇円	三〇三、四〇〇円
一五〇、〇〇〇円	三五一、二〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表中

第三十級	一七〇、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第三十一級	一八〇、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三十二級	一九〇、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第三十三級	二〇〇、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円以上 二〇五、〇〇〇円未満
第三十四級	二一〇、〇〇〇円以上 二〇五、〇〇〇円以上 二一五、〇〇〇円未満
第三十五級	二二〇、〇〇〇円以上 二一五、〇〇〇円以上

に改

める。

昭和四十八年七月十日 衆議院会議録第五十号 議案に関する報告書

附則第三十一項を第三十四項とし、第二十二項から第三十項までを三項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の三項を加える。
(適用除外教職員に対するこの法律の適用)

22 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができ、かつ、同項の規定により厚生年金保険の被保険者である教職員等を使用する学校法人が、当該教職員等の過半数の同意(当該教職員等を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、当該教職員等がこの法律による組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される教職員等は、同年四月一日にこの法律による組合員となるものとする。

23 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができるこの法律による組合員又は同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者であるこの法律による組合員を使用する学校法人が、当該組合員の過半数の同意(当該組合員を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、それぞれ、当該組合員がこの法律に基づき保健給付、災害給付及び休業給付又は退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關しても組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される組合員は、同年四月一日に当該申出に係る給付に關してもこの法律による組合員となるものとする。

24 前二項の申出をした学校法人に昭和四十九年四月一日以後に使用されることとなる教職員等については、附則第二十項後段の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、○次項の規定は、公布の日から施行する。
○第二十二項の規定は、公布の日から施行する。

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第二十条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という。)第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二十条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定の例による。

3 昭和四十八年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 議案に関する報告書

二二八

- (厚生年金保険の被保険者であつた組合員の取扱い)
- 4 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」といふ)の被保険者であつた者が改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定により同年四月一日(以下「切替日」といふ)に私立学校教職員共済組合法(以下「法」といふ)による組合員(以下「組合員」といふ)となつたもの(以下「切替組合員」といふ)の当該被保険者であつた期間(以下「厚生年金保険期間」といふ)は、法の長期給付(退職給付、廃疾給付及び遺族給付をいふ。以下同じ)に關する規定の適用については、組合員であつた期間とみなす。この場合における厚生年金保険期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。
- 5 切替組合員の前項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間は、切替日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。
- 6 (組合員であつた期間とみなされる期間の標準給付)
附則第四項の規定により厚生年金保険期間を組合員であつた期間とみなす場合における法第二十二条に規定する平均標準給付の算定については、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における法による標準給付の月額とみなす。
- 7 (厚生年金保険特別会計からの交付金)
政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされることとなつた切替組合員の当該厚生年金保険期間に係る部分を、政令で定めるところにより、切替日から二年以内、厚生年金保険特別会計から私立学校教職員共済組合(以下「組合」といふ)に交付するものとする。
- 8 (厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者の取扱い)
切替組合員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けたい旨の申出をなかつたときは、附則第四項の規定にかかわらず、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。切替組合員のうち、昭和四十九年一月一日から切替日の前日までの間に厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、あらかじめ当該年金たる給付を受けたいこととする旨の申出をなかつたときは、同様とする。
- 9 切替組合員が前項に規定する申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日に消滅する。
- 10 (更新組合員の長期給付に關する経過措置)
切替組合員で引き続き法の長期給付に關する規定の適用を受けるもの(以下「更新組合員」といふ)に対する退職年金の額については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号、以下「昭和三十六年改正法」といふ)附則第四項(第四号を除く)、第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同法附則第八項第一号中「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。以下同じ)」とあるのは、「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。以下同じ)」及び昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号、以下「昭和四十八年改正法」といふ)附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日(前日の期間)と読み替へ、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、「長期組合員であつた期間及び昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間」と読み替へるものとする。
- 11 前項の規定により昭和三十六年改正法附則第八項の規定を準用する場合においては、同項第一号の金額は、同項に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日(前日の期間)を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とし、同法附則第八項第三号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で同年同月同日以後の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とする。
- 12 更新組合員に対する退職一時金に係る法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第八十条第二項第一号に掲げる金額については、昭和三十六年改正法附則第四項(第四号を除く)及び第十二項(第二号に係る部分を除く)の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。以下同じ)」で施行日の前日まで引き続いていふもの」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日(前日の期間)と読み替へ、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間及び昭和四十九年四月一日以後の長期組合員であつた期間」と読み替へるものとする。
- 13 前項の規定により昭和三十六年改正法附則第十二項の規定を準用する場合においては、同項第一号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とし、同項第三号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とする。
- 14 前項の規定するものは、更新組合員に対する長期給付については、昭和三十六年改正法附則第十三項の規定を準用する。この場合において、同項の規定の準用についての必要な技術的調整は、政令で定める。
- 15 (再就職者に關する経過措置)
前五項の規定は、更新組合員であつた者で再び組合員となつたものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的調整は、政令で定める。
- 16 前項に規定する者のうち、法の規定又は附則第十二項から附則第十四項までの規定により退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に対する前項において準用する附則第十項の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第八項の規定の適用については、必要な事項は、政令で定める。
- 17 (国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の改正の場合の経過措置)
附則第十四項(附則第十五項において準用する場合を含む)の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第十三項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の規定が改正された場合におけるこの附則の適用については、必要な経過措置に關しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的調整は、政令で定める。

(退職年金等の受給権の取扱)

18 更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、遺族退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものは、切替日に再び組合員となつたものとみなし、これらの給付の支給の停止に関する規定を適用する。

19 更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を受ける権利(切替日の前日においてその支給を停止されていた退職年金を受ける権利を除く。)を有するものが、切替日から二箇月以内に組合員に対してその支給を受けることを希望する旨を申し出た場合には、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に関する規定にかかわらず、その支給を停止しない。

20 前項の申出をした者又はその遺族に対して支給する法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金の基礎となつた期間は、組合員であつた期間に該当しないものとする。

21 (健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた期間に係る給付の取扱)

切替日の前日に健康保険法(大正十一年法律第七号)による保険給付を受けることができる者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の保険給付又は休業給付に関する規定の適用については、その者は、切替日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その者が切替日の前日の経過する際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、法に基づいて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなして、組合員は、切替日以後に係る給付を支給する。

(健康保険組合の解散等)

22 改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定による申出がなされた場合において、これらの規定に基づいて組合員となるべき者が被保険者となる健康保険組合が組織されているときは、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、組合が承継する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合にあっては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。

(政令への委任)

23 附則第四項から前項までに規定するもののほか、これらの規定に係るこの法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱)

4 24 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

25 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中、「農林漁業団体職員共済組合法」を、「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第七項、農林漁業団体職員共済組合法」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

26 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(私立学校教職員共済組合の組合員に関する経過措置)

第十三条 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年四月一日に私立学校教職員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第四項の規定により私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間とみなされ、私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の基礎となるべきものは、附則第二十一条第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

〔別紙〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は左記の事項について検討し、すみやかにその実現を図るべきである。

一 短期給付に要する費用について国庫補助の措置を講ずること。

二 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十に引き上げるよう努めること。

三年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドを採用し、すみやかにその制度化を図ること。

四 長期給付については、厚生年金の給付水準を下回ることのないよう必要な措置を講ずること。

五 新法による年金額の最低保障措置を国立学校の教職員と同様に昭和三十四年から適用するよう

必要な措置を講ずること。

六 私立学校教職員共済組合法の適用外にある私学振興を目的とする関係団体の職員に対し、すみやかに、同法を適用するため必要な措置を講ずること。

右決議する。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、職員が受けた通勤による災害に対し、公務上の災害の場合に準じた補償及び福祉施設を行なうとともに、その他の所要の改正を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 通勤による災害の補償等

(1) 目的の改正

従来の公務上の災害に加えて、通勤によ

る災害についても補償及び福祉施設を行なうことができるように本法の目的を改正するものとする。

(2) 通勤の範囲

通勤とは、職員が、勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいうものとし、その往復の経路を逸脱し、又はその往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、通勤とはしないものとする。

ただし、その逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最少限度のものであるときは、その逸脱又は中断の間を除き、その後の往復は、通勤とするものとする。

(3) 補償及び福祉施設

補償及び福祉施設の種類、支給事由及び内容については、公務上の災害に係るものに準ずるものとする。

(4) 費用の負担

通勤による災害に係る療養補償の支給を受ける職員は、初回の療養に際し、二百円の範囲内で自治省令で定める金額を基金に払い込むものとする。

(5) 他の法令による給付との調整

通勤による災害に対し、療養補償、休業

補償又は葬祭補償が行なわれる場合には、地方公務員等共済組合法、健康保険法等によるこれらに相当する給付は行なわれないものとし、年金たる補償が行なわれる場合において地方公務員等共済組合法による年金たる給付が行なわれるときは、当該給付との調整を行なうものとする等他の公的給付との間における必要な調整を行なうものとする。

(6) 非常勤の地方公務員の取扱い

非常勤の地方公務員のうち、法律（労働基準法を除く。）により通勤による災害に対する補償の制度が定められていない者についても、条例で通勤による災害に対する補償の制度を定めなければならないものとする。

2 その他所要の規定の改正

(1) 葬祭補償の額

葬祭補償の額は、現実に葬祭に要する費用を考慮した額とするものとし、その額は、政令で定めるものとする。

(2) 平均給与額の算定方法

通勤による災害を受け、そのため勤務しなかつた日数及びその間の給与については、公務上の災害を受け、そのため勤務しなかつた場合におけると同様、平均給与額を算定する場合における控除計算の対象とするものとする。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行なうものとする。

3 施行期日等

通勤による災害に関する規定は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用するものとし、その他の規定は、この法律の公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

地方公務員について、従来の公務上の災害に加えて、通勤による災害についても補償及び福祉施設を行なうとする本案は、適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年七月十日

地方行政委員長 上村千一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公務員災害補償制度の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 通勤と公務との密接な関連性等にかんがみ、

通勤途上の災害は、公務上の災害とするよう検討を加え、すみやかに措置すること。

二 通勤の範囲を定める運用基準の決定にあつては、公正を図り、職員が不利益な取扱いを受けることのないよう、関係組合の意見をきく等十分な配慮を行なうこと。

三 一般公務員が、とくに危険をおかして業務を遂行しなければならない場合の補償についても、引き続き検討を加えること。

四 業務上の死亡等に対する民間の法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においてもその均衡を考慮して適切な措置を講ずること。

五 遺族補償をはじめとする各種補償の給付水準については、その引き上げについて検討すること。

右決議する。

昭和四十二年度以後における地方公務員等

共済組合法の年金の額の改定等に関する法

律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に

関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定について恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金の受給資格年限の緩和、

退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 恩給制度の改正に伴う地方公務員共済組合制度の改正に関する事項

(1) 地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年金額について、恩給年額の増額の措置に準じ、昭和四十五年以前に退職に係るものについては二十三・四パーセント、昭和四十六年度の退職に係るものについては十・五パーセント、それぞれ増額し、昭和四十八年十月分から支給するものとする。

(2) 長期実在職した七十歳以上の者が受ける退職年金、減額退職年金及び廃疾年金並びに七十歳以上の者及び七十歳未満の妻、子又は孫が受ける遺族年金については、これらの年金額の算定の基礎となつた給料について、四号給を限度として加算することとし、その年金額を増額するものとする。

(3) 公務による廃疾年金及び遺族年金について、増加恩給の額の増額措置との均衡を考慮して、その最低保障額を引き上げるものとする。

(4) その他恩給制度の改正に伴い、外国特殊機関職員の通算要件の緩和、教育公務員の勤続加給条件の緩和及び準文官期間の完全通算等の措置を講ずるものとする。

2 厚生年金保険制度の改正等に関連する地方公務員共済組合制度の改正に関する事項

(1) 在職中死亡した者に係る遺族年金の受給資格年限を十年から一年に短縮するものとする。

(2) 退職年金の最低保障額を三十万二千四百円(現行十五万円)に、遺族年金の最低保障額を二十三万五千二百円(現行十一万五千二百円)に、それぞれ引き上げるものとする。

(3) 掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を二十二万円(現行十八万五千円)に引き上げるものとする。

(4) 公庫等に転出した者に係る公庫等職員としての在職期間を組合員期間に通算する場合における通算の条件について緩和するものとする。

(5) その他規定の整備を図るものとする。

3 その他の制度の改正に関する事項

(1) 地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金について、地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて、その年金額を増額するものとする。

(2) 旧沖縄県町村吏員恩給組合及び旧樺太町町村吏員恩給組合の恩給条例の規定による退職料等の受給権を有することとなる者については、当該退職料等に相当する給付を支給する措置を講ずるものとする。

(3) その他規定の整備を図るものとする。

4 実施期日

前記の措置のうち、2の(4)に掲げる措置は公布の日から、2の(2)に掲げる措置は昭和四十八年十一月一日から、その他の措置は昭和四十八年十月一日から、それぞれ実施するものとする。

二 議案の修正議決理由

地方公務員の退職年金制度について、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講じようとする本案は適切なものと認めるが、なお、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正内容にない、退職年金等の最低保障額等について所要の引上げ措置を講ずる必要がある、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
右報告する。

昭和四十八年七月十日

地方行政委員長 上村千一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員

等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「以下第三条の五まで」を「以下第三条まで、第六条及び第六條の四」に改める。

第七條中「第三条の五」を「第七條」に改め、同条を第十一條とする。

第六條中「第四條」を「第八條」に改め、同条を第十條とし、第五條を第九條とし、第四條を第八條とする。

第三条の五中「第三条の二」を「第六條」に改め、同条を第六條の四とし、同条の次に次の一條を加える。

(昭和四十八年度以後における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第七條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(以下この項において「地方公務員共済組合の年金」という。)の額がこの法律の改正により改定されることとなつた場合において、地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金を地方公務員共済組合の年金とみなしたならばこれらの年金の額を改定すべきこととなるときは、政令で特別の定めをする。

るものを除き、これらの年金の額を、当該地方公務員共済組合の年金の額の改定が開始される月分以後、当該改定に関するこの法律の規定の例により算定した額に改定する。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。

第三条の四第一項及び第二項中「第三条の二」を「第六条」に、「第三条の三」を「第六条の二」に改め、同条第三項中「第三条の二」を「第六条」に改め、同条を第六条の三とする。

第三条の三を第六条の二とし、第三条の二を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の三第八項中「遺族年金の下に」(以下「沖繩の退職年金等」といふ。)を加え、同条の次に次の三条を加える。

(昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第二条の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち、昭和四十八年九月三十日において既に支給されている年金(以下次条までにおいて「既裁定年金」といふ。)で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第

一条第一項各号に掲げる「仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額」とみなされた額に「一・二三四」を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該給料年額については、二百六十四万円)を、それぞれ同項各号に掲げる「仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額」とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち、前項の規定の適用を受けるもの(当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限(組合員である間に死亡したことを給付事由とする遺族年金については、十年)に達している年金に限る。)で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額」に恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第三条第一項の規定を参酌して政令で定める額を加えた額とする。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)

は、その日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において既に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

6 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において既に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、当該既裁定年金の額(その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるもの)の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎とな

つた新法第四十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額に「一・二三四」を乗じて得た額(その額のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、これらの給料年額については、二百六十四万円)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる「仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額」とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一・二三四」とあるのは、「一・一〇五」と読み替へるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日に

において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。
この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

5 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第四条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八千四百円
二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の給料に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法

律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乗じて得た金額

3 新法第八十二条第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について

準用する。

5 施行法第三十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 次に掲げる者をいう。

イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

ロ 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者(イに掲げる配偶者に該当するものを除く。)

第四十条第一項中「組合員である期間(以下「組合員期間」という。)」を「組合員期間に改め、同条第三項中、「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十五条第一項中「第二条第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十七条中、「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改める。

第七十四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十八条第二項ただし書中「十五万円」を

〇二
「三十万二千四百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「十一万四千円」を「十二万八千四百円」に改める。

第九十三条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年未満」を「一年未満」に改め、同条第二項及び第三項第二号中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改める。

第九十八条を次のように改める。

第九十八条 削除

第一百四十条第三項中「十八万五千円」を「二十万円」に改める。

第一百四十条第二項中「復帰したとき」の下に「又は公庫等職員である間に死亡したとき(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。第五項において同じ。)」を加え、同条第五項中「復帰したとき」の下に「及び公庫等職員である間に死亡したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合(その者が更に引き続き当該公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合を含む。)における前各項の規定の適用については、この者は、これらの他の公庫等に係る公庫等職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。

第四百二十二条第二項の表の上欄中「第九十八条第二項」を削る。

第四百四十四条の二第二項中「同じ。」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を、「その復帰したとき」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「復帰した場合」の下に「又は団体職員である間に死亡した場合」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「復帰したとき」の下に「又は団体職員である間に死亡したとき」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き他の団体職員となつた場合(その者が更に引き続き当該団体職員以外の他の団体職員となつた場合を含む。)における前三項の規定の適用については、この者は、これらの他の団体職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。

第六百六十四条第二項中「当該共済会を組織す

る地方議会議員である間における公務に關連する傷病により」を削る。

第六百六十七条の二中「国民金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。

第九百九十七条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第二百二条の表の上欄中「第九十八条第一項」を削る。

第二百四十四条第四項中「十八万五千元」を「十二万円」に改める。

附則第十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、施行日前に旧町村職員恩給組合を組織していた市町村(以下次項までにおいて「恩給組合加入市町村」という。)の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用については、次項及び第五項の規定の適用がある場合を除き、自治省令で定めるところにより、恩給組合加入市町村が負担する。

附則第十一条第二項中「旧町村職員恩給組合を組織していた市町村(以下この項において「恩給組合加入市町村」という。)」を「恩給組合加入市町村」に改める。

別表第四中「一八三、六〇〇円」を「三九三、六〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「三三〇、〇〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改める。

八〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五条・第四十六条)」を「第三款 前除」に改める。

第二条第一項第十九号中「及び条例在职年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えらるる期間」を「、条例在职年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えらるる期間及び年金条例職員として在職した期間に準ずるものとして政令で定める期間」に改め、同項第十二号中「みなされる期間」の下に「及び旧長期組合員であつた期間に準ずるものとして政令で定める期間」を加え、同条第四項第二号中「第四十四条」を「第四十五条」に改める。

第三条第四項第二号中「この項」を「この号」に改め、同項第三号中「法律第八十二号」を「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第号)」に改め、同条に次の六項を加える。

6 昭和二十一年一月二十九日前に給付事由が生じた旧沖縄県町村吏員恩給組合恩給条例(以下次項までにおいて「旧沖縄恩給条例」と

いう。)の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付で政令で定めるもの(次項及び第十項において「沖縄の退職料等」という。)については、この法律又はこれに基づく政令に別段の規定があるもののほか、旧沖縄恩給条例の規定の例により、当該条例の規定の適用を受けていた者又はその遺族(当該条例の規定による遺族をいう。次項及び第八項において同じ。)に対し、沖縄県市町村職員共済組合からこれを支給する。

7 前項の規定は、旧沖縄恩給条例が昭和二十一年一月二十九日から昭和四十一年六月三十日までの間においてもなお効力を有するものとしたならば当該条例の規定の適用を受けることとなる者として沖縄の市町村に在職した者又はその遺族につき当該条例の規定を適用するものとした場合にこれらの者に支給すべきこととなる沖縄の退職料等について準用する。

8 前二項の規定は、第三百三十二条の二第一項第二号に規定する沖縄の共済法の規定の適用を受ける者であつた期間を有する者又はその遺族については、適用しない。

9 昭和二十年九月三日前に給付事由が生じた旧樺太市町村吏員恩給組合恩給条例(以下この項において「旧樺太恩給条例」という。)の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付(旧樺太恩給条例の規定の適用を受けて

いた者で同日以後引き続き樺太にあつたものについては、当該条例が同日からその者が帰国した日(その者が帰国前に死亡したときは、その死亡の日)までの間においてもなお効力を有するものとし、かつ、当該帰国又は死亡を当該条例の規定による退職又は死亡とみなして当該条例の規定を適用するものとした場合にその者又はその遺族(当該条例の規定による遺族をいう。以下この項において同じ。)に支給すべきこととなる給付を含む。)で政令で定めるもの(次項において「樺太の退職料等」という。)については、この法律又はこれに基づく政令に別段の規定があるものほか、旧樺太恩給条例の規定の例により、当該条例の規定の適用を受けていた者又はその遺族に対し、政令で定める市町村職員共済組合からこれを支給する。

10 第六項若しくは第七項又は前項の規定により支給される沖繩の退職料等又は樺太の退職料等は、新法及びこの法律の適用については、第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料等とみなす。

11 第八項及び前項に定めるもののほか、同項に規定する沖繩の退職料等又は樺太の退職料等の額の算定の基礎となる給料の額の計算方法その他第六項、第七項及び第九項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第三条の三第一項第二号中「法律第百十三号による改正後の」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。)による改正後の」に改め、同項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十号)」を「法律第 号」に改める。

第三条の四の次に次の一条を加える。

第三条の四の二 国の新法の規定による年金の額の改定に関する法令の制定又は改正により国家公務員共済組合が支給する国の新法の規定による通算退職年金の年額が改定された場合において、第三条第一項、第三項及び第四項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金を国の新法の規定による通算退職年金とみなしたならばその額を改定すべきこととなるときは、当該年金の額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該国の新法の規定による通算退職年金の額の改定に関する法令の規定の例による。

第三条の五中「前三条」を「第三条から前条まで」に改める。

第七条第一項第一号中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第四号中「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、同条第二項中「又は遺族一時金」及び「退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。」を削り、第五号から第八号までを削る。

第十号第四号中「法律第百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三条の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。)」に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十三条第二項中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第三十六条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十九条の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第四十一条中「二十四万円」を「二十九万六千六百六十円」に、「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第四十二条中「十一万五千二百円」を「二十三万四千二百円」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第四十五条及び第四十六条 削除

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十五条第一項中「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条第二項中「(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)」を削る。

第五十七条第二項中「又は第十項」を、「第十項又は第十四項」に改め、「同条第十一項」の下に「又は第十二項」を加え、同条第三項第二号中「附則第十一条第一項」の下に「又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第十三条第一項」を加え、同条第四項中「六十五歳」を「六十歳」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第六条」を「法律第百五十五号附則第十四条(同法附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。)」に改める。

第六十四条第一項中「若しくは第四号又は第七号若しくは第八号」を「又は第四号」に改める。

第八十一条中「支給し、遺族一時金は、支給

しない」を「支給する」に改める。

第八十五条を削り、第八十五条の二を第八十五条とする。

第八十七条及び第八十八条第三項中「第百五条」を「第百五条の二」に改める。

第百二条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第一百七条及び第九十五条第五項中「第百二十条」を「第百二十条の二」に改める。

第百十八条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第百二十五条第三項中「復帰したとき」の下に「又は公庫職員である間に死亡したとき」(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。)を加え、同条に次の一項を加える。

7 復職希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き新法第百四十条第一項に規定する公庫等のうち住宅金融公庫以外のもの(次条において「他の公庫等」という。)に係る同項に規定する公庫等職員(以下この項において「他の公庫等職員」という。)となつた場合(その者が更に引き続き当該他の公庫等職員以外の他の公庫等職員となつた場合を含む。)における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として在職する間、復職希望職員たる公庫職員として在職するものとみなす。

第百二十六条中「在職する間」の下に「(これに引き続き他の公庫等に在職する間を含む。)」を加える。

第百二十七条第二項中「復帰したとき」の下に「又は公庫等職員である間に死亡したとき」(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。)を加え、同条第四項中「第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第百二十八条第二項中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第百三十一条第二項第二号中「法律第百五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。)」に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百三十二条の八中「第百五条」を「第百五条の二」に改める。

第百三十四条第一号中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改め、同条第二号

中「(第四十七條第一項第一号又は第六十三條第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)」を削る。

第百四十三條の二第二項中「以下次条において同じ。」を削り、同条第三項中「又は新法第九十八條及び又は遺族一時金」を削る。

第百四十三條の二の次に次の一条を加える。

第百四十三條の二の三 団体共済組合員期間が二十年未満である団体共済更新組合員で、施行日前におけるその者の四十歳に達した月以後の第百四十三條の二第一項第一号の期間が十五年以上二十年未満であるものが退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合(新法第二百二条において準用する新法第七十四條に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合及び新法第二百二条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。)には、新法第二百二条において準用する新法第七十八條第一項又は第九十三條第一項第二号の規定の適用については、その者は、団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。この場合において

は、新法第二百二条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第百四十三條の四第二項中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第百四十三條の五第三項中「第八十二条」を

「新法第八十二条」に改める。

第百四十三條の十四の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第百四十三條の十五中「十一万五千二百円」を「二十万五千二百円」に改める。

第百四十三條の十六を次のように改める。

別表第二中「九五三、二〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六二一、二〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四一三、二〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千元」に改め、同表の備考三中「二万四千元」を「二万八千八百円」に、「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

〔別紙〕

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公務員共済制度の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 退職時期による退職年金の格差をすみやかに是正し、給与改定率による年金スライド制の制度化を図ること。

二 厚生年金の給付水準の引上げに伴い、これとの均衡を失しないように共済年金の給付水準を引き上げるとともに、退職年金等の最低保障制

度についてその改善を図ること。

三 年金額算定の基礎となる給料は、公共企業体職員等共済組合の取扱いと均衡を失しないよう退職時の給料とすること。

四 年金制度施行前の職員期間を組合員期間に通算する場合における退職時期等による制限の緩和を図ること。

五 長期給付に要する費用に充てるための公的負担部分については、厚生年金等の制度との均衡を考慮し、その負担割合を引き上げるとともに、短期給付の掛金率が一定限度をこえることとなる組合については、組合員の負担の軽減措置を講ずること。

六 長期給付の財政方式については、賦課方式の問題を含めて検討すること。

七 長期に職した組合員の退職後の医療給付の継続及び非在籍専従役員の共済組合員としての資格の継続について検討すること。

八 短期給付制度を適用しない共済組合の福祉事業が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずること。

九 共済組合の運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

十 土地開発公社等の職員についても団体共済組合制度を適用すること。

右決議する。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における通勤災害の発生状況及び通勤と業務との密接な関係にかんがみ、通勤災害を被った労働者及びその遺族に対し、業務災害の場合に準じた保険給付等を行なうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 労働者災害補償保険は、業務災害とともに通勤災害についても保険給付及び保険施設を行なうものとする。

2 通勤とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、通勤の途中で往復の経路を逸脱し又は中断した場合には、それ以後は、原則として、通勤とはしないものとする。

3 通勤災害に関する保険給付（療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付及び長期傷病給付）の支給事由及び内容は、業務災害に関する保険給付の場合に準ずるものとする。

4 通勤災害に関する保険給付等に要する費用にあてるための保険料は、事業主が負担するものとし、療養給付を受ける労働者は、二百円以内の一定額の一部負担を行なうものとする。

5 他の社会保険の給付との調整、通勤災害に

関する保険給付の特例その他所要の措置を講ずること。

二 議案の可決理由

最近における通勤災害の発生状況及び通勤と業務との密接な関係にかんがみ、通勤災害に関する保護制度を設けることは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度労働保険特別会計（労働省所管）において、通勤災害に関する保険給付等に必要な経費として百十三億二千三百三十七万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十八年七月十日

社会労働委員長 田川 誠一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項に関しすみやかに所要の措置を講ずべきである。

一 通勤災害を業務上の災害とするよう検討すること。

二 特別加入者についても通勤災害保護制度を適用するよう検討すること。

三 通勤の範囲に関する規定については、労働者保護の見地から、実情に即した適切な運用を図ること。

四 労使の協定等によつて、すでに、通勤災害に関する企業内措置が講じられているものについては、この法律の施行を理由にその実質的な利益を失なせないように指導すること。

五 労災保険の全面適用を早急に実現すること。

六 労災保険の給付改善については、すみやかに必要な措置を講ずること。

七 通勤災害保護制度の円滑な実施、労働災害の発生防止等を図るため、関係職員を大幅に増員すること。

八 被災労働者の社会復帰のための諸措置を充実すること。

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、通勤災害を被った被保険者に対し、職務上災害の場合に準じた保護を行なうとともに、職務上の傷病手当金について、職務上の年金の場合に準じた額の改定措置を講じようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 通勤災害

(1) 通勤の範囲は、労働者災害補償保険法に規定する通勤の範囲と同一とすること。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 議案に関する報告書

(2) 通勤災害による保険給付は、療養の給付、傷病手当金、障害年金、遺族年金、障害一時金、遺族一時金及び葬祭料とし、これらの支給要件及び内容は、職務上災害に関する保険給付の場合に準ずるものとする。なお、療養の給付を受ける被保険者は、初診を受ける際に二百円の一部負担を行なうこと。

(3) 通勤災害の保険給付に要する費用にあてられる保険料は、船舶所有者が負担すること。

2 職務上の傷病手当金

職務上の事由により支給する傷病手当金の額は、政令で定めるところにより、その額を改定することができること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

船員保険の被保険者の福祉の向上を図るため、通勤災害の保険給付を職務上災害の場合に準じた保護等を行なうことは時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度船員保険特別会計（厚生省所管）に通勤災害に関する保険給付費として三百九十二万四千円、職務上傷病手当金に関する疾病保険給付費として九百五十六万六千円が計上されている。

昭和四十八年七月十日

社会労働委員長 田川 誠一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律案（稲村佐近四郎君外五名提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、特定組織を用いて事業を行なっている織物製造業者の大部分が小規模企業者であること、組織の台数が長期的には過剰状態になることが予測されること等にかんがみ、特定組織

について中小企業団体の組織に関する法律（以下「団体法」という。）第五十六条又は第五十七条の規定に基づく命令の規定による登録の特例を設けるとともに組織の買取り及び廃棄を行なわせることにより、織物製造業者の経営の安定を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において「特定組織」とは、団体法に基づく調整規則による届出をした組織をいう。

2 特定組織の登録

(1) 特定組織を用いて事業を行なっている織物製造業者（以下「特定組織に係る織物製造業者」という。）は、当該特定組織について、通商産業省令（以下「省令」という。）で定める種類及び区分ごとに通商産業大臣の登録を受けることができるものとする。

(2) 登録を受けることができる特定組織の台数は、その者の設置している特定組織の台数（小規模組織と小規模組織以外の特定組織とに区分してそれぞれ算定した台数）の四分の三に相当する台数（台数の算定上一未満の端数を生じたときは端数を一に切り上げて得た台数）とする。

(3) 特定組織の台数の四分の三に相当する台数を算定する場合においては、当該算定の基礎となる特定組織の台数に、省令で定める日前に省令で定める廃棄がなされた組織及び登録組織で廃棄されたものに代えて設置され、省令による登録がなされた組織の台数を加えるものとする。

3 商工組合等の事業の特例

商工組合又は商工組合連合会であつて、省令で定めるもの（以下「商工組合等」という。）は、団体法第十七条又は第三十一条に規定する事業のほか、当該商工組合等の資格事業を

行なり織物製造業者に係る本法の規定による納付金の受入れ並びに当該納付金を財源として行なり織機の買取り及び廃棄に関する事業を行なうことができる。

4 事業計画の認可等

(1) 商工組合等は、納付金の受入れ並びに当該納付金を財源として行なり織機の買取り及び廃棄に関する事業を行なおうとするときは、省令で定めるところにより、昭和五十三年三月三十一日までの間における織機の計画的減少に関する事項を内容とする当該事業に関する計画及び資金計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(2) 商工組合等は、本法の規定により受け入れた納付金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

い。

(3) 納付金の運用は、国債の保有、銀行への預金、郵便貯金その他省令で定める方法によらなければならない。

5 登録の特例

(1) 商工組合等の事業計画の認可があつた場合においては、特定織機に係る織物製造業者で2の(1)により登録を受けることができる四分の三に相当する特定織機以外の特定織機を設置しているものは、当該特定織機のうち、当該事業計画において定められた減少させるべき織機と種類を同じくするものについて登録を受けることができる。

(2) 登録を受けることができる特定織機の種類ごとの総台数は、商工組合等の事業計画において定められた減少させるべき織機の種類ごとの総台数から、四分の三の台数の算定上端数を切り上げた場合において一から当該端数を減じて得た数を合計した数に

相当する台数を控除した台数とする。

6 納付金の納付

(1) 特定織機の登録を受ける者は、その者の設置に係る特定織機の種類ごとの台数に当該特定織機と種類を同じくする確認廃棄織機等の台数を加えた台数の四分の三に相当する台数(端数を含む。)をこえて登録を受けるときは、商工組合等が認可を受けた事業計画に基づいて行なり織機の買取り及び廃棄に関する事業に要する費用にあてられ、そのこえる台数に応じて〇・二五合につき五万円(小幅織機については二万五千円)の割合により算定した額の納付金を商工組合等に納付しなければならない。

(2) 納付金を納付する者のうち、その設置している特定織機の別表による換算台数が二十合に満たない者については、省令で定めるところにより申出することによつて、納付金の額を次の式により算定した額に輕

減するものとする。

6の(2)により算出した台数の總×

算定台数×算定台数の總×
算定台数の總×算定台数の總×

28

7 登録の効果

この法律により登録を受けた織機は、団本法第五十六条又は第五十七条の規定に基づく登録を受けたものとみなす。

8 事務の処理

通商産業大臣は、この法律の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、省令で定めるところにより、登録に関する事務を商工組合等に処理させることができる。

9 秘密の保持義務

登録の事務を処理する商工組合等の役員等は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

10 団体法に基づく命令についての措置等

その他団体法に基づく命令についての措

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号 議案に関する報告書

置、手数料、罰則等について必要な規定を設ける。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

12 この法律の失効

この法律は、昭和五十三年六月三十日限り、その効力を失うこととする。

13 納付金に残余を生じた場合の処理

商工組合等が受け入れた納付金について、商工組合等が認可を受けた事業計画に基づいて行なつた織機の買取り及び廃棄に関する事業の費用にあつて、なお残余を生じたときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを当該組合等の行なう事業に必要な費用にあつて、又は織物製造業の構造改善に資する事業のために寄付するものとする。

なお、通商産業大臣は、認可をしようとする

るときは、織維工業審議会の意見をきかなければならない。

14 別表

一	おさ幅が百十四・三センチメートル未満の織機(第三号ロに掲げる織機を除く。)	一
二	おさ幅が百十四・三センチメートル以上百九十・五センチメートル未満の織機	二
三	イ おさ幅が百九十・五センチメートル以上の織機 ロ おさ幅が百十四・三センチメートル未満の織機であつて絹織物の製造の用に供している織機	四

二 議案の可決理由

本案は、特定織機について、登録の特例を設ける等により織物製造業者の経営の安定を図るための措置として有効適切なもの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年七月十日

商工委員長 浦野 幸男
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による織機の登録の特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 今後の無登録織機の発生を嚴重に防止するため

1 新規発生の無登録織機保有者及び本法の登録を受けない者等に対しては、中小企業団体の組織に関する法律に基づく事業停止命令等を嚴重に適用すること。

2 産地等における監視体制を強化し、廃棄織機の消滅の確認等を行なうこと。

3 無登録織機の設置及び操業に関する親機、産元商社等に対し、取引停止の勧告及びその公表を行なう等必要な措置を講ずること。

と。

4 織機メーカーの協力により織布業者が新たに織機を発注するに際して届出させるよう適切な指導を行なうこと。

二 本法により登録を受けた織機については、当分の間譲渡しないよう強力に指導し、正規の手續きによらないで譲渡された織機については、買取りの対象としないこと。

三 本法の対象となる無登録織機の設置時期を省令施行日の昭和四十七年十一月一日とするよう措置すること。

なお、登録に際しては、当該特定織機に係る固定資産税を納付している旨の証明書を添付させること。

四 中小企業団体の組織に関する法律を遵守してきた産地組合等に対しては特別な配慮を行なうこと。

五 本法の対象となるすべての零細無登録業者が

円滑に登録できるよう十分配慮すること。

六 織布業の健全な発展と従業者の地位の向上を図るため、賃金、労働時間等について適切な指導を行なうこと。

七 毛布製造業等については、構造改善事業の目標期間内に所期の目的が達成できるよう十分な措置を講ずること。

昭和四十八年七月十日 衆議院會議録第五十号

一三〇二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)